

平成27年度産業技術調査事業
(大学における営業秘密に関する実態調査)
調査報告書

2016年3月31日

みずほ情報総研株式会社

目次

1. 背景・目的.....	3
2. 事業の概要.....	4
2.1 実施内容.....	4
2.2 実施体制.....	6
2.3 実施スケジュール.....	7
3. アンケート調査.....	8
3.1 調査目的.....	8
3.2 調査方法に関する検討.....	8
3.3 調査票の設計.....	10
3.4 アンケート調査の実施状況.....	13
3.5 アンケート調査結果.....	14
4. ヒアリング調査.....	33
4.1 ヒアリング調査の目的.....	33
4.2 ヒアリング調査の対象機関.....	33
4.3 ヒアリング結果の要旨.....	34
4.4 ヒアリング結果から明らかになった事項.....	46
5. 検討委員会の実施.....	48
5.1 検討委員会の設置と開催.....	48
5.2 ガイドラインの改訂とツールに関する検討.....	50
5.3 大学における秘密情報の保護に関する今後の普及方策.....	54

(付録)

付録1-1 調査票（機関全体編）

付録1-2 調査票（個別編）

付録2 アンケート調査結果

1. 背景・目的

近年、イノベーション創出を目的として大学、高等専門学校、大学共同利用機関等の教育研究機関（以下、「大学」という。）と企業との産学連携活動が増加しており、共同研究等を通じて企業から秘密情報が大学に持ち込まれる場合や、大学が教育活動等の一環として行うインターンシップにおいて、学生が企業から秘密情報を取得する場合、大学と研究開発法人等との間でのクロスポイントメント制度の導入により企業の秘密情報を大学関係者が取得する場合など、大学が企業等の秘密情報、特にそのうち「営業秘密」として管理すべき情報を保有し、これを取り扱う可能性が従前よりも増大していることにより、大学に対する営業秘密の適切な管理の要請は年々高まっている。

経済産業省では、「知的財産推進計画2014」（平成26年7月知的財産戦略本部決定）で、「一部の裁判例等において秘密管理性の認定が難しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることも視野に入れつつ、営業秘密管理指針において、法的に営業秘密として認められるための管理方法について、事業者にとってより分かりやすい記載とするよう改める」と記載されたことを受け、産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会における議論を踏まえ、平成27年1月28日に営業秘密管理指針の全部改訂を行い、不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示した。また、営業秘密管理指針の水準を超えて、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される（高度なものを含めた）包括的対策を示すため、「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」（以下、「企業向けハンドブック」という。）の策定が取りまとめられ、平成28年2月に公表されている。他方、大学における営業秘密等の情報の適切な秘密管理を図るための取組として、平成16年4月に「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、必要に応じて改訂を行っており、その周知を行ってきているところである。今般、前述の営業秘密管理指針の改訂を受け、ガイドラインに関しても改訂の是非や、改訂ガイドラインに記載すべき内容を検討する必要がある。

こうした状況を踏まえ、各大学がガイドライン等に基づきどのような規程等を策定して営業秘密管理を行っているか等、大学における営業秘密管理に関する実態を把握した上で、ガイドライン改訂の是非及び改訂すべき内容、並びに調査結果を反映した、ガイドラインを補完するための大学向け対応マニュアル、大学における営業秘密管理についてのベストプラクティス集等、ガイドラインの普及及び大学における営業秘密管理促進のために必要なツール（実事例を踏まえ適切な営業秘密管理措置について解説や紹介を行う資料等であり、かつ、大学における営業秘密管理の促進に寄与するもの。以下、「ツール」という。）の作成及びその普及を通じた大学に対する営業秘密の適切な管理についての啓発等の在り方等を検討することを目的として、平成27年度産業技術調査事業（大学における営業秘密管理に関する実態調査）（以下、「本調査」という。）を実施

した。

2. 事業の概要

以下に、本事業の全体に関わる内容について、その概要を示す。

2.1 実施内容

本事業において実施した内容は以下の通りである。

(1) アンケート調査

全国の大学に対して、ガイドライン等に基づく営業秘密管理に関する規定等の整備状況、営業秘密の具体的な管理方法等に関するアンケート調査を行った。アンケート調査対象機関については、86の国内の国立大学に、(3)の検討委員会において推薦があったその他の大学10機関程度を加えた全100機関程度の大学とし、経済産業省と協議の上決定することとした。

なお、アンケート調査票は各大学の実態をより適切に把握できるようにする必要があり、各大学における営業秘密管理措置の具体的な手法を尋ねることを可能とすることが求められるため、検討委員会委員、特に大学関係者や情報セキュリティに係る有識者等の意見を参考とするほか、経済産業省と調整を行った上で作成した。また、調査票の内容については、第1回検討委員会において検討を行った。

このほか、調査に先立ち、次の資料を参照するとともに、経済産業省において本事業と並行して検討及び策定された「企業向けハンドブック」について、事業期間中に可能な限り情報収集を行った。

- ・営業秘密管理指針（平成27年1月全部改訂版）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>

- ・大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン（現行）

http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/110331daigakugaidorain.pdf

(2) ヒアリング調査

上記(1)で実施するアンケート調査の結果を踏まえ、(3)の検討委員会において特に有用な事例と認められた大学や、その他推薦等があった大学等について、各機関における営業秘密管理に係る具体的な取組事例等の詳細を把握するため、合計16機関を対象にヒアリング調査を実施した。

(3) 検討委員会の実施

産学連携に関して知見を有する有識者（7名）で構成される「検討委員会」を4回開催し、以

下の事項について検討した。

- ① 本調査の進め方及びアンケート調査票における質問項目
- ② 本調査による調査結果の考察
- ③ 平成27年に改訂された「営業秘密管理指針」及び企業向けハンドブックに基づくガイドライン改訂の是非及び改訂ガイドラインに記載すべき内容等に係る提言
- ④ 調査結果を反映したツールの原案作成
- ⑤ ガイドライン及び上記④で作成するツールの普及方法に係る提言

なお、検討委員会委員の選定並びに検討委員会の実施方法及び検討内容については、経済産業省と調整の上、決定した。検討委員会委員の選定に際しては、複数名の大学関係者（知的財産管理部門に属する者及び企業との共同研究に携わる者を各1名以上含む）、情報セキュリティにつき知見を有する者、企業に在籍し大学との共同研究を実施した経験を有するとともに産学連携活動に知見を有する者、等を含めるなど、大学における営業秘密管理を検討するに適した者を選定するよう留意した。

（4）調査報告書等のとりまとめ

（1）～（3）の成果をもとに、報告書としてとりまとめた。また、要旨がわかる資料を作成した。

2.2 実施体制

本事業の実施体制を次図に示す。主たる事業のうち、アンケート調査及びヒアリング調査の窓口機能の設置と運営については、これまでの大学を対象とする産学連携に関する活動実績を考慮し、受託者の再委託先である、一般社団法人大学技術移転協議会（以下、「UNITT」という。）が担当した。再委託の内容は①アンケート調査の窓口、②ヒアリング調査、③検討委員会運営の一部業務である。

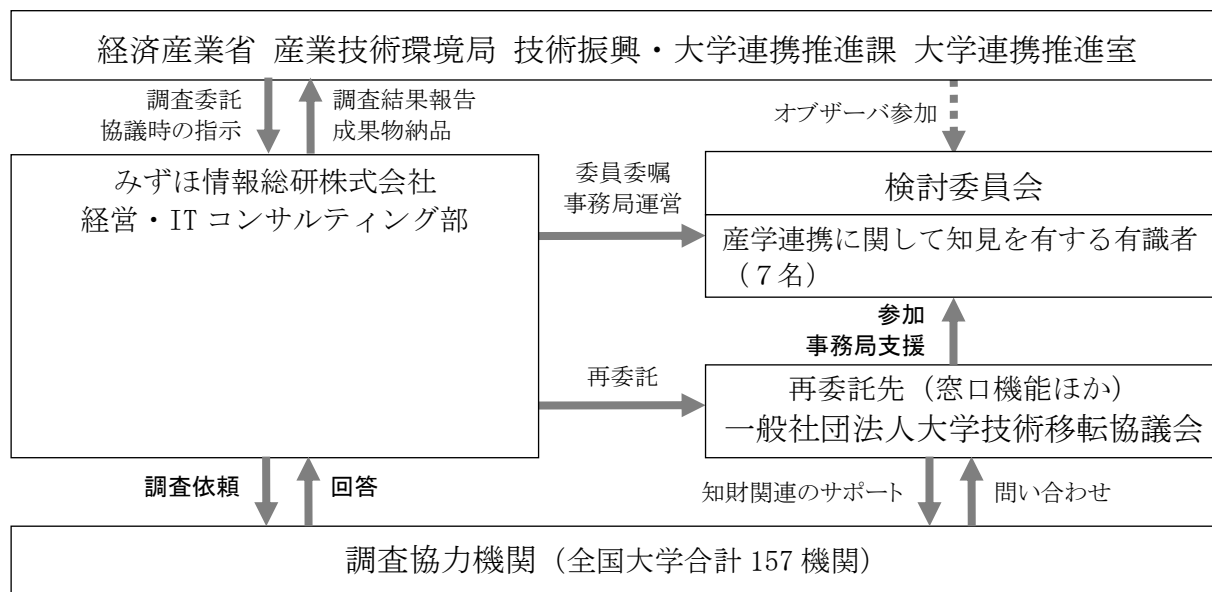


図 2-1 本事業の実施体制

2.3 実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは次表のとおりである。

表 2-1 実施スケジュール

実施事項		平成 27 年(2015 年)									平成 28 年(2016 年)								
		10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
(1) アンケート調査	対象機関選定																		
	調査票作成																		
	調査票発送																		
	アンケート調査の回答期間																		
	回答機関のサポート(問合せ対応等)																		
	調査結果の集計・分析																		
	フィードバック資料の作成																		
	フィードバック資料の作成																		
(2) ヒアリング調査	対象機関・ヒアリング項目選定																		
	アポイント調整																		
	対象機関訪問																		
	訪問結果とりまとめ																		
(3) 検討委員会の実施	委員人選、委嘱手続等																		
	検討委員会(準備等含む)				①						②		③					④	
	調査方法等の検討																		
	調査結果の考察																		
	ガイドライン改訂等の検討																		
	改訂方針の検討																		
	改訂案の作成・修正																		
ツール作成、普及方法検討																			
方針の検討																			
ツールと普及策の作成																			
(4) 調査結果の取りまとめ	結果とりまとめ																		
	調査報告書作成・納入																		▼

各作業項目の網掛けの期間において実施。①②③④は検討委員会(それぞれ第1~4回)開催時期。

▼は成果物の納入期日。

3. アンケート調査

3.1 調査目的

本事業におけるアンケート調査は、以下の2種類の目的のもとで実施した。

- (1) 大学における営業秘密情報の管理に関する実態の把握
- (2) 他大学にとっても参考となるような、営業秘密情報の管理に関する取組事例（グッドプラクティス）の収集

3.2 調査方法に関する検討

上記目的を効率的に達成するため、検討委員会での議論をもとに、アンケート調査の実施方法を以下の通り決定した。

(1) 対象とする情報

個人に関する情報、特に個人情報保護法が対象としている個人情報等は法律等によって保護すべきことが定められている。よって、大学においてもこうした法律等を遵守するための措置が講じられていると見込まれ、大学特有の取組はあまりないと考えられることから、個人に関する情報は調査の対象外とした。

(2) 対象機関

当初、国内の全国立大学（86大学）に、公立及び私立大学を加えた100大学程度を対象として実施することとしていたが、検討委員会での議論の結果、私立大学においても産学連携の取組を活発に行っている例があり、こうした取組を調査に反映すべきとの意見が示されたことを踏まえ、国内の全国立大学、ならびに経済産業省産業技術環境局大学連携推進室にて平成27年度に実施した『産業技術調査事業（産学連携活動マネジメントに関する調査）』におけるアンケート送付先である公立および私立大学を含めた合計157機関（国立大学86機関、公立大学24機関、私立大学47機関）を対象とすることとした。

(3) 対象とする部署

大学特有の秘密情報の管理に直面しているのは産学連携関連部署、研究室等であり、こうした部署等における回答が有効と考えられる一方で、大学における情報管理の方針を定める規程等の策定・運用に携わるのは大学における総務部や法務担当であり、こうした部署における意見を収集することも必要である。一方、学内でこうした部署の合議を通じて単一の調査票に回答していただくことを依頼すると、回答に時間を要するだけでなく、回答期間内での回収率の低下が懸念されることから、調査票を以下の2種類に分割し、並行して回答記入を行っていただけるよう、分冊の形で調査票を設計することとした。

① 機関全体編

総務部等、大学全体を管掌する部署においてご回答いただくべき設問をまとめた調査票とした。具体的には営業秘密等の情報を保護するための措置に関する規程類の策定状況を問う設問等がこれに該当する。本編は大学あたり1部を送付した。

② 個別編

共同研究を通じて秘密として提供された情報や入試関連情報等、特定の部局のみで扱うことが前提の情報についての保護に関する措置についての設問をまとめた調査票とした。具体的には情報の保護のための対策、秘密情報を扱う学生の扱いに関する設問等がこれに該当する。本編は大学の規模（学部数やキャンパス数）と秘密情報の有無に関する相違を考慮し、以下の分類に応じて送付部数を調整した。

- 大規模大学：5部
- 単一の学部のみで構成される大学（理系を除く）：1部
- その他の大学：3部

（4）調査票の送付先

上述した通り、本調査の調査票は大学内で複数の部署に配布の上、回答していただく必要がある。検討委員会における検討の結果、こうしたやりとりを効率的に行う観点から、機関全体編の回答部署として想定される総務部を管掌する、総務・財務担当理事宛に送付することとなった。

（5）調査票の媒体と送付方法

大学における回答担当者として想定される事務担当者において抵抗感が小さいと想定されること、及び送付先の電子メールアドレスを把握することが難しいという2点を踏まえ、本調査で用いる調査票は上述の機関全体編と個別編をそれぞれ紙媒体に印刷したものを郵送により送付・回収することとした。

一方、本アンケート調査においては自由記述による回答もあり、記入量が膨大となる可能性があることから、回答者への配慮という観点から、希望があれば電子ファイル形式による調査票を送付し、電子メールにて回収する方法も併用することとした。

3.3 調査票の設計

(1) 用語の定義

前述のとおり本調査は大学における営業秘密の管理について把握することを目的とするものであるが、本調査を実施するにあたり、回答者より大学においてどのような情報が営業秘密に該当するのかわからないという問合せが寄せられることが見込まれたことから、調査票においては、営業秘密情報を、例えば、「不正競争防止法に定める三要件全てを満たすもの」等の定義付けを行うのではなく、次のように定義することとした。また、学生についても回答者がどこまでを学生ととらえるかによって、回答内容が異なってくるのが想定されたことから、本調査における定義として明確化することとした。これらの定義を下表に示す。

表 3-1 本調査における用語の定義

営業秘密	大学の運営や研究・教育活動に用いられる、秘密として組織的に管理されている情報のうち、別途個人情報として管理されるものを除いたもの
学生	大学との第一義的な関係において雇用関係にない、学部学生ならびに大学院生（いずれも留学生を除く）。研究生を含まない。

(2) 対象となる情報の分類

大学が保有する情報と、学外から提供された情報とを区別する観点から、個別編の調査票において以下の分類を説明し、情報の分類①②ごとに個別に回答していただくこととした。なお、全学共通の規程における管理対象はほぼ大学が保有する情報のみに限定されると考えられることから、機関全体編では本分類を適用していない。

表 3-2 個別編における情報の分類

	定義	管理措置の対象となる情報の例
分類①	大学のみ属する営業秘密	<ul style="list-style-type: none">入試情報、学内試験情報調達関連情報経営情報学内での研究成果や発明（学生から譲渡されたものを含む）
分類②	大学以外が関与する営業秘密	<ul style="list-style-type: none">共同研究先/委託研究元から秘密保持契約を前提に提供された秘密情報共同研究を通じて得られた成果や発明（学生から譲渡されたものを含む）

(3) 調査仮説と対応する設問

調査票の設計にあたっては、下表のような仮説を設定し、その検証のための設問について検討

した。後述する調査票における設問との対応と併せて示す。なお、Q1.x は機関全体編、Q2.x は個別編のそれぞれ設問番号に対応する。

表 3-3 調査仮設と対応する設問

仮説	仮説検証のために把握すべき事項	対応する設問
学内における営業秘密管理に関する規程等の整備状況は、大学の置かれた状況に応じてまちまちである	規程や手続等の策定有無	Q1.1
	規程等で規定している内容	Q1.2
	営業秘密情報の格付けと峻別方法の規定状況	Q1.3
	営業秘密情報の管理主体の設定状況	Q1.4
措置が実効的に運用されているかどうかのモニタリングは十分に行われていない	営業秘密情報の管理のための措置に関する実効性の確認状況	Q1.5
営業秘密の漏えいが発生した場合の対策が具体的に規定されている場合は少ない	秘密情報の漏えいまたは漏えいが懸念される場合の対策として規定されている内容	Q1.6
大学における営業秘密管理に関する課題で最も多いのは学生の扱いである	営業秘密管理に関する規程等の策定や運用に際して困っていたり、課題と感じている事項	Q1.13
営業秘密の管理措置として、一部の大学では先駆的な取組が実施されている	営業秘密情報の管理のための措置として策定ないし実施されているもの	Q2.2, Q2.3, Q2.4, Q2.5
共同研究においては、営業秘密管理に要するコストを共同研究先が負担している例があるがまれである	営業秘密管理措置の導入や実施に要するコストの負担状況	Q2.7
	共同研究先に負担を求めている費用の種類	Q2.8
営業秘密を扱う研究への学生等の参加はごく一般的に行われている	営業秘密を扱う研究活動に学生等の参加を認めているか	Q2.9, Q2.10
共同研究への学生等の参加は一定の条件を付した上で認められている	学外との共同研究に学生等の参加を認めているか	Q2.11
これまで学生には営業秘密を扱わせないという考え方が主体で、学生が営業秘密を扱うルールの整備は不十分	学生等が営業秘密を扱う際のルールの有無	Q2.12
	学生等を対象とする物理的な封じ込め策	Q2.16
	学生等を対象とする不正アクセス防止策	Q2.17
	学生等を対象とした誓約書の扱い	Q2.18
	学生等向けの誓約書に盛り込むべき内容	Q2.19
	学生等が営業秘密を守秘すべき期間	Q2.20
	学生等の雇用契約についての規定内容	Q2.21, Q2.22
学生等への謝金・賃金の支払についての規定内容	Q2.23	

仮説	仮説検証のために把握すべき事項	対応する設問
	学生等が私物の情報機器を用いることの扱い	Q2.24
	アカデミックハラスメントを避けるために守るべき事項	Q2.25
	学生等に教育すべき内容	Q2.26
	学生等が情報管理を適切におこなっているかどうかの確認方法	Q2.27

(4) プレヒアリング調査の実施

調査票の作成に先立ち、実際の大学における営業秘密管理の状況や課題について直接話を伺うことを目的として、東京大学産学連携本部へのプレヒアリング調査を実施した。大学における状況として指摘された事項を以下に示す。

- 産学連携本部では、各部局から相談があった場合にのみ営業秘密に関する状況を把握しており、実際にどのように運用されているかをすべて把握できているわけではない。
- 営業秘密を扱う可能性がある学外との共同研究に学生が参加するのは、本学の場合相手先企業の同意を得た上で大学院生が参加する場合に限定される。
- 学生に対して秘密保持の誓約書の提出を求めるのは、企業から要請があった場合のみである。学生は未成年という前提で、誓約書に署名させても法的な拘束力をもたない可能性があり、対応は研究代表者に委ねている。
- 学生に対して誓約書に署名しないと卒業させない、単位を出さないといったパワーハラスメントにならないような配慮や、教育や研究の自由を阻害しないよう配慮をすることを職員向け研修の場で指導している。

(5) 調査票の作成

(1)～(4)における検討結果をもとに調査票案を作成し、検討委員会における審議を経て、本調査のための調査票を作成した。この内容を付録1-1(機関全体編)、及び付録1-2(個別編)に示す。

3.4 アンケート調査の実施状況

(1) アンケート調査実施における役割分担

アンケート調査の実施に際し、回答機関からの窓口機能については、これまでの大学等を対象とする調査実績を考慮し、再委託先である UNITT が担当した。これ以外の作業については、受託者であるみずほ情報総研が担当した。両者の役割を下表に整理する。

表 3-4 アンケート調査における役割分担

機関名	おもな役割
みずほ情報総研株式会社	<調査票送付、回収、分析> ・調査票作成と印刷 ・紙媒体による調査票の郵送 ・調査票の回収 ・回答内容の入力、集計、分析
一般社団法人大学技術移転協議会 (UNITT)	<窓口機能／調査依頼> ・調査内容に関する問い合わせ対応 ・電子版調査票の送付

(2) 調査期間

開始：平成 27 年 12 月 4 日（発送日）

締切：平成 27 年 12 月 25 日（投函期限設定日）

ただし、締切日後に事業期間中に返送された調査票についても集計の対象とした。

(3) 調査結果

本事業の実施期間を通じて次表の調査票の回収を実施した。なお、個別編の総部数については、電子ファイルを希望した大学では必要部数分のコピーを行っていることもあり、総数は不定であることから、回収率の算定は行っていない。

表 3-5 アンケート調査票の回収状況

分類	送付数	回収数	回収率
機関全体編	157 大学に 1 部ずつ	79	50.3%
個別編	1 大学あたり 1~6 部	176	—

3.5 アンケート調査結果

以下では、アンケート調査結果をもとに推察される、大学における営業秘密管理の状況について示す。なお、各設問における回答者の母数（n）は、単一選択式（シングルアンサー、SA と表記）の場合は回答者の総数、複数選択式（マルチアンサー、MA と表記）の場合は回答対象者の総数としている。本アンケート調査におけるすべての設問についての回答結果は、付録2において示す。

（1）営業秘密に関する規程、組織体制

① 規程等の策定状況

営業秘密情報の管理に関する規程や手続の策定状況について尋ねた結果を次図に示す。こうした規定や手続を策定している大学は、全体のちょうど4分の1であり、大学における営業秘密関係規程類の整備は進んでいないように見える。ただし、この中には、営業秘密を含む幅広い情報管理に関する規程を作成している場合を含んでいることに留意が必要である。

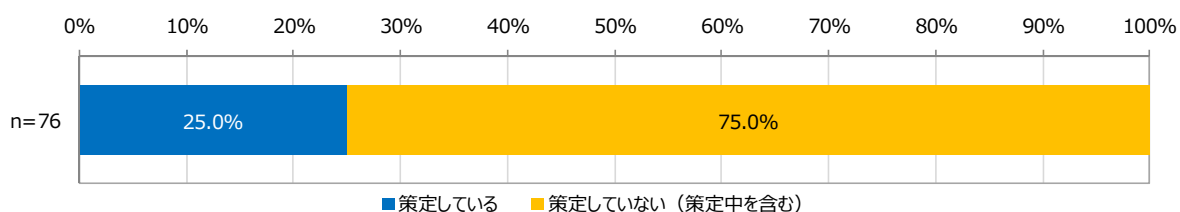


図 3-1 規程等の策定状況（機関全体 Q1.1、SA）

② 規程等で定められている内容

①で「策定している」と回答した19大学を対象に、策定済みの規程や手続において規定されている内容について尋ねた結果を次図に示す。

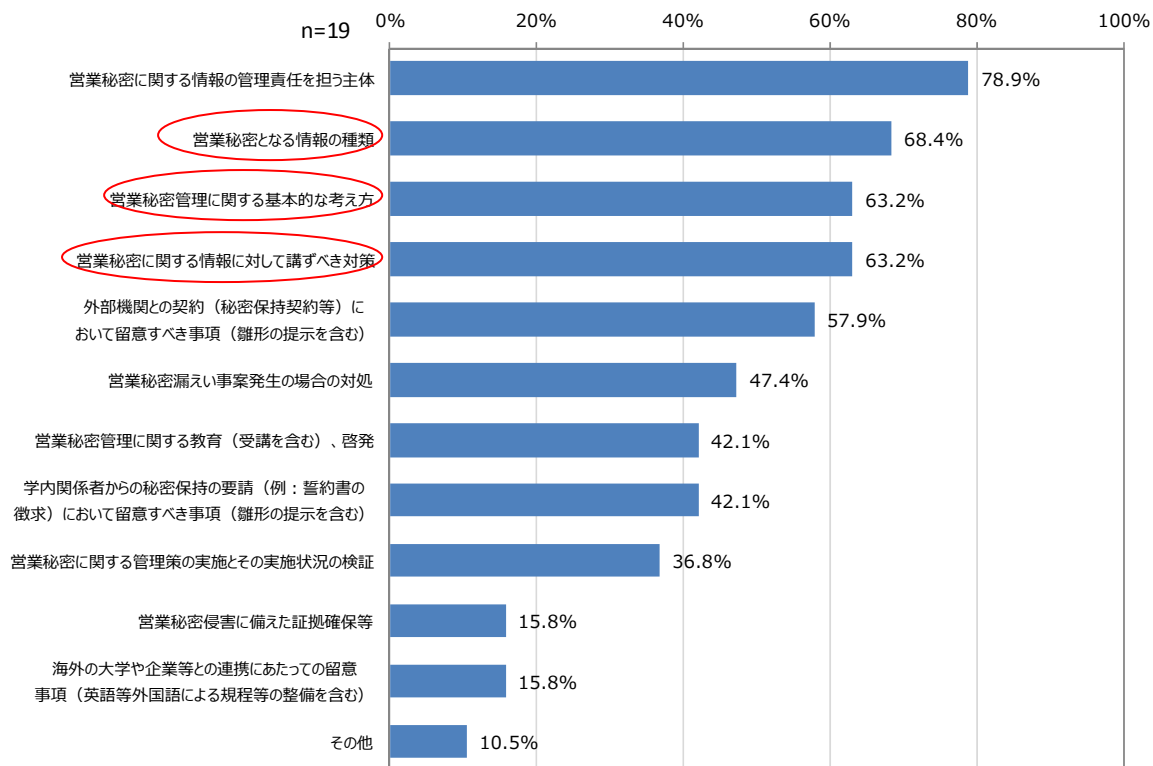


図 3-2 規程等で定められている内容（機関全体 Q1.2、MA）

③ 営業秘密情報の分類状況

営業秘密情報をどのように格付け、またはそれ以外の情報と峻別するように規定しているかについて尋ねた結果を次図に示す。このうち、営業秘密を複数のレベルで格付けしている大学と、営業秘密を一括して同一の格付けとして他の情報より高いレベルの管理を定めている大学の合計で全体の 6.6%、要保護情報とその他の情報を区別している大学まで含めても全体の 3分の1程度にとどまっている。

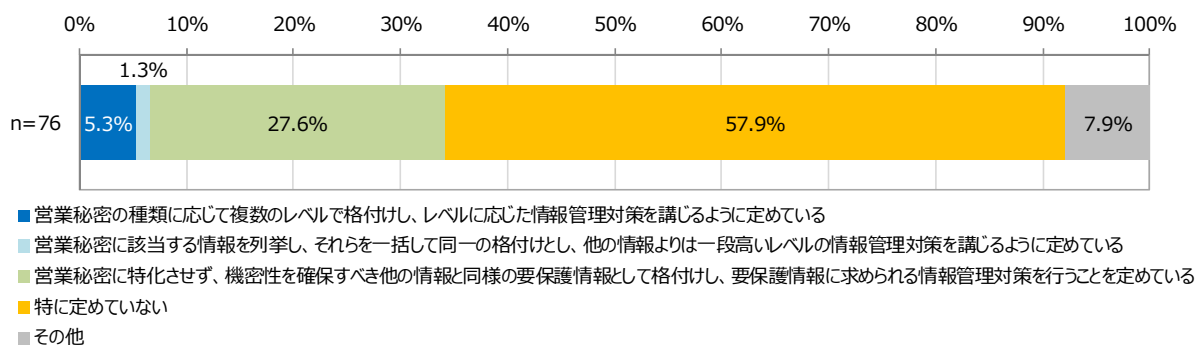


図 3-3 営業秘密情報の分類状況（機関全体 Q1.3、SA）

④ 営業秘密情報の分類状況（「営業秘密に関する課題」から）

各大学における営業秘密に関する課題について尋ねた結果を次図に示す。これを見ると、学内における情報のうち、どこまでを営業秘密として扱うべきかを課題と考えている機関が5割を超えている。こうした大学に対し、保護及び管理すべき情報についての情報提供に関して高いニーズがあることがわかる。

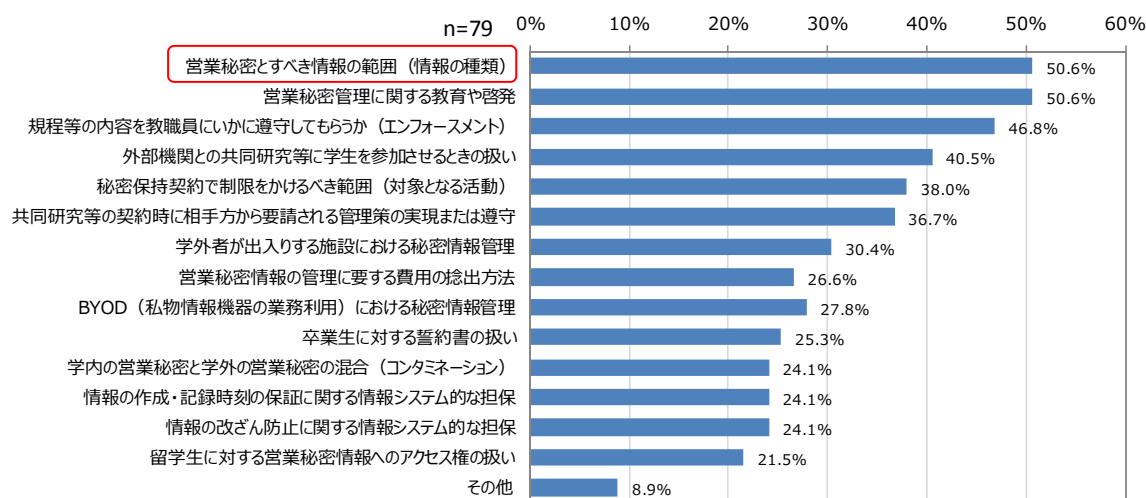


図 3-4 営業秘密に関する課題 (機関全体 Q1.13、MA)

⑤ 営業秘密情報の管理主体

営業秘密情報について管理の主体 (管理単位) を設定しているかどうかについて尋ねた結果を次図に示す。情報管理の責任を担う主体を設定することを規定している機関は、全体の3割に満たない。

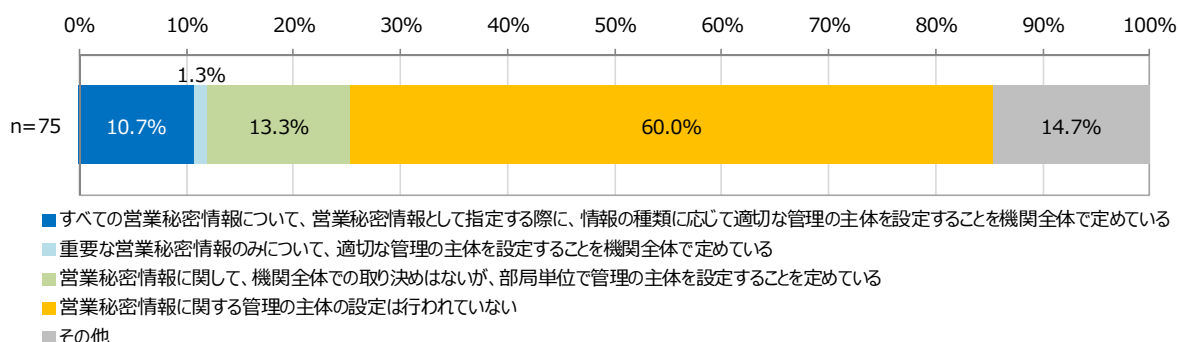


図 3-5 営業秘密情報の管理主体 (機関全体 Q1.4、SA)

⑥ 営業秘密情報の管理措置の実効性についての確認

営業秘密に関する管理措置について、それらが実効的に運用されているかどうかの確認 (エンフォースメント) に係る取組の状況を尋ねた結果を次図に示す。監査や自己点検等を行って

いる機関の中には複数の方法を併用しているところもある一方で、まったく確認を行っていない機関が7割を占めている。

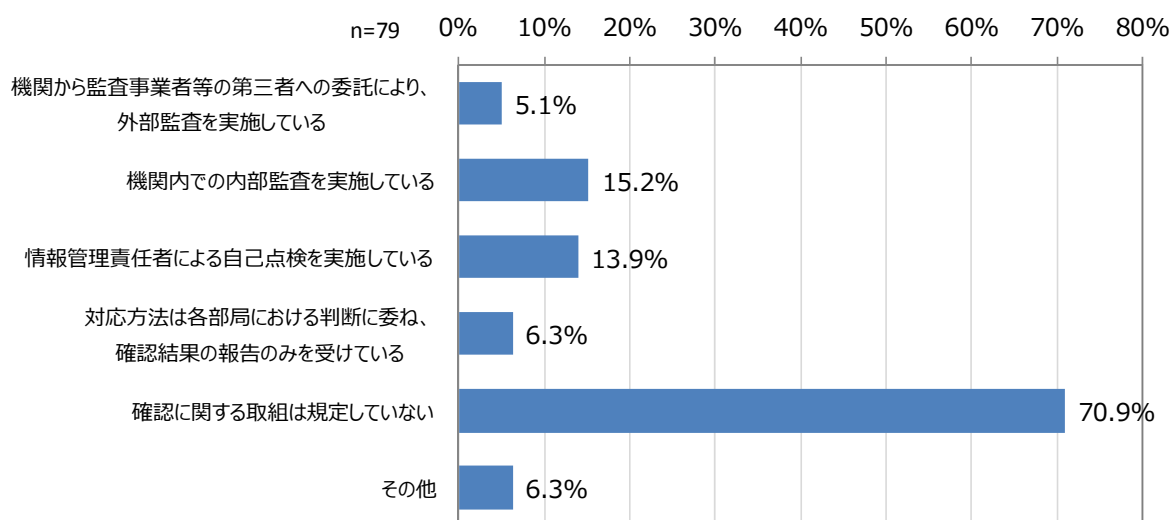


図 3-6 営業秘密情報の管理措置の実効性についての確認（機関全体 Q1.5、MA）

（2）営業秘密の保護に関する対策

① 秘密情報の漏えい（懸念を含む）が生じたときの対応の規定状況

秘密情報の漏えいまたは漏えいが懸念される事象が生じたときの対策として規定している内容について尋ねた結果を次図に示す。営業秘密に限らず、秘密情報が漏えいした場合の関係機関への連絡体制、被害拡大の防止、原因究明について規定している機関が全体の約4割強を占めている。大学において個人情報漏えいした場合にこうした対応を講ずることが求められていることから、個人情報漏えいに備えた対応方法をもとに、秘密情報への対応も計画している機関が多いものと推察される。一方、これらの対応と比較するとCSIRT¹を策定している機関の比率は全体の4分の1程度にとどまる。

なお、本設問においては「その他」と回答している機関も多いが、その内容は個人情報漏えいに準じた対応、危機管理マニュアルに基づく対応、特別委員会による対応、リスクに応じた対応など多岐にわたる。

¹ Computer Security Incident Response Team の略。コンピュータやネットワーク上の問題に対処するための組織。

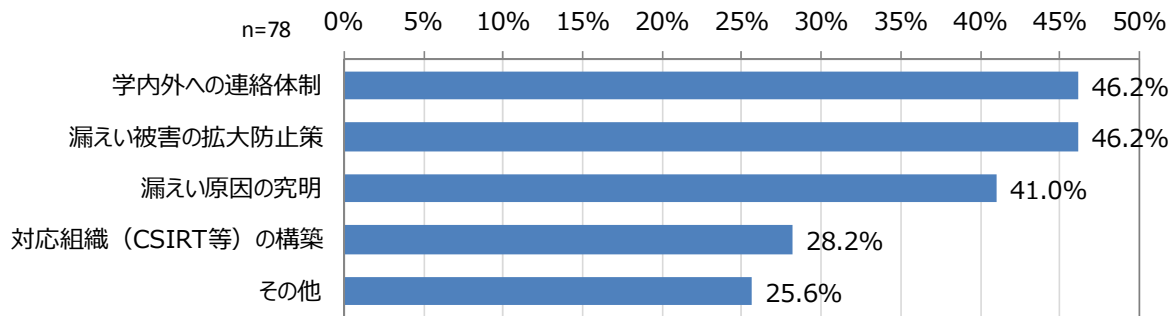


図 3-7 秘密情報の漏えい（懸念を含む）が生じたときの対応の規定状況（機関全体 Q1.6、MA）

② 営業秘密情報を管理するための措置の導入状況

営業秘密を管理するための措置として、個別編の回答部署において導入しているものを情報の分類毎に尋ねた結果を次図に示す。

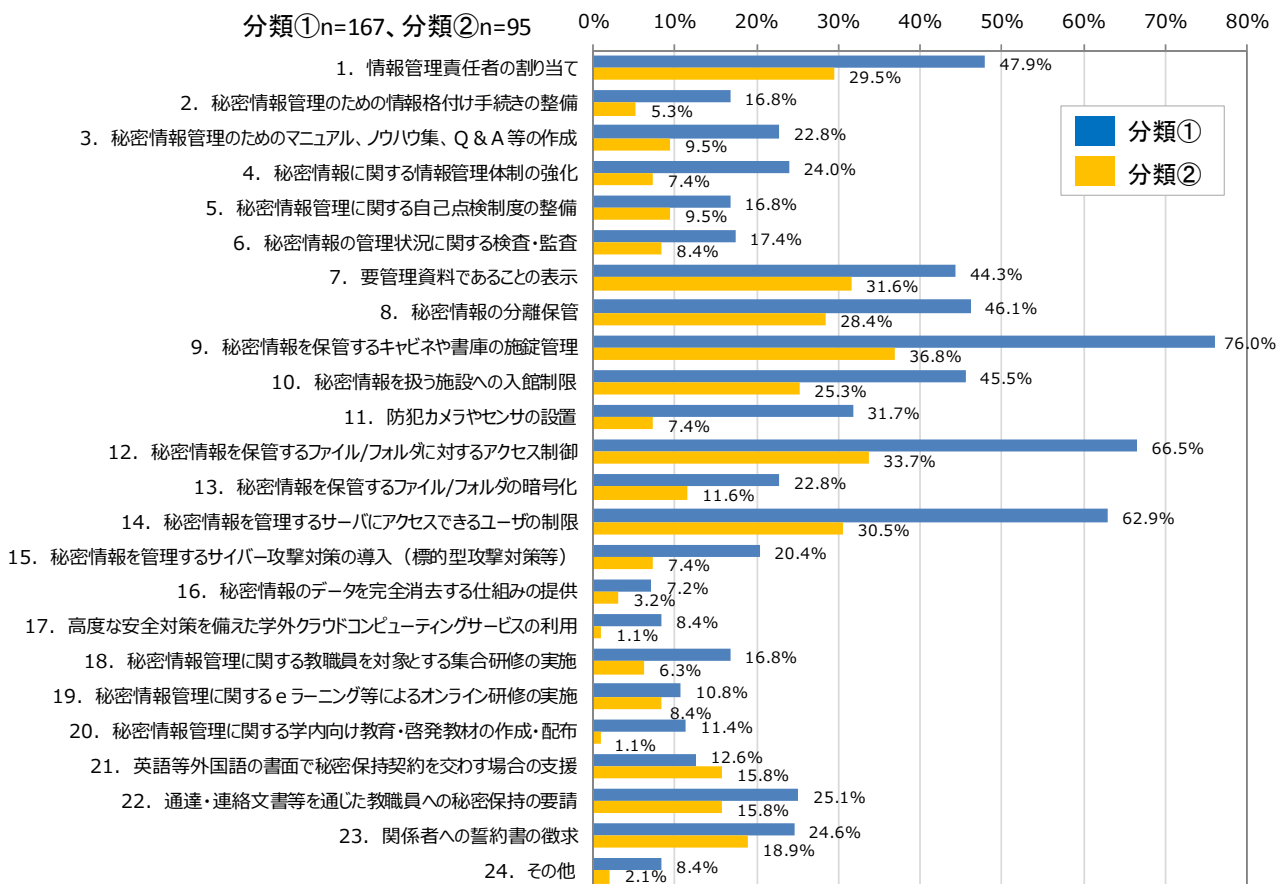


図 3-8 営業秘密情報を管理するための措置の導入状況（個別 Q2.2+Q2.4、MA）

これを見ると、分類①に相当する学内の営業秘密を保護するための措置として、「9. 秘密情報を保管するキャビネや書庫の施錠管理」「12. 秘密情報を保管するファイル／フォルダに対する

アクセス制御」「14. 秘密情報を管理するサーバにアクセスできるユーザの制限」の3つの措置については、全体の半数を超える回答者が導入していると回答している。次いで、「1. 情報管理責任者の割り当て」「7. 要管理資料であることの表示」「10. 秘密情報を扱う施設への入館制限」の各措置が半数近い回答者において導入されている。一方、分類②については、母数を分類②を扱うと回答した部署に限定しているにも関わらず、分類①と比較して導入していると回答している部署が相対的に少ない傾向にあることがわかる。この原因としては、分類①のみを扱う部署として、本設問に入試課等が回答しており、こうした部署における秘密情報の管理措置の導入率の高さが全体の底上げにつながっていることが推察される。よって、図 3-8 における結果が、学外の情報に関する措置の導入率が低いことを意味するわけではないことに留意する必要がある。

こうした中で、「21. 英語等外国語の書面で秘密保持契約を交わす場合の支援」は分類②を対象とした導入率のほうが高い唯一の項目である。これは内容から学内に閉じる必然性に欠けることから当然として、「7. 要管理資料であることの表示」「8. 秘密情報の分離保管」「10. 秘密情報を扱う施設への入館制限」「19. 秘密情報管理に関する e ラーニング等によるオンライン研修の実施」「22. 通達・連絡文書等を通じた教職員への秘密保持の要請」「23. 関係者への誓約書の徴求」などは分類②における導入比率が分類①と比較して相対的に高く、これらの措置について共同研究に係る営業秘密情報の管理上、重要であると各部署が判断しているものと推察される。

<営業秘密情報を管理するための措置の導入状況のうち、特に工夫している事項>

各部署において特に工夫している内容として回答のあったものを次表に示す。入試や入札等の秘密情報に関する措置が主体であるが、共同研究等における情報管理についても措置の必要性を認識している機関もみられる。

表 3-6 営業秘密情報を管理するための措置のうち特に工夫している事項(個別 Q2.3+Q2.5)

分類	番号 ²	工夫の内容
1	1,3,23	入学試験出題者、試験問題点検に関わる者については、一定の基準を設けて委嘱し、作業のためのマニュアルを整備している。また、委嘱状の発行の際に当該の者より「誓約書」を提出いただいている。
1	1-15, 17-20, 22,23	ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム:ISO27001)を導入し、情報資産の適切な保護とセキュリティの向上に組織的に取り組んでいる。
1	2,12,14	入試業務で使用するパソコンでは、オペレーションシステムとは異なるデータベースシステムで入試情報を管理し、二重のログインシステムとなっている。学内会議では入試に関する資料を回収し、情報漏えい等を防止している。
1	4	昨年 10 月より、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業(技術流出防止マネジメント)に採択されており、産学官連携リスクマネジメント室を新たに立ち上げ、全学を挙げて情報管理体制の強化に取り組んでいる。

² 図 3-8 で措置として挙げている 1~24 の項目の番号に対応する。

分類	番号 ²	工夫の内容
1	8	入札が執行されるまで、予定価格、最低制限価格などの調書については、管理職(契約担当係長)が保管庫で施錠管理している。
1	8・11	作成途中の入試問題の保管については、専用の大型耐火金庫に保管し、管理者間のみで金庫の開錠番号を把握している。また、キャンパスによっては金庫室に警報センサーを設置し、一定の人間のみの依頼によってのみ警報解除が行なえるシステムをとっている。
1	9	2種の鍵にて施錠された金庫の中に設置された金庫内にて保管。
1	10	現在は施設毎の入退館管理システムにより管理しているが、平成28年度より、全職員の身分証をICカード化し、入館制限及び入退室の記録等の管理を行う
1	10,11	入試シーズン(1~3月)にかけて、入試業務専用の部屋を確保し、警備会社と契約の上入室制限の設備、ならびに室内に人感センサを設置している。
1	11	重要文書等は、センサーによる警報装置付きの保管庫で保管し、その保管庫の鍵は、別の保管庫で保管している。
1	12	特に機密性の高い情報に関しては、全学共有のファイルサーバとは別に、専用のストレージを用意し関係者内にアクセスを制限している。
1	12	事務部内に共有サーバーを設置しており、その中に担当毎のフォルダを作成し、当該フォルダ内のファイルへのアクセスを担当内の職員に限定している。
1	13	事務用パソコンのローカルディスクは暗号化を施している。また、平文での持ち出し(ファイルコピー)を抑止している。
2	19	研究倫理教育の実施
1	22	課内向けではあるが、「用度課心得」を作成し、半年から1年毎に内容を確認し情報管理を徹底するように指導している。
1	22	共同研究、受託研究開始時に、担当研究者全員に研究ノートを渡し、情報管理徹底の要請を行っている。
1	23	学内での秘密保持の誓約書を提出したり、あるいは共同研究先等が求める秘密保持の誓約書を提出することを条件としている。
2	23	学生から誓約書を徴収する際、面談を行い誓約書の内容を遵守する旨の確認をとっている。

③ 営業秘密情報の管理費用に関する外部連携機関による負担

②で回答のあった管理措置について、その導入や実施に要するコストをどのように負担しているかについて尋ねた結果を次図に示す。

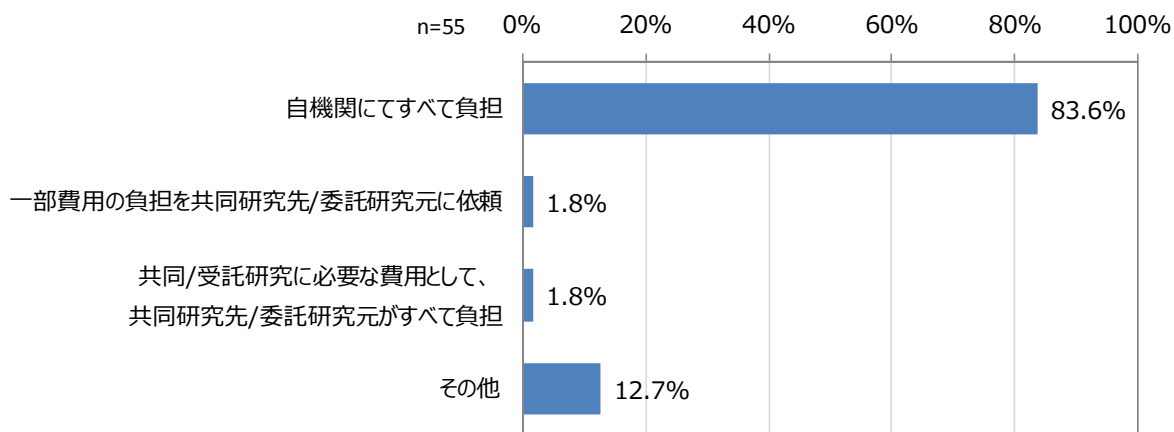


図 3-9 管理費用の負担状況 (個別 Q2.7、MA)

グラフから明らかなように、回答機関の大半は営業秘密情報の管理に要するコストを自機関にて全て負担している。例外的な回答をしている2機関を対象に、共同研究先/委託研究元に一部ま

たはすべての負担を求めている費用について尋ねた結果を次図に示す。なお、これらの2機関に具体的な負担の内容について尋ねたところ、特定のプロジェクトにおける状況を回答したものなどであって、一般的には秘密情報管理に関する費用を学外で負担するケースはないことがわかった。

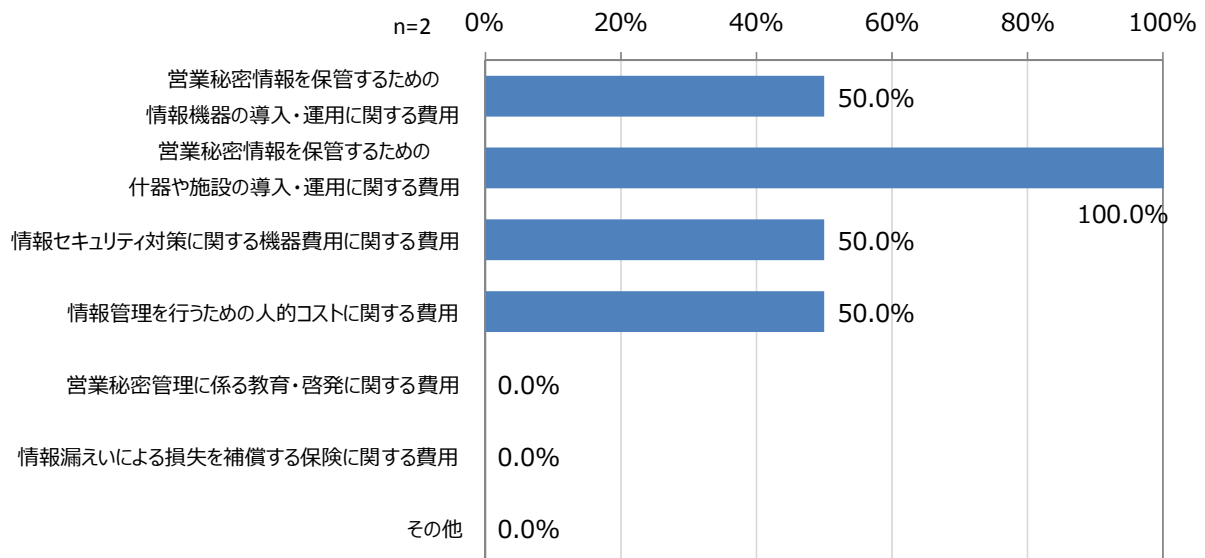


図 3-10 外部負担を依頼している費用の用途 (個別 Q2.8、MA)

(3) (3) 営業秘密を含む研究活動への学生の参加 (参加条件等)

① 営業秘密情報を含む研究活動への学生の参加可否

機関全体を対象に、営業秘密情報を扱う研究活動に学生等が参加することがあるかどうかを尋ねた結果を次図に示す。約 7 割の大学において、営業秘密情報を含む活動への学生の参加が認められている。

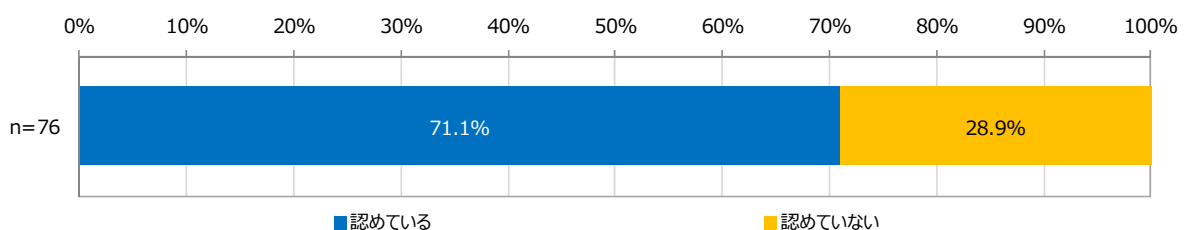


図 3-11 営業秘密情報を含む研究活動への学生の参加可否 (機関全体 Q1.7、SA)

一方、部署個別編において同様の内容を尋ねた結果は次図の通りである。なお、回答者には、入試課等、研究活動を伴わない部署が含まれるため、これを除外して考えると条件を満たす学生のみを対象とする場合を含めて、同様に 7 割程度の部署において学生の参加が認められてい

ることがわかる。この結果、多くの大学において営業秘密の管理を考える上で学生の存在は無視できず、学生を考慮した措置を講ずる必要があることが確認される。

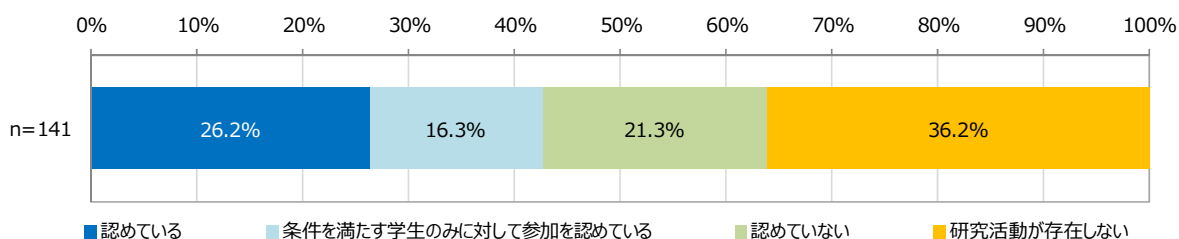


図 3-12 営業秘密情報を含む研究活動への学生の参加可否（個別 2-9、SA）

② 営業秘密情報の種類に応じた学生の扱い

① 学生の参加を認めていると回答した大学を対象に、営業秘密情報の種類に応じて区別を行っているかどうかを尋ねた結果を次図に示す。分類①のみを認め、外部との共同研究等への参加は不可としている大学は3機関である。これ以外の多くの大学においては、学外の営業秘密情報にも学生が接する可能性があることから、学生が営業秘密情報に参加する場合、学外の営業秘密にも触れる可能性についても考慮する必要があることがわかる。

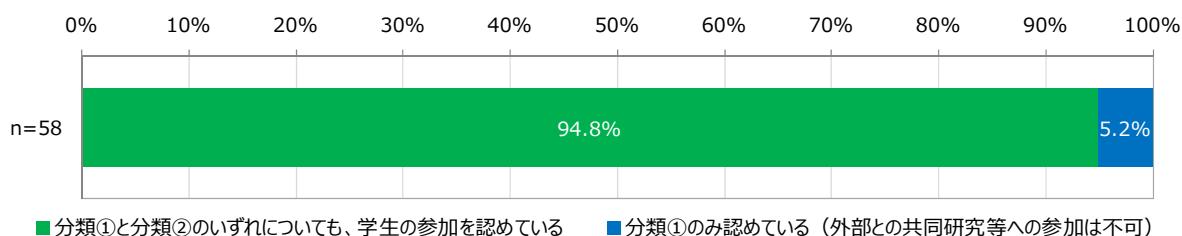


図 3-13 ② 営業秘密情報の種類に応じた学生の扱い（個別 Q2.11、SA）

③ 公的資金の有無による学生に対する扱いの相違

学外の資金に基づくプロジェクトに学生が参加する場合、公的資金を含むものと、民間資金のみによるものとの間で、学生に求める対応が異なることがあるかどうかについて尋ねた結果を次図に示す。「対応を区別している」と回答したのは、以下の2大学である。具体的な相違の内容に関する回答とともに示す。基本的には、公的資金の有無というよりも、個別の契約等のないように応じて学生の取扱いに差違が生じるものと考えられる。

- 守秘義務契約の期間（研究終了後、卒業後）、及び知的財産権譲渡の条件など
- 各企業との共同研究契約や秘密保持契約の違いに依存して内容が異なる。具体的には、デ

一々の機密性を保持する、共同研究先企業が特許出願を望む場合の秘匿期間を設ける、などが民間資金での共同研究特有の対策として過去にあった。

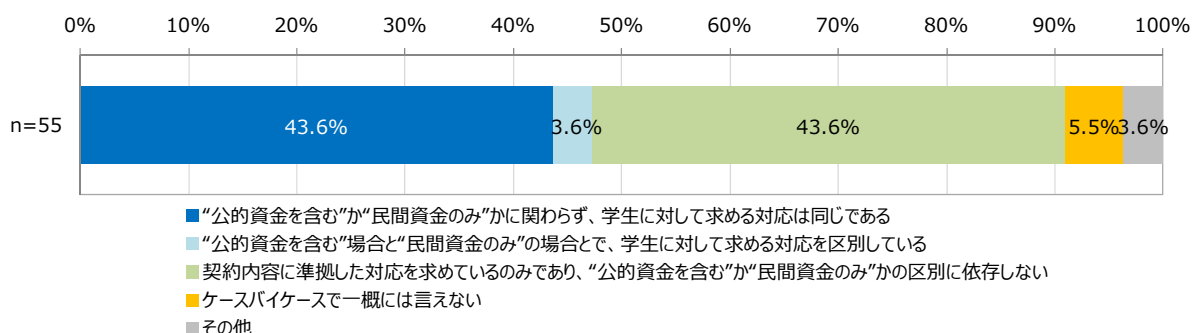


図 3-14 ③ 公的資金の有無による学生に対する扱いの相違 (個別 Q2.13+Q2.14、SA)

④ 営業秘密情報を扱う学生に対するルール

営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が秘密情報を取り扱う際のルールにおいて規定されている内容として、分類①と分類②のそれぞれについて尋ねた結果を次図に示す。「営業秘密保持に関する誓約書の徴求」「研究終了後に学生が秘密保持すべき期間の設定」「営業秘密を扱う学生との雇用契約の締結」「営業秘密を扱う学生への謝金または賃金の支払い」「学生による秘密情報の管理状況に関する点検や確認」の5項目のみ、分類②のほうが対応組織数が多く、共同研究上のニーズが高いことを示唆している。

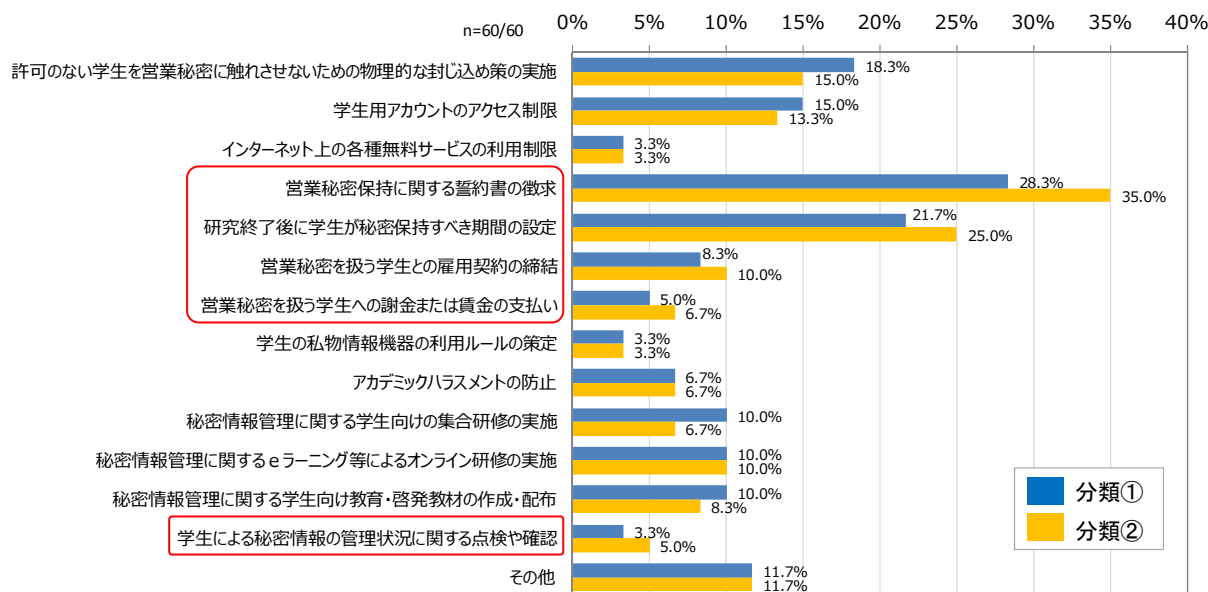


図 3-15 営業秘密情報を扱う学生に対するルール (個別 Q2.15、MA)

⑤ 営業秘密情報を含む研究活動への留学生の参加可否

回答部署において、営業秘密情報を扱う研究活動への留学生の参加を認めているかどうかについて尋ねた結果を次図に示す。営業秘密を含む場合であっても、研究活動への留学生の参加を認めている機関が研究活動を行っている部署のうちの半数以上を占めている。

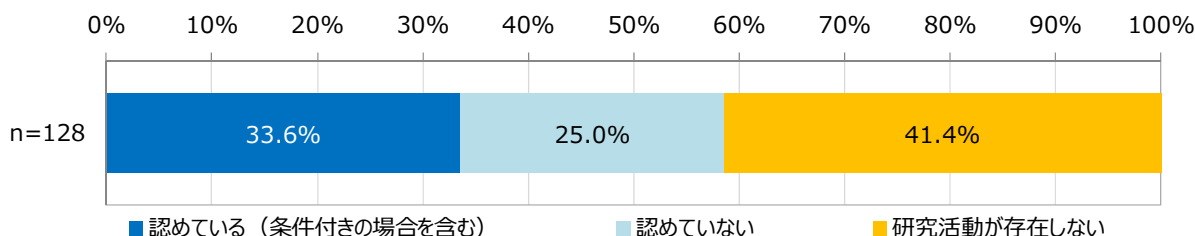


図 3-16 営業秘密情報を含む研究活動への留学生の参加可否（個別 Q2.28、SA）

このうち、留学生の参加を認めている部署を対象に、留学生が研究活動に参加することを認める条件について尋ねた結果を次表に示す。留学生を特に区別していない場合も多いが、安全保障貿易や企業からの要望等の観点をもとに判断していることが示されている。

また、図 3-4 からも、留学生に対する扱いを課題と考える、あるいは課題が表面化している機関が少ないことがわかる。

表 3-7 営業秘密情報を含む研究活動に留学生が参加する場合の規定

- ・研究者の申し出により、留学生が参画する場合、雇用契約を締結している。
- ・学生の研究活動について留学生か否かの区別は行っていない
- ・留学生であるか否かにかかわらず学生の研究活動への参加を認めている
- ・留学生以外の学生が営業秘密情報を扱う場合と相違ない。
- ・基本的に国内学生と同様の条件としている。ただし、2015年12月より、安全保障輸出管理に係る体制を構築するとともに、安全保障輸出管理規程を制定し、輸出管理アドバイザーを配置し、各学部・研究科と連携しながら対応している。また、教員・研究者を対象とした研修も実施している。
- ・研究活動に参加する修士学生以上の留学生に対しては、新年度当初のガイダンスで全学生対象に機密情報の保持について説明し、この重要性を理解し、指導教員が適格と認めた者のみ具体的研究に参加できる。
- ・誓約書の提出
- ・組織としての方針がなく、企業との共同研究などへの学生の関与は教員の判断で行っている。
- ・国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術に抵触しない研究のみ参加を認めている。
- ・指導教員から特許等の取り扱いや情報漏洩に伴う不利益など一般的な説明を行っている。
- ・研究契約内容の遵守と守秘義務について指導教員より説明を行う
- ・学内での秘密保持の誓約書を提出したり、あるいは共同研究先等が求める秘密保持の誓約書を提出することを条件としている。
- ・留学生が営業秘密情報を扱う研究活動に参加する場合の条件等については特に規定していないが、安全保障輸出管理の観点から、担当教員には留意していただいている。

(4) 営業秘密を含む研究活動への学生の参加（雇用契約等）

① 営業秘密情報を扱う学生に対する誓約書の扱い

回答機関のルールにおける、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした誓約書（秘密保持契約を含む）の扱いについて尋ねた結果を次図に示す。このうち、「謝金等の報酬を支払うすべての学生」を対象に誓約書を徴求していると回答した大学はゼロである。特に条件を設定することなく、誓約書の提出を求めている大学が全体の4分の1を占めている。一方で、何も定めていないと回答している大学も3分の1を占めており、ルールに関して二極化の傾向にあることがわかる。

なお、本設問も「その他」と回答した機関が多いが、具体的な回答内容として、「雇用関係のない学生にとって就職活動に不利になる可能性のある誓約書は、契約弱者に対する不当な契約として無効になる可能性もある」「学生を研究協力者とする場合において、主に秘密情報の守秘義務、教育を受ける権利を阻害しないことに留意する必要がある」など、教職員とは異なる立場にある学生に対して同様の誓約書の提出を求めることが難しい旨が示されており、誓約書の徴求には、十分な配慮が必要と言える。

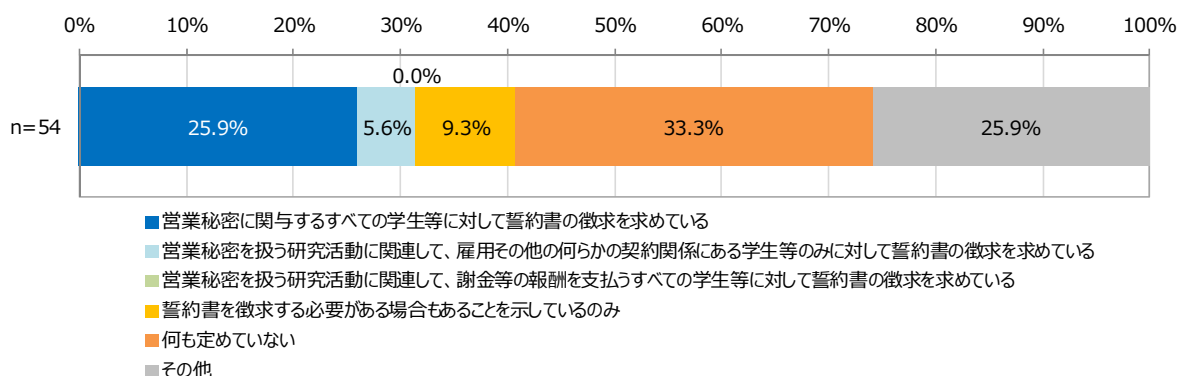


図 3-17 営業秘密情報を扱う学生に対する誓約書の扱い（機関全体 Q1.8、SA）

<誓約書の徴求をルールとして定めている部署のみの内訳>

誓約書の徴求をルールとして定めている部署を対象に、その誓約書をどのような条件で徴求するかについて尋ねた結果を次図に示す。この場合、図 3-17 に示されている傾向よりもさらに無条件での誓約書の提出を求めている部署の比率が高いことがわかる。ただし、分類②については雇用関係にある学生のみを対象とするとの回答も含まれており、共同研究等に学生を参加させる場合の守秘義務の適用について配慮している例があることが示されている。

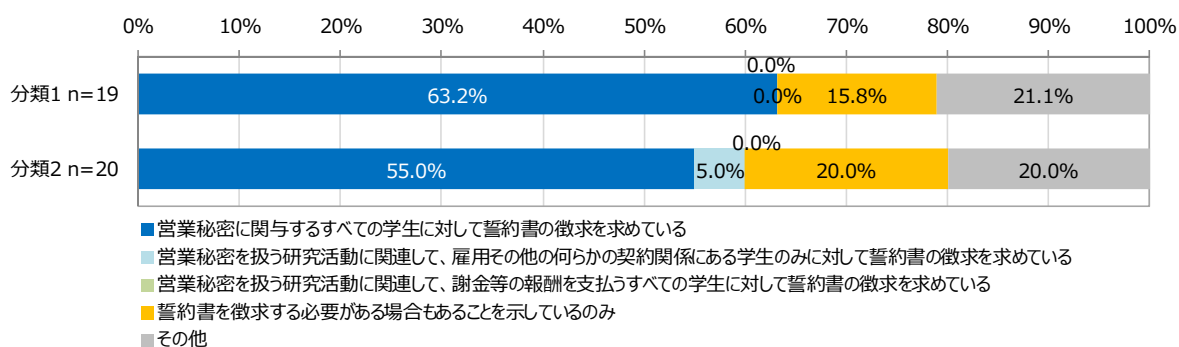


図 3-18 誓約書の徴求をルールとして定めている機関のみの内訳（個別 Q2.18、SA）

一方、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生に対して、誓約書に盛り込むことを定めている内容について尋ねた結果を次図に示す。守秘期間と目的外利用禁止が多いが、8割以上を占めるような項目が存在せず、各機関で運用されている誓約書の内容は必ずしも一様ではない。こうした違いは各大学における研究環境に起因する可能性はあるものの、他大学におけるプラクティスを参考にすることで、より適切な内容にすることができる可能性がある。

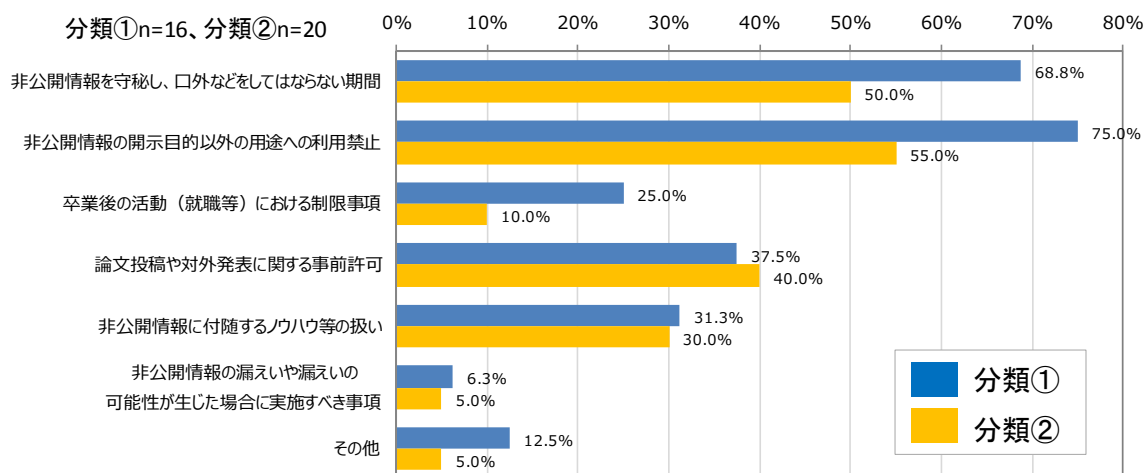


図 3-19 誓約書に記載すべき事項として定めている内容（個別 Q2.19、MA）

② 営業秘密情報を扱う学生に対する雇用契約の扱い

回答機関のルールにおける、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした雇用契約の扱いについて尋ねた結果を次図に示す。遵守義務を課すかどうかに関わらず雇用契約を結ぶことを定めているとの回答はゼロであるが、学生と雇用契約を結ぶ目的が守秘義務等の遵守を目的とすることであることを踏まえると当然の傾向と言える。

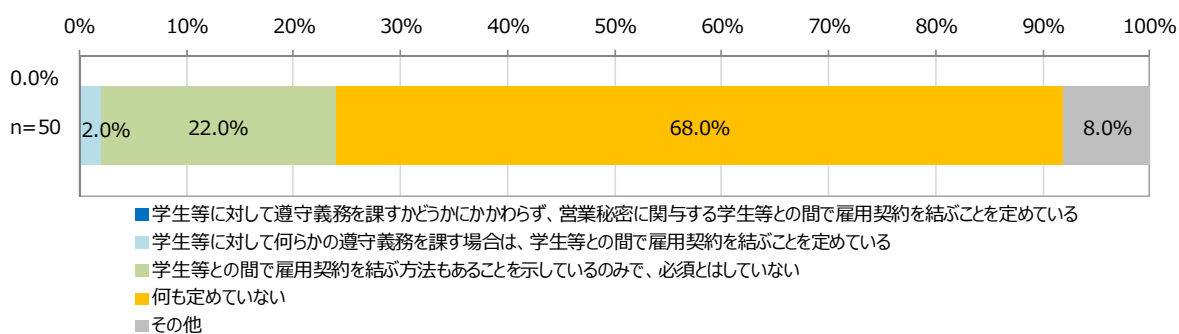


図 3-20 営業秘密情報を扱う学生に対する雇用契約の扱い（機関全体 Q1.9、SA）

一方、こうした観点から学生に遵守義務を課す場合に雇用契約を結ぶことを定めている機関はわずか1機関のみであり、こうした考え方が大学に定着しているとは現段階では言いがたい。

<学生との雇用契約をルールとして定めている部署のみの内訳>

同様に、学生との雇用契約をルールとして定めている部署を対象に、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生の雇用契約について尋ねた結果を次図に示す。回答サンプルが少ないが、図 3-20と同様、学生に遵守義務を課す場合に雇用契約を結ぶことをルール化している大学は現状では極めて限られた存在であることがわかる。

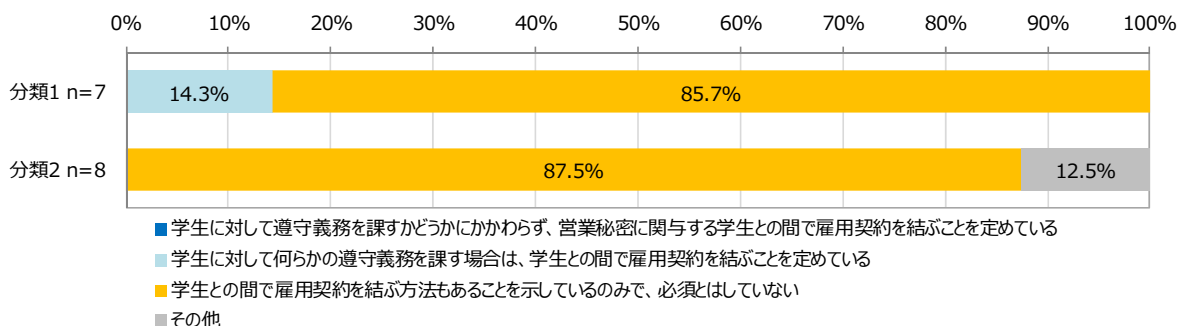


図 3-21 学生の雇用契約をルールとして定めている機関のみの内訳（個別 Q2.21、SA）

さらに、学生との間で結ぶ雇用契約について、各部署のルールにおいて、有償とすることを明確に定めているかどうかを尋ねた結果を次図に示す。これによると、雇用契約を結ぶ場合は単価が設定されているケースがほとんどであることがわかる。こうした背景については、後述するヒアリング調査の結果、学生をリサーチアシスタント（RA）として雇用することで守秘義務を課すことが多く、RAの時間単価は大学ごとに定められていることが一般的であることによることがわかっている。

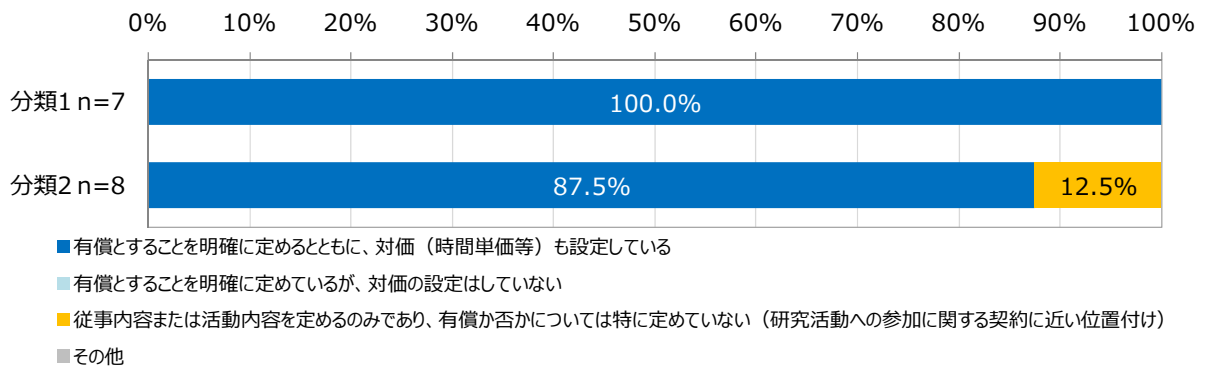


図 3-22 有償とすることを定めと対価の設定（個別 Q2.22、SA）

③ 営業秘密情報を扱う学生に対する謝金または賃金の扱い

回答機関のルールにおける、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした謝金または賃金の支払いについて尋ねた結果を次図に示す。金銭的な支払を必須として定めている機関は皆無であり、「その他」に推奨としている機関がある程度である。現実にはすべてのケースにおいて支払を必須とすることが難しいことが示唆される。

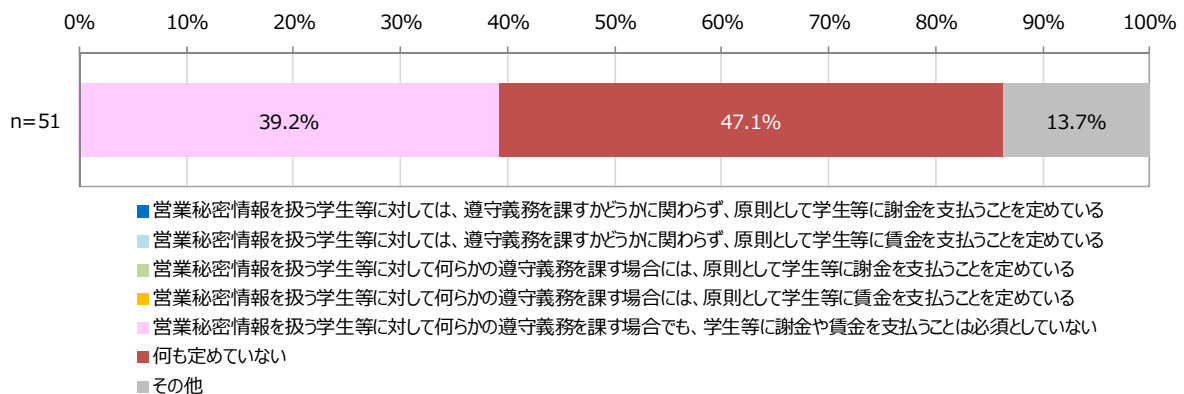


図 3-23 営業秘密情報を扱う学生に対する謝金または賃金の扱い（機関全体 Q1.11、SA）

<学生に対する謝金または賃金をルールとして定めている機関のみの内訳>

同様に、学生に対する謝金または賃金をルールとして定めている部署を対象に、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生への謝金または賃金の支払いについて尋ねた結果を次図に示す。こちらも図 3-23 と同様、金銭的な支払を必須として定めている部署は皆無である。

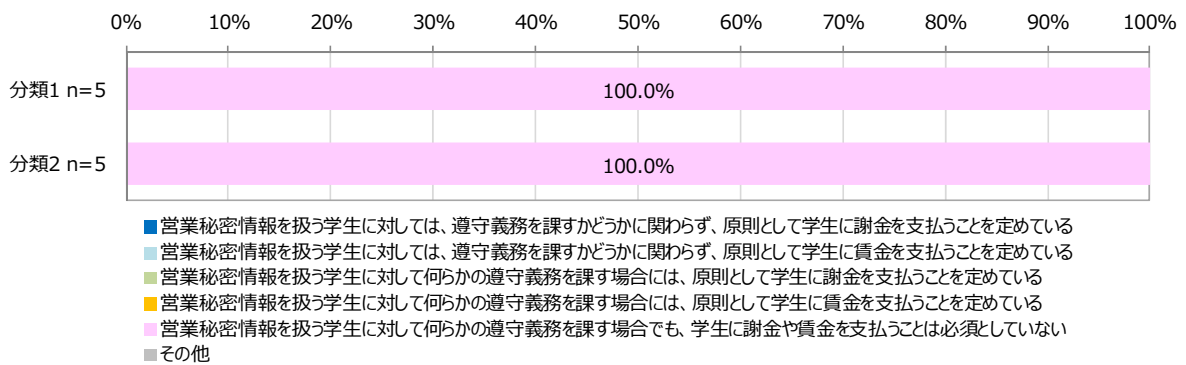


図 3-24 学生に対する謝金または賃金をルールとして定めている機関のみの内訳
(個別 Q2.23、SA)

④ 学生が営業秘密を守秘すべき期間

研究終了後に学生が秘密保持すべき期間の設定をルールとして定めている部署を対象に、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生が営業秘密を守秘すべき期間について尋ねた結果を次図に示す。守秘義務期間は機関によってまちまちであるが、これは研究分野によって、例えば、研究成果の価値が時間経過とともに低下する傾向が著しい IT 系や、成果として確立されるまでに長い年月を必要とするライフサイエンス分野といった違いがあることを反映している。一方、無期限としているのは、大学事務局が予め定めている様式のものをしてしていると推定される。

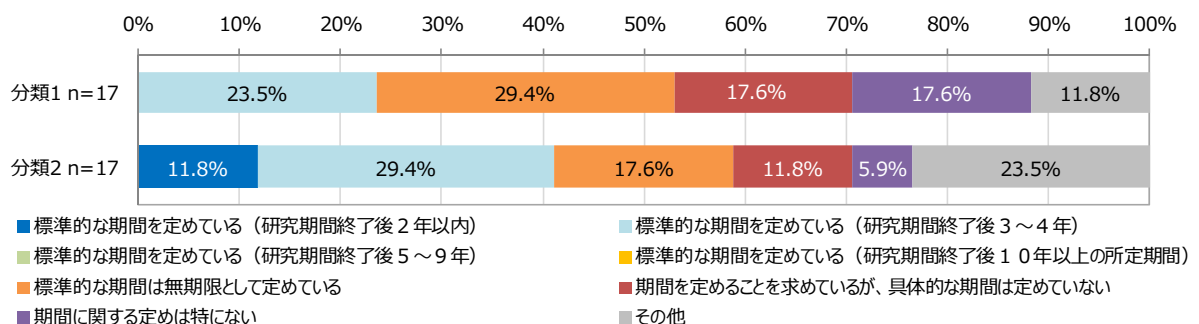


図 3-25 学生が営業秘密を守秘すべき期間 (個別 Q2.20、SA)

(5) その他具体的な対策事例

① 物理的な封じ込め策

許可のない学生を営業秘密に触れさせないための物理的な封じ込め策をルールとして定めている部署を対象に、実際に導入している対策について尋ねた結果を次図に示す。物理的な封じ

込め策としては、施錠保管が一般的であり、許可者のみが保管場所にアクセスできるようにする仕組みがこれに続く。こうした対策に関しては、分類①と分類②とで大きな差異は生じていないことがわかる。

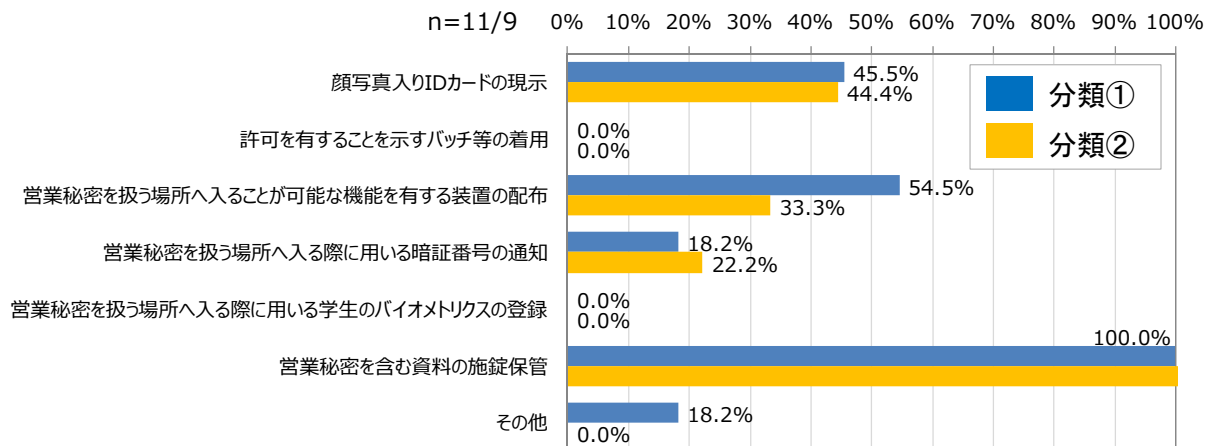


図 3-26 物理的な封じ込め策の導入状況（個別 Q2.16、MA）

② 不正アクセス防止策

学生用アカウントのアクセス制限をルールとして定めている部署を対象に、他の学生による営業秘密情報への不正アクセスを防止するために導入している対策について尋ねた結果を次図に示す。ファイルサーバを複数用意することで、一般の学生がアクセス可能なファイルサーバには営業秘密情報を保管しない方法が一般的である。一方、これ以外の対策については、分類②を対象に導入している例は少ない。

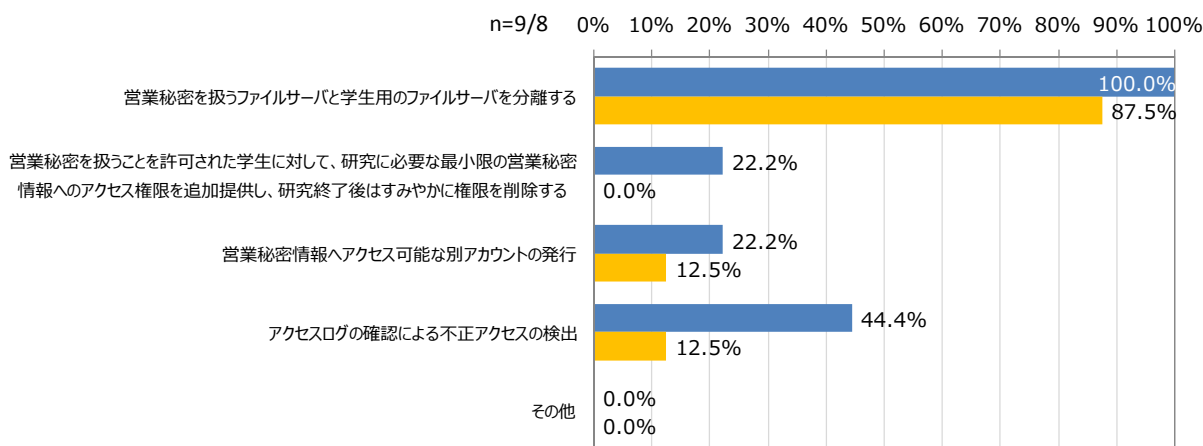


図 3-27 不正アクセス防止策の導入状況（個別 Q2.17、MA）

③ 私物機器の利用ルール

学生の私物情報機器の利用ルールを定めている部署を対象に、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が私物の情報機器を用いることに関する扱いについて尋ねた結果を次図に示す。私物機器の利用禁止のケースは少なく、一定の対策の導入を前提に認めている機関が多いことがわかる。

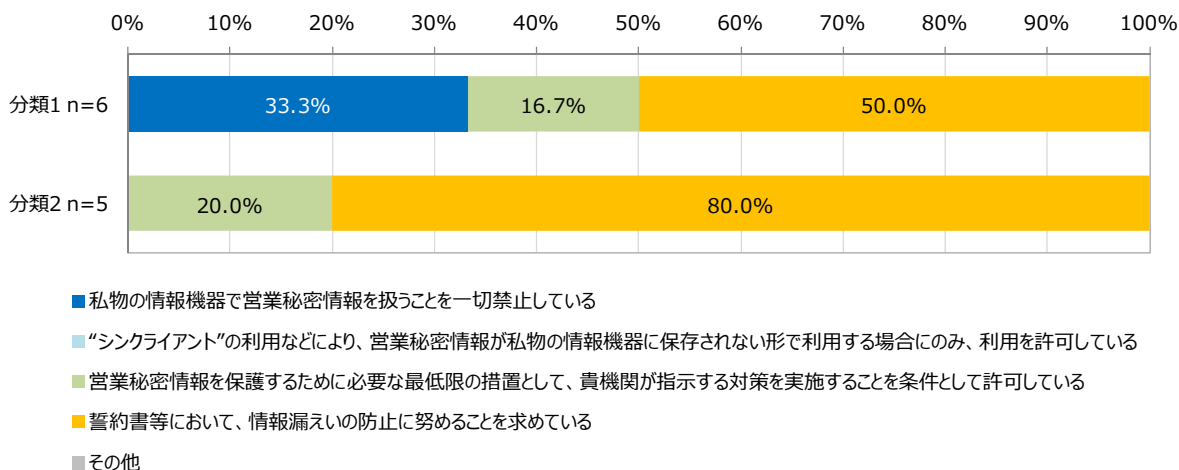


図 3-28 私物機器の利用ルールに関する策定状況（個別 Q2.24、SA）

④ アカデミックハラスメント防止策

誓約書等への署名が学生に実質的な強制と受け取られないようにするための配慮として、アカデミックハラスメントの防止に関するルールを定めている部署を対象に、守るべき事項として定められている内容について尋ねた結果を次表に示す。回答部署の範囲内では、営業秘密管理措置の遵守等の実質的な強制などがアカデミックハラスメントにつながらないようにするための対策を具体的に規定している例は見受けられない。

表 3-8 アカデミックハラスメント防止策（個別 Q2.25）

<p>回答 1</p> <p>① 教育上有意義であること</p> <p>② 自らの意志で参加すること</p> <p>③ 学生の教育を受ける権利を阻害しないこと</p> <p>④ 学生に対し、研究代表者は参加を強要しないこと</p>
<p>回答 2</p> <p>(1) 日常の職務又は教育・研究を通じた指導等により、職員・学生等に注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。</p> <p>(2) 職員・学生等の言動に十分注意を払い、ハラスメントに起因する問題が生じないよう配慮し、広報、啓発等を通じ、その防止に努めること。</p> <p>が定められている。</p>
<p>回答 3</p>

作業時間を制約せずに学生の生活リズムを優先して依頼する、引き受けられない事情がある学生に無理強いしないで代理学生を探す、正当な謝金を支払う、など。

⑤ 教育すべき内容

秘密情報管理に関する教育等についてのルールを定めている部署を対象に、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生に教育すべき内容として定められているものについて尋ねた結果を次図に示す。教育内容は機関ごとにまちまちであり、各機関共通で必須とされている内容はない。また、分類①と分類②の間での相違もほとんどないことがわかる。

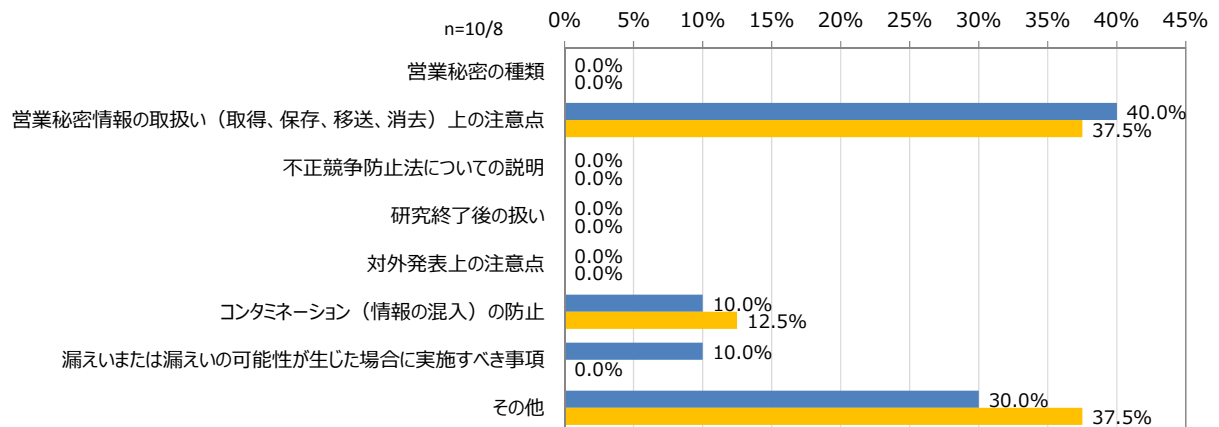


図 3-29 教育すべき内容（個別 Q2.26、MA）

4. ヒアリング調査

4.1 ヒアリング調査の目的

アンケート調査結果をもとに、営業秘密管理に係る具体的な取組事例等の詳細を把握することを目的として、個別機関を対象とするヒアリング調査を実施した。特に、アンケート調査では回答しにくい内容についての把握を行うことを重視している。

4.2 ヒアリング調査の対象機関

当初、アンケート調査の回答をもとに、規程類に基づき、全学的に、秘密情報管理に関する先進的な取組を行っている大学 15 機関程度に対して依頼を行うことを想定していたが、アンケート調査結果から、先進的事例といえる事例は認められるものの、組織的対応というよりも部局レベルで対応している大学が多いことが明らかになったため、秘密情報の管理として有効な何らかの取組を行っている大学まで対象を拡げて選定することとした。

また、検討委員会における議論の中で、文部科学省産学官連携リスクマネジメントモデル事業の平成 27 年度採択機関のうち、技術流出防止マネジメントのモデル校を対象とすることについて推薦があり、該当校 3 機関も調査対象としている。

以上の検討の結果、本事業におけるヒアリング調査の対象機関は下表の 16 機関とした。それぞれの機関の選定理由と併せて示す。このほか、アンケート調査の結果、特色ある回答を行っているものの、ヒアリング日程の都合が確保できなかった 2 校について、電話及び電子メールによる補足調査を実施した。

表 4-1 ヒアリング対象機関の一覧

分類	大学名	選定理由(主たる把握事項)	実施日
国立大学	東北大学	・情報漏えい発生等への対応体制 ・雛形等の整備	3月2日
	宇都宮大学	・学生の参加条件の明確化	2月16日
	電気通信大学	・秘密情報管理に関する規程・手続等を策定	3月23日
	東京工業大学	・学生の雇用契約に関するルール化	3月9日
	新潟大学	・営業秘密管理に関するガイドラインの整備	2月18日
	浜松医科大学	・学生の雇用契約の推奨、対価設定	2月18日
	名古屋大学	・産学官連携リスクマネジメントモデル事業の採択機関 ・営業秘密管理に関するガイドラインの整備	3月10日
	三重大学	・産学官連携リスクマネジメントモデル事業の採択機関	3月10日
	京都大学	・情報漏えい発生等への対応体制	2月3日
	神戸大学	・営業秘密管理に関するガイドラインの整備	2月18日
	九州大学	・産学官連携リスクマネジメントモデル事業の採択機関 ・全学を対象とする法務担当者による対応	3月23日

分類	大学名	選定理由(主たる把握事項)	実施日
	鹿児島大学	・営業秘密管理に関するガイドラインの整備	2月12日
公立大学	首都大学東京	・外部監査の実施	2月10日
私立大学	東京電機大学	・施設管理を通じた物理セキュリティ対策	3月24日
	早稲田大学	・情報の格付けの実施、管理主体の設定 ・学生の雇用契約に関するルール化	3月4日
	神奈川大学	・情報の管理主体の設定	2月16日

4.3 ヒアリング結果の要旨

以下、営業秘密情報管理に関するトピックに応じて、ヒアリング結果の要旨を示す。

(1) 営業秘密に関する規程等の策定状況

① 営業秘密管理に関する規程等を策定している機関

策定の背景としては、産学連携に関する諸規定を整備する中で必要と判断されたり、情報漏えい等のインシデントへの対処が必要となったりしたことが挙げられているほか、国立大学法人化に伴う規程類の見直しを契機とした機関もある。参考とした文書として、経済産業省の「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が挙げられている。なお、規程の名称において「営業秘密」の用語を冠している大学は少ない。

表 4-2 規程の策定状況に関する聴取事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「研究室における秘密情報の管理に関する規定」を定め、平成17年から施行している。きっかけは、大学の知財体制整備の中で、特許については発明規定を定めたところ、「秘密情報の管理も重要である」とのことになり取り組むことになった。当時先行事例を探し、他大学が唯一定めていたのを参照した。 ● 他にはない取り組みとして、学生通則を定め、その中で学生からも誓約書を交わすことにしている。入学時に誓約書を集める。本通則内に「秘密保持規定」を定めている。 ● 大学法人化の際に平成16年度の経済産業省ガイドラインを参考に作成。個別の規程は、知財取扱、協力研究があり、他に全学的な対応として法人文書管理があり、情報セキュリティは情報基盤センターがシステム管理している。実質的には契約実務のなかで本部が相手の状況を確認しつつ指導している。 ● 平成19年に「産学官連携に係る営業秘密管理ガイドライン」として、経済産業省が示したガイドラインを参考に策定し、大学運営会議で決定された。 ● 「事務系情報システムにおける情報資産管理運用および取り扱いに関する要綱」策定のきっかけは、2015年7月に本学の事務系のパソコンがマルウェアに感染し個人情報漏えいしたことである。
--

② 営業秘密管理に関する規程等を策定していない機関

策定していない理由として、既存の規程等で対応可能であることが最大の理由として示されている。また、企業との共同研究においては、別途秘密保持契約を定め、その中で具体的な秘

密情報管理に関する具体的な対策に関する要求事項が提示されることも多いことも挙げられている。このほか、学外との共同研究に関与しない教員も多く、大学が保有する秘密情報を含め、こうした秘密情報の取扱者数が大学全体の中で限られていることも、秘密情報に関する規程等を全学的に整備しない理由となっている。

法人文書管理規程を策定している大学は多いが、電子データで構成される法人部署の管理方法について、講ずべき情報セキュリティ対策に関する関連規程等を策定し、これを営業秘密等の秘密情報の管理に用いている例もみられる。

表 4-3 規程を作成していない理由に関する聴取事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 規程策定の予定はない。検討まで至っていないのが実態である。従来、研究室と企業が共同研究契約を結んでいる。その中で守秘義務が課せられており、営業秘密に関する部分も守られていると認識してきた。そのため、営業秘密にフォーカスを当てた規定等の策定の必要性は感じてこなかった。検討する場合は、規定を作るか否かからの議論が必要である。 ● 共同研究取扱規程、受託研究取扱規程において、秘密保持を定めている。機密性の高い文書やデータの管理策については「法人文書ファイル保存要領」において施錠保管やアクセス制御を義務づけている。 ● 秘密情報の保護はセキュリティポリシーや法人文書管理に関する規程等で扱っている。 ● 営業秘密情報を区別せずに機密情報として取り扱っている。 ● 秘密にすべき情報の管理については、「情報セキュリティ手順書」で定められた方法に従う。これは個人に関する情報を含むデータを保護するために、個人情報保護法施行時に策定したものである。 ● 本学では営業秘密に特化した規定は定めていない。「情報システム運用及び管理に関する規定」でカバーしていると考えている。 ● 情報セキュリティポリシーが最上位に位置し、そこで考えを示している。その下には「情報セキュリティ対策に関する規約」を定めている。 ● 情報セキュリティポリシーのもと規程類を定めている。1つ目は「情報セキュリティガイドライン」。情報システム情報企画部が定めるもの。各人が情報システム管理のために具体的方法を理解する。やってよいこと、ダメなことを例示するなど書き下した文章としている。2つ目は「事務系情報システムにおける情報資産管理運用および取り扱いに関する要綱」である。2015年12月に策定したばかりである。 ● それぞれで、内容は網羅されていると考えているが、一部内容が重なっていたり、関連性がわかりにくくなってしまった。今後、再整理を行う予定である。
--

(2) 規程等で定められている内容

今後必要となると見込まれる内容として、海外の企業等との連携にあたっての留意事項が挙げられており、こうした内容には対応が十分でないことがわかる。

表 4-4 規定している内容に関する聴取事項

- アンケート項目のうち、「7 営業秘密侵害に備えた証拠確保等」として「秘密情報の管理をすること」を定めている。
- 「7 営業秘密侵害に備えた証拠確保等」「11 海外の大学や企業等との連携にあたっての留意事項」のみ規定していないが、今後とも営業秘密の取扱は厳しさを増してくると思われ、何らかの対応が必要になることも想定される。
- 「11 海外の大学や企業等との連携にあたっての留意事項」については、ガイドラインには盛り込んでいないものの、留学生が研究活動に関わることに対する 2 件の相談があったこともあり、留学生用の雛形の検討が必要だという声も上がっている。ただし、多言語対応などの課題もある。
- 「法人文書ファイル保存要領」において、機密性の高いものを対象として、「4 営業秘密に関する情報に対して講ずべき対策」を定めている。
- 侵害を想定した管理までは行っていない。営業秘密管理の契約では、特許の残存期間が 5 年を原則としているが、相手企業が期限を限定しないと要請してくることもあり、その場合は 5 年とし都度、協議する契約にするよう交渉している。この対応以外は認められない。
- 海外企業等との共同研究の際は、個別契約ごとに本部が契約支援をしている。特に、海外の法制度が日本と異なることが多く、契約内容は千差万別である。ただし、契約書の英文での雛型は必要と考えている。契約に際しては、先生と打ち合わせして秘密を特定している。研究計画そのものの、契約の存在も守秘すべき情報である。
- 共同研究や受託研究等については、それぞれの契約書上において秘密にすべき情報の特定やその取り扱いについて規定している。また、本学の情報システム（人事給与、財務会計、ポータルシステム等の業務システムを含む情報処理、情報ネットワークに関わるシステムをいう。）の運用等の観点から、情報の種類、管理体制及び点検・評価等について規定している。
- 「事務系情報システムにおける情報資産管理運用および取り扱いに関する要綱」で電子情報の管理はできる。一方で、文書情報の管理規程は別にあるが、内容が古くなっている。これは 1947 年に策定し、改定を行ってはいない。情報システムと文書情報の両方を管理できる内容にしなければならないと考えている。来年度には着手することになるだろう。

（3）営業秘密情報の格付け・分類

格付けを行っている場合、3段階程度に分類している大学が多い。その根拠としては「政府機関の情報セキュリティ対策に関する統一基準」が挙げられているが、私立大学では独自に定めている例も見られる。

表 4-5 営業秘密情報の格付け・分類に関する聴取事項

- 論文等や出版物の記載情報、学会等の発表情報、研究室所属以前に保有していたことを証明できる情報、部外者から適切に取得したことを証明できる情報、秘密情報でないことを研究室責任者が確認した情報は秘密情報の対象外である。「研究室における秘密情報管理」に記載している。
- 機密を確保すべき情報は、個別の契約段階で相手企業の要請も勘案して決めている。特に大型案件や重要案件の場合は、本部が先生に対して直接指導している。場合によっては、先生から注意する旨のサインをいただくことがある。外国企業との契約の場合は本部が主体的に関与している。
- ガイドラインに示してあるように、営業秘密を区分（本学固有の営業秘密、企業等の営業秘密、企業等との共有の営業秘密）し、秘密レベルを 3 つの秘密レベルに識別し表示することを定めている。実際の運営実態は、各部局に任せており、産学官連携センターでは把握できていない。もちろん、相談があれば、産学官連携センターが窓口となっているため、相談を通じて内容把握ができる。

- 事務方の情報は「政府機関の情報セキュリティ対策に関する統一基準」における格付けに準じた方法で管理しているが、研究関連の情報を対象とした格付け・分類は規定していない。
- 営業秘密に特化させず、機密性を確保すべき他の情報と同様の管理委を行っている。敢えて、営業秘密のみを線引きする必要性を感じていない。
- 共同・受託研究契約では、企業名でさえ気を付ける必要があり、共同・受託研究では全ての情報が機密性を確保すべき情報と位置付けている。
- 情報システム規定の下に「細則」を定めている。そこで秘密情報の区分を定めている。秘密情報の区分は機密性1～3までとし、具体的ではないものの水準を定めている。
- 情報セキュリティガイドラインにおける格付けはISMSに準拠した4つを定めた。レベル4赤は個人情報などの極秘情報が対象。レベル3黄は予算計画、図面情報を例示している。レベル2青は3ほどではないが公開できない情報。レベル1ウェブやパンフレットに載せられる公開情報である。
- 「事務系情報システムにおける情報資産管理運用および取り扱いに関する要綱」では、3段階とした。高リスクデータ、制限データ、公開データとしている。制限データにレベル2,3を、まとめた。始めたばかりであるが、レベルごとに専用の台帳を作り管理を行っている。

(4) 営業秘密情報の管理主体

法人文書管理の規程に従って管理主体を定めているとの回答が多い。この場合、実際には営業秘密情報を情報管理に関する台帳に記載することを通じてはじめて管理主体が定められることになる。

表 4-6 営業秘密情報の管理主体の設定に関する聴取事項

- 知財関連の情報については、産学官連携部署の知的財産係が、毎年、部局の教職員に対して営業秘密管理の重要性の説明を行っているが、対象は理系（工学系、歯学系）のみであるが、今後、全教員に対しても説明していくことが必要と考えている。
- 研究室単位で管理をする。研究室長（先生）が管理責任者となる。
- 法人文書を対象とする記録簿において、文書管理主体を定めている。
- 秘密情報の管理は、各部局に任せられている。本部は意識啓発、個別契約の支援が主な役割である。
- 機密性の高い情報を保有・管理しているのは、産学連携部署だけではなく、情報の発生現場（それぞれの部署）であり、発生現場の情報管理責任者が管理している。
- 文書管理台帳を整備し、その中で管理主体を定めている。
- 産学官連携リスクマネジメントモデル事業のなかで、現社会連携研究センター内に産学官連携リスクマネジメント室を設置したところである。
- 産学官連携リスクマネジメントモデル事業で検討しているところであるが、次年度以降、総長、本部長、営業秘密管理責任者、営業秘密管理マネージャーの体制で営業秘密等の管理を行っていくことになる。
- 管理主体は全学用システムの情報の場合は、各管理部と情報システム運用部署が管理主体となる。例えば、人事システムの場合の管理主体は人事部と機構となる。一方、各部局のみに関連する情報の場合は、部局責任者が管理主体となる。
- 情報セキュリティポリシーの情報セキュリティ推進体制で記載をしている。最上位に「理事会」があり、「情報セキュリティ最高責任者（CISO）」を設置している。現在は、副総長が就いてい

る。副学長は情報セキュリティ委員長も務める。その下に「情報セキュリティ委員会」、その下に「部署長」を情報セキュリティ責任者となっている。大きく、情報管理の体制は、「事務方系」と「研究者系」とに分けて管理している。研究系では、概ね研究室単位で情報を管理する。教員が情報セキュリティ管理者、担当者となる。事務方系は概ね職場単位で管理となる。管理職が情報セキュリティ管理者となり、セキュリティ担当者が情報セキュリティ担当者となる。

(5) 営業秘密情報の管理措置の実効性確認

監査については、機関によって業務監査的な内容について説明している場合と、システム監査や情報セキュリティ監査について説明している場合の双方が含まれている。後者については、技術的な対策に関する脆弱性診断を行うこともあることが示されている。外部監査を行っているのは公立大学や私立大学が中心である。

表 4-7 営業秘密情報の管理措置の実効性確認に関する聴取事項

- 産学連携部署にはそのような情報は上がってきていない。海外の大学では、共同研究先の企業が厳しすぎる管理を求めてきた場合は、「できる・行う」とはせずに「努力目標とする」とした契約を交わすと聞いたことがある。
- 学生に対する管理の実効性の確認に関する要望はまれにある。ただし共同研究開始前に大学と秘密保持契約を結ぶのが一般的であり、依頼は極めて少ない。
- 基本的に各部署の情報管理責任者(研究科長)に委ねており、本部では個別相談案件や重要案件を除いて全ての状況を把握していない。大学には内部統制室があり、共同委託研究の情報は管理していても秘密情報までは管理していない。ただし、本部から管理するようにリクエストはできる。
- 個人情報については、機関内で内部監査を行っている。それ以外は情報管理責任者に対して、自己管理を徹底するように要請しているが、それを確認している訳ではない。
- 業務監査の一環で監査法人に委託して外部監査を行っている。外部監査の結果は、業務改善に繋がっている。自己点検は点検シートを使って、情報管理責任者が年に1回実施している。
- 学内に監査室があり、システム監査を含む業務監査を実施する。ただし営業秘密が適切に管理されているかどうかは現在の監査項目にはない。
- 産学官連携リスクマネジメントモデル事業で検討中であるが、産学官連携リスクマネジメント室が行う秘密情報の管理結果を知的財産評価委員会で評価するとともに、外部評価委員(2~3名)による客観的評価を行う予定である。
- 研究当事者に説明会等で周知しており、リスクヘッジは個別対応になっている。
- 内部監査は監査室が実施する。年度ごとに計画を立てて監査内容を決めている。監査内容はローテーションしており、各年で異なる。例えば、情報システムではサーバの管理方法や入退室管理・施錠の状況、学生・人事情報をどのように管理等を決めて監査を行っている。情報システムは、直近では平成23年度に実施した。監査の対象部署は全てではなく、毎年ピックアップして実施する。
- 担当者チェック、管理職チェック(月次)、管理部門によるチェック(年一回、次回は2017年度夏の予定)の三段階でのチェックを行う予定。管理部門において40項目程度の共通のチェックリストを作り、これによりチェックを進める。学内のすべての事務系組織が対象となる。管理部門に報告が上がる仕組みになっている。管理部門とは、情報企画部と総務部の合同となる。

(6) 営業秘密情報の漏えい時における対策

仮に営業秘密情報が漏えいした場合の対処のための体制としては、個人情報漏えいに備えて計画している体制を用いて対処するとの回答が多い。ただし、実際に漏えいした事例があったとの回答はなく、現時点では各機関とも対処の方針を定めるにとどまっている。不正アクセスのエビデンスの保存等の具体的対策について検討している機関は今回のヒアリング対象には存在しなかった。

表 4-8 営業秘密情報の漏えい時における対策に関する聴取事項

- コンプライアンス規則でカバーしており、「秘密情報の管理に関する規定」では必要ないため、選択しなかった。実際、事案が発生した場合には選択肢の 2,3,4 (学内外への連絡体制、漏えい原因の究明、画応永被害の拡大防止) をやるのではないかと。
- 漏えい時の対応は、その内容に応じて関連する各部局の企画担当にて対応する。
- 現状では、秘密情報の漏洩を想定した対策は行っていない。原因究明は責任の所在が明確になっていないため難しい。各部局から情報漏洩に関する情報が上がってきた場合には、本部が注意を促す意味で各部局に情報発信する。
- コンピュータでの情報管理は、学術基盤センターの特定の組織で行っており、これを対応組織 (CSIRT 等) の構築を指すのであれば、選択肢 1 (CSIRT 構築) の選択肢となるが、特に問題に対処するための組織ではない。
- 個人情報の漏えい事象が発生した場合の組織的対応を定めたものが、営業秘密の漏えいに対しても利用可能と考えている。
- 産学連携部署が情報の発生現場 (各部署) と連携して実施している。
- 事象が発生すると情報連絡体制を敷き、情報連絡をおこなう。選択肢 1~4 (CSIRT 構築、学内外への連絡体制、漏えい原因の究明、画応永被害の拡大防止) までの対応も取る。情報連絡体制は、全学の責任者と部局の責任者からなる。なお、規定では通報・対応の体制を組むように記載しており、細則では非常時の行動を記載している。
- 2015 年にマルウェアに感染した際は、「特別対策委員会」を設置した。日常のインシデントには、「情報セキュリティ委員会」で対応する。総務部に情報が上がるようになっている。メンバーは各部の責任者である。

(7) 営業秘密情報の管理措置として導入している内容

導入している管理措置は多様であるが、各機関に共通している措置としては、営業秘密情報を保管するサーバを他のサーバと分離することが挙げられている。

表 4-9 営業秘密情報の管理措置として導入している内容に関する聴取事項

- 学部によっては、誓約書の徴求を行っているようだ。例えば、工学系の企業との共同研究活動では、学生をリサーチアシスタントとして位置付け、企業の求めに応じて、共同研究の開始時に秘密保持契約も含めて要請されたと聞いている。また学生には留学生も含まれており、産学連携センターで個別に秘密情報管理のレクチャーも行った。
- 安全保障輸出管理の観点からの情報の取扱いについては規定しているわけではないが、担当教官には注意するよう伝えている。
- システムが乗っ取られても悪用できないよう、実行可能なアプリケーションを絞り込んでいるな

ど、他大学と比較してセキュリティ面で強固な情報システムを使っていると自負している。その分使い勝手が犠牲になっていると感じるが、セキュリティ上の効果は高いと考えている。

- 技術的管理措置については、情報セキュリティ規程に基づき学外から見えないようにし、IPアドレスも付与している。現在、システムを改修中であり、従前に比べて強固なシステムとなる。
- 人的管理措置については、教職員向けのeラーニングが中心である。意識啓発は、情報セキュリティ管理部署が、年に数回の活動を行っている。
- 学外機関が関与する機密情報の管理のみの措置では、「秘密情報管理に関する自己点検制度の整備」「要管理資料であることの表示」「秘密情報管理に関する教職員を対象とする集合研修の実施」「英語等外国語の書面での秘密保持契約を交わす場合の支援」を実施している。「英語等外国語の書面での秘密保持契約を交わす場合の支援」は、英語に限らず契約支援を行うという調整系のミッションである。
- 秘密情報を保存するサーバは、学生向けに提供しているサーバとは別に用意されている。
- 産学官連携リスクマネジメントモデル事業のなかで、営業秘密管理の方針を示すとともに、組織として適切な管理活動を行う方策の検討等を行い、実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築を進めるとともに、研究者等への普及啓発を行うことを検討している。
- スーパーグローバル時代における留学生や外国人研究者との関与が拡大することへの対応のため、海外の大学や企業等との連携にあたっての留意事項」を規定している。具体的には、英語版の留学生用の秘密管理の誓約書様式を用意している。

(8) 共同研究への学生の参加

ヒアリングの結果、共同研究に学生はまったく参加しない、あるいは逆にすべての共同研究に学生が参加する、という極端な状況はなく、ほとんどの大学においては、研究の内容や企業の要望に応じて学生が参加したり、教員のみで行ったりする共同研究がそれぞれ存在する、という状況であることがわかる。

表 4-10 共同研究への学生の参加に関する聴取事項

- 学生を参加させないケースはある。相手先企業から厳しい情報管理条件がつけられた場合は、過去、教員だけが研究対応していた。例えば、無人飛行機の操縦技術のような、相手先企業の機微技術を扱う場合に上記の対応を取っていたようである。
- 大学院生と比べて内容は限定されるが、学部学生を対象とする参加の仕組みもある。
- 複数企業から研究を受託しているような研究室は配慮している可能性がある。企業が学生からライバル企業に情報が伝わる可能性を懸念するようだ。
- 学生の参加を認めるのは個別の研究代表者の判断に委ねられている。共同研究契約書には研究者リストなども添付されるため、学生が参加する場合は、秘密保持契約書等のなかで縛りをかけることになる。ただし、安全保障管理の観点から、特定の出身国の留学生は大学の判断により参加させないこともある。相手企業からは学生の参加に対して懸念を示してくることが少なくない。各部局からの相談では教育にも研究にもプラスとなるとの理由で参加させるのが一般的であるが、相手企業が厳しい場合は、大学と学生の間で取り交わした誓約書の提出を求められる場合もある。それ以上の要請に対しては大学もリスクを負いかねると考えている。
- ガイドラインでも営業秘密管理の手順のなかで「職員等及び学生・大学院生に対する人的側面からの管理」等で、研究活動への学生等の参加も考慮しているが、学生・大学院生は、職員等とは異なり、基本的に教育を受ける立場にあることから、原則として企業等との共同研究契約及び受託研究契約に基づく研究プロジェクトに参加させないとしている。ただし、当該学生・大学院生

の教育目的にかなうと思料される場合、研究プロジェクトに参加させることができるとしている。ただ、教育目的にかなうかどうかの判断は各研究グループ長に任されており、明確な基準がある訳ではない。研究費でアルバイト的な雇用関係となる場合は、教育目的とは考えにくくなる。

- 学生の研究活動への参加は少なくなく、教育的な効果も期待できる。
- 産学官連携マネジメントモデル事業に取り組む前から、学生が共同研究等に関与する場合の誓約書を用意し、発明が生じた際に、研究代表者が学生に対して誓約書の意味を説明したうえで、任意の提出を求めている。モデル事業の実施に伴い実施した学内アンケート調査によると、共同研究件数の多い教員は、誓約書を提出していることが確認されている。
- 「産学連携における研究情報管理ポリシー」に基づき、研究当事者が個別に対応しており、産学連携本部では把握していないが、本部において様式（日本語・英語版）は準備をしている。また、ある部署においては、雇用契約を締結している例もある。
- 企業との共同研究契約は部局単位で行っており、産学連携機構にまで情報は上がってこないため、具体的なケースは把握していない。学部生は原則として参加させず、大学院生は参加できる。だが参加することが当たり前の状況にはない。学部生は、まだ相手先企業が求めるレベルまでの知識や能力が付いていないとの考えが基本にある。
- 共同研究の担当窓口は研究推進部となるが学生の参加不参加の状況を把握はしていない。理工系学部の場合、大学院生はほぼ企業との研究に参加しており情報を集めるまでもない状態である。

（９）共同研究への留学生の参加

留学生を明確に学生と区分している例はみられない。一方で、安全保障貿易に関する手続の遵守の重要性も指摘されている。実際のところ、ヒアリング調査に対処した産学連携活動の支援部署等への相談が行われずに、研究室内で適切な共同研究体制の選定が行われていることも推察される。

表 4-1-1 共同研究への留学生の参加に関する聴取事項

- 留学生の取扱いにおいては、必要に応じてサインをもらうようしている。大学としては、昨年、軍事に関わる研究は行わないとした通知をしており、安全保障に関連して留学生の参加に対する相談があった。
- 実際に営業秘密情報を扱う研究活動に留学生が参加している例はないと認識しているが、ある場合においても、通常の学生と区別はしない。これは公立大学法人として差別しにくいといった面があるし、区別する必要性も特に感じていない。
- 「産学連携における研究情報管理ポリシー」に基づき、研究当事者が個別に対応しており、産学連携本部では把握していないが、本部において様式（英語版）は準備をしている。

（１０）学生を対象とした誓約書

学生を対象とした誓約書に関しては、①就業規則等で縛られない学生に誓約書への署名をもとめてもその実効性が認められない恐れがあることと、②学問の自由の観点から、学生に誓約書への署名を求める場合、学生が不利益を被らないような代替手段を提供すること、の２点が重要な論点となっていることが確認された。①については学生を雇用すること、②については教員に対する普及啓発がそれぞれ対策として打ち出されているが、こうした対策に全学的に取り組んでい

る大学はなく、一部でこうした動きがみられる状況である。

表 4-12 学生を対象とした誓約書に関する聴取事項

- 「研究室における営業秘密情報の管理に関する規定」と学生通則を根拠としており、全学共通である。
- 全学共通の誓約書の雛形を設けており、ほとんどのケースで同じ雛形を利用していると思う。
- 通常学生は、大学の職員ではないため、発明があっても大学には届けない。そのため、共同研究に当たっては大学が学生をアルバイトとして雇い、期間中は職員になってもらう。大学の就業規則に基づき、誓約書を書いてもらっている。別途、秘密保持契約ももらっている。
- 法務が誓約書のひな形を作っているが、そのまま使われることは少なく、ケースバイケースで、法務が必要な条文を追記する。誓約書は教員からではなく、部局の事務職員から依頼して回答してもらう形をとっている。
- ガイドラインでは、企業等からの要請がある場合等必要に応じ当該プロジェクトに参加する学生・大学院生から、営業秘密に関する守秘義務を含む「研究成果に関する確認書」（当事者名、研究内容及び条件、特記事項を記入）の提出を求めているが、企業等からの要請によっては、教職員用として用意している「誓約書」の提出を求められることもある。
- 大学として公式な誓約書の雛形はないが、研究者からの相談に対し、知財部門から雛形を提供している。
- 学生の活動については、雇用契約がない場合は、何もしないとコントロールできなくなってしまう。学生に対しては、強制ではなくお願いベースで趣旨を理解してもらった上で誓約書に署名してもらっている。誓約書は教員を通じて学生に依頼している。
- 稀に共同研究相手がセンシティブな企業もあり、企業の求めに応じて誓約書を作成することもある。契約期間は、大半が1年であるが、必要に応じて更新している。
- 産学官連携マネジメントモデル事業に取り組む前から、学生が共同研究等に関与する場合の誓約書を用意し、発明が生じた際に、研究代表者が学生に対して誓約書の意味を説明したうえで、任意の提出を求めている。
- 「産学連携における研究情報管理ポリシー」に基づき、研究当事者が個別に対応しており、産学連携本部では把握していないが、本部において様式（日本語・英語版）は準備をしている。
- 学生から誓約書を提出してもらう。根拠規定はない。代わりに産連機構において留意点を定めている。その中で誓約書を交わしておいたほうが良いとの記載をしている。誓約書の雛形は全学共通のものを提供している。
- 誓約書の根拠となる規程はなく、学生が自主的に提出していることになる。理事長と研究責任者宛てとなっているが研究責任者に提出し、産学官研究推進センターで管理している。誓約書は全学共通で日本語と英語の雛形を定めている。誓約書の雛形は本学のウェブサイトで見ることができる。
- 学生を RA（リサーチアシスタント）として参加するかどうかは、研究責任者が判断している。

（11）学生を対象とした雇用契約

秘密情報を扱う共同研究に学生を参加させる場合、（10）に示したような守秘義務を課すための手段として、学生をリサーチアシスタント（RA）として雇用する例が多いことがわかった。ただし、大学によっては RA を大学院博士課程の学生に限定している場合もあり、こうした場合は修士や学部の学生は RA とは異なる名称で雇用されている。RA については学内の職制として規定

されているケースが一般的であり、この場合は時間単価等も定められている。

表 4-13 学生を対象とした雇用契約に関する聴取事項

- 学生との間で雇用契約で縛らなくても、本学では前述した「学生通則」で誓約書を交わしているため必要がない。
- 学生は主として教育目的で研究に参加させているため、原則として雇用契約の対象とはみていない。過去には雇用契約の例はないと思うし、相談も受けていない。
- ガイドラインで示してあるように、学生・大学院生は教育の対象という立場であるため、原則として雇用契約の定めはない。
- 秘密情報を扱う学生の雇用方法として、リサーチアシスタントや研究員としての雇用もある。この場合は学内規程で単価は定められている。
- 雇用契約を結ぶケースのすべてが教育の一環というわけではなく、肉体労働などの役務提供の場合もある。また、契約内容は、雇用契約の雛形があっても教員に一任されている。
- ある部署においては、雇用契約を締結している例もある。
- 雇用契約を結ぶかどうかは研究室単位で決めている。本学においては学生が共同研究に携わる場合、雇用契約の締結を必須にはしていない。雇用契約を結ぶ場合も、営業秘密の観点からはほぼなく、学生の経済支援の観点から結ぶ場合がほとんどである。大学と学生が雇用契約を結ぶとなると、企業からの共同研究費の中に学生の人件費を含める必要が出てくる。企業側にそこまでしようとする意識が現状はまだないことも理由となる。
- 研究推進部で「研究費の執行ルール」を定めている。ウェブサイトで見ることができる。この中で全学共通の雇用契約書の雛形も定めている。

(12) 学生を対象とした謝金・賃金

大学により、雇用契約によらない学生への謝金の支払いに制限を設けている例が見られる。具体的には一定期間（2ヶ月程度）を超える場合は雇用契約を結ぶ、知的作業を依頼する場合は雇用契約、単純作業や肉体労働を依頼する場合は謝金とするなどの例が挙げられる。

表 4-14 学生を対象とした謝金・賃金に関する聴取事項

- 研究に携わる学生は有償で対価を払うことになっている。
- リサーチアシスタントとしての賃金を払う方法が中心である。
- 謝金と賃金のどちらになるかはケースバイケースである。期間では1~2か月間の場合は、研究補助者として謝金を支払うことが多い。2か月以上の場合は、賃金を支払っている。理由は2ヶ月間以上は謝金の規定にないためである。作業目的によっても支払い方が異なっている、フィールド研究の補助、モニターの場合は謝金、それ以外の作業では雇用になるため賃金となっている。
- 雇用契約の実態がなく、謝金や賃金の支払いに関するルールもない。
- 学生・大学院生は教育の対象という立場であるため、原則として雇用契約の定めはないが、実態として研究グループ長の判断で雇用契約を結んでいつケがあるかも知れない。ただ、雇用契約の定めがないことで、謝金や賃金を支払うことは必須としていない回答とした。
- リサーチアシスタントの単価は大学で規定、研究員としての単価は職歴に応じて決まる。
- 謝金として支出されることが一般的であるが、教員に一任されており、機関のルールとしての定めはない。

- 学生への賃金の金額は、単純作業かどうか、経験年数等に応じて変わる。
- 継続的な期間を働く場合は雇用契約を結び賃金を支払うことが多く、1日だけなどの単発の場合は謝金としている。両者の間に具体的な日数は定めていない。
- 経済的支援のために雇用契約を締結する場合は、内容によらず一律の単価を使っている。
- 「研究費の執行ルール」において「リサーチ・アシスタント（RA）、研究補助者雇用手続要領」を定めている。本要領の内で RA 等の時間単価も定めている。なお、謝金となるのは、アンケート回答のような雇用契約を結ばなくてもできる作業の場合である。「受託事業等に係る人件費および謝金の支払に関する要綱」では作業内容によって細かく謝金を定めている。

（13）守秘義務の対象期間

実際に運用されている守秘義務の適用期間は2～3年程度が多いことが確認された。ただし、これは全体的に見た傾向であって、実際には研究内容に応じて様々な状況が存在することが推察される。大学が用意している雛形で定める期間も、2年程度から無期限まで様々に定められていることが確認された。

表 4-15 守秘義務の対象期間に関する聴取事項

- 共同研究契約に期間を定めている。大学側は期間を短く、企業側は長く定めたがる。実際には2年くらいで締結しているケースが多い。
- ケースバイケースであるが、終了後2～3年が多いのではないかと。
- 期間は基本5年としている。ソースコード、材料のレシピのようなものは無期限としている。
- 誓約書雛形が原則として定めている期間は無期限である。
- 保持すべき期間は学内規程で原則3年としているが、相手企業の要請により研究に支障が出る場合は学生の参加を見合わせることもある。
- 研究終了後に学生が秘密保持すべき期間は、研究終了後3年を基本としているが、相手企業の要望によりそれを上回る期間を設定する場合もある。
- 学生の取り扱いについては、特に、期間の問題があり、3年としてもその根拠が明確ではない。
- 誓約書の中には年数はない。おおよそ研究期間中は3年間、研究終了後は2年間が多そうである。共同研究契約書の期間と合わせていると思われる。期間は研究室ごとに異なっているのが実情である。
- 秘密保持の期間は3年とすることが多い。

（14）営業秘密情報の管理における課題

課題は多岐にわたるが、規程類の策定に関しては学内における状況や考え方が多様でまとまらないこと、啓発に関しては教育の必要性などが挙げられている。

表 4-16 営業秘密情報の管理における課題に関する聴取事項

- 「1 営業秘密とすべき情報の範囲」：本学では営業秘密に特化して対策を把握できている人がほとんどいない状況である。
- 「1 営業秘密とすべき情報の範囲」：何がよく、何がダメかの範囲がわからない。営業秘密という言葉になじみがないためになおさら意味をつかみにくい。
- 「3 連携先から依頼される管理策の遵守」：セキュリティ規定はあるが、営業秘密に特化する場合は、考えなければいけない。
- 「4 規程遵守」：営業秘密保持に関心が低い教員も中にはおり、周知が課題と考え選んだ。
- 「5 共同研究に学生を参加される場合の扱い」：研究室ごとに考えがあり、組織だつて行おうとすると大きな問題となる可能性がある。共同研究が回らなくなってしまう懸念がある。
- 「6 卒業生の扱い」：卒業生の発明が研究室に残った状態になっており、誓約をとる必要が出る事案がたまにある。
- 「10 営業秘密の混合」：営業秘密の定義がわからず、整理が必要する機会がある。
- 最も重要なのは、教育・啓発である。
- 「12 発明に関する情報やラボノート等における情報の改ざん防止に関する情報システムの担保」については、他大学の知財拠点事業に参画し、充実させることになっている。
-
- 最も重要と考えているのは「2 秘密保持契約で制限をかけるべき範囲（対象となる活動）」である。
- 事務職員はコントロールしやすいが、教員・研究者の管理はピラミッド構造でなく、横並びなので何らかの強い方向性が示されなければ統制することは困難である。
- 機密情報の管理においては、ルールを遵守するという意識を持つということが基本であるが、情報漏えいの場面に遭遇するのではないかという懸念を持っている。
- 守るべき要件が多く、全体像がつかめない。営業秘密の管理は個人情報とどこが異なるかがわかれば、必要な措置を追加することで管理策を整備することができるのではないかと思う。
- 「個人メールアドレスの業務利用の適否」は大学教員が個人メールアドレスに営業秘密にあたる情報を添付して利用するケースがあると、情報漏えいのきっかけになる懸念がある。
- 「学外への電子メール転送の適否」は企業では情報管理の観点から、フリーメール等への転送を禁じているところも増えているが、多くの大学ではまだ対応できていない状況である。
- 学生の参加に関連して、社会人の取扱いについて何の規程もないが、対応の必要性を感じている。そもそも、社会人は誰の費用で参加しているのか、研究成果をどのように使おうとしているのかをきちんと把握して、参加の可否を判断すべきである。少なくとも大半は所属企業の経費により参加しており、その成果を所属企業の事業活動に活かすとなると問題がある。実態もわからないため、きちんと把握して対応することが必要だと考えている。
- 営業秘密に関する認識、教員の移動に伴う対応、学生の取り扱いが課題と認識している。営業秘密に関する認識については、営業秘密を保護される3要素に対する認識も薄い。教員の移動の際の営業秘密の管理は、一大学では難しい。学生の扱いは、雇用契約とすることが大きな流れであると理解はしているが、学生の本分は教育を受ける立場にあるのではないか。
- エンフォースメント、学生の取り扱い、情報の作成・記録時間の保証に関する情報システムの担保、情報管理費用の捻出方法が課題と認識している。エンフォースメントについては、自分達が持っている技術のリスクをどれだけ把握できるかどうかであるが、大学の規模が大きくわからないのが実態である。学生の取り扱いについては、特に、期間の問題があり、3年としてもその根拠が明確ではない。情報システムの担保については、一部の研究室では実施しているものの、雇用義務のない学生への義務付けが難しく、システム導入コストも捻出しにくい。情報管理費用

については、企業から特別な管理を要請されても自大学ではコスト面で難しく実効性の担保が難しい。

- 今後本学が営業秘密情報の管理にどう取り組んでいけば良いのか、取り組むとしたらどの部署が担当すべきかを決めなければいけない。本学で検討するならば、情報を集めることから始める必要がある状態のため、全てを課題として選択した。強いて言うならば、秘密情報に触れる人への情報提供が重要となるため、選択肢4と14（規程の遵守、教育や啓発）となる。その際には、彼らに何を願うのか大学側で事前に考えた状態にしてなければならない。秘密情報に常に触れる教員とそうでない教員がおり、意識にも濃淡がある。厳しく管理する内容にした場合、自分には関係がないと思う教員が出てくる。研究室にどのような秘密情報があるのか、部局でも把握できていない。その一方で、医学系の部局や、企業との大型の共同研究を行うために設置した研究センターによっては非常に先端的な情報を扱うため情報保護対策に力を入れているところもある。
- 企業と一緒に研究するには営業秘密の保護は必須になるという考えも理解できるが、大学は本来オープンな研究の場でもある。世の中に大学で生まれた知は広げるべきとの考えを持つ教員も少なからずいる。企業と研究を行って、もし罰則で数億円払う契約を結ぶことが普通になると、大学の中から企業とは一緒に研究をするのは控え競争的資金などの獲得に注力したほうが自由に研究ができるとの意見も出てくる可能性がある。
- これまで共同研究は企業と研究室とで情報のやり取りを行いながら進めてきた。契約締結も上述単位で締結されている。企業と大学間で組織として契約することは、研究室でどのような秘密情報を扱っているのかを把握できていない現状では実施までに検討のための時間を要すると感じている。
- 「4.エンフォースメント」が最も重要である。新年度から検討予定。業務を圧迫しないで進めるかがポイントになると考える。検討の後、マニュアルとしてまとめ、学内の人全員が見られるようにしたい。事務職員には、事務系のパソコンマニュアル、経理関係のマニュアルを作りポイントを含めて説明できるように環境を整えている。教員や学生にはリーフレットを作成し周知をしているが、まだ十分に徹底できていない状況ではない。

4.4 ヒアリング結果から明らかになった事項

以上の調査から、現在の大学における営業秘密管理に関する実態として、次のような傾向が明らかとなった。

- 今回実施したヒアリング調査の範囲においては、規程類等整備の上、組織的・体系的に網羅的に高度な情報漏えい対策を実施していると言えるような、他のモデルとなる取組を実践しているといえる大学は見られず、各大学においては、試行錯誤しながら個別具体の事例ごと対策を講じているという実態が明らかになった。これは、大学において秘密情報の保護の重要性が未だに十分に認識されておらず、仮にグッドプラクティスとして他大学の参考となり得る対策を講じようとした場合でも、学内でコンセンサスが得られず、規程などのルール化、具体対策の実施や普及に至っておらず、積極的な実践に踏み切ることができないことによるものと推察される。
- 一方、こうした状況に置かれながらも、企業との共同研究や受託研究に関する契約に際して秘密情報の保護について明示的にトラブル等が発生しているとの例は聞かれなかった。こうした背景として、例えば、大学と連携しようとする企業はあらかじめ大学における情報管理

の実態をおおむね把握しており、漏えいが損害につながるような情報を大学に提供しないなどの予防策を講じることで、トラブル発生を未然に防いでいることも考えられる。一見、企業が大学の事情に配慮していることで、望ましい状況が実現しているようにも見受けられるが、実態としては企業と大学との情報共有が浅いレベルにとどまり、互いのリソースを十分に活用した、組織対組織の本格的な産学共同研究が実施されにくい状況にあるとも言える。大学における情報管理が強化されることは、企業が安心して大学に対して営業秘密を含めた秘密情報を提供できるようにつながり、さらに、研究の一層の高度化や、社会的価値創出・向上が可能となることに、着目する必要がある。

- 学生等の扱いについては、研究を進めていく上で欠かせない存在との指摘もあり、企業との産学共同研究等の産学連携活動を強化していく上で、今後、学生参加の機会を増やしていくことが望ましい。しかしながら共同研究に参加した学生が故意にその秘密情報の漏えいを行った場合、契約上弱者の立場で署名された誓約書は無効となる可能性もあるとの指摘もあり、学生は、秘密情報の保護の上で、大学や企業にとってのリスクになり得る存在でもある。一部の大学においては、既に、こうした状況を打開する一方策として、営業秘密情報を扱う学生をリサーチアシスタント等として雇用して賃金を払うことで、秘密保持に関する遵守義務を課すことが考えられている。この場合、学生に支払う賃金は研究予算に応じて決定されることになるが、学生がそれを秘密保持に関する遵守義務の見返りとして妥当と判断するかどうかは、共同研究参加へのインセンティブや対外発表の可否、秘密保持に要する負担等によって総合的に評価されるべきものと考えられる。こうした取組に関するコンセンサスは、まだ大学において確立されているとは言いがたく、例えば、各大学の具体の取組事例を紹介、展開するためのツールの普及が望まれる。

5. 検討委員会の実施

5.1 検討委員会の設置と開催

(1) 検討委員会の目的と任務

本事業を効率的に推進することを目的として、「平成27年度産業技術調査事業（大学における営業秘密管理に関する実態調査） 検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置した。

設置時点において、次に掲げる事項について審議することを検討委員会の任務として定めた。

- ① 本調査の進め方及びアンケート調査票における質問項目
- ② 本調査による調査結果の考察
- ③ 平成27年に改訂された「営業秘密管理指針」及び今後策定される予定の「営業秘密保護マニュアル」（仮称）に基づくガイドライン改訂の是非及び改訂ガイドラインに記載すべき内容等に係る提言
- ④ 調査結果を反映した、ガイドラインを補完するための大学向け対応マニュアル、ツールの原案作成
- ⑤ ガイドライン及び上記4. で作成するツールの普及方法に係る提言

(2) 委員の選定と委嘱

仕様書の定める要件をもとに経済産業省と協議の結果、下表に示す方々に検討委員会委員を委嘱することとなり、委嘱手続きを実施した。

表 5-1 検討委員会委員一覧

	氏名(敬称略)	ご所属・役職
委員長	飯田 香緒里	東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授 兼 産学連携研究センター長
委員	伊藤 伸	東京農工大学大学院工学府産業技術専攻教授
	小松 文子	独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター 情報セキュリティ分析ラボラトリー ラボラトリー長
	林 いづみ	桜坂法律事務所パートナー 弁護士
	峯木 英治	株式会社ブリヂストン 知的財産本部長
	渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター 教授
	渡邊 裕二	京都大学産官学連携本部知財・ライセンス化部門長 兼 大学院医学研究科社会健康医学系専攻知的財産経営学分野 特任教授

(3) 検討委員会の開催

検討委員会を以下の要領にて計4回開催した。各会合とも、文部科学省産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室と経済産業省経済産業政策局知的財産政策室がオブザーバとして参加した。

表 5-2 検討委員会の開催経緯

時期	回	概要
2015年11月11日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ①調査の内容とスケジュールについて 本事業で実施する内容とそのスケジュールについて、委員への説明を行った。 ②アンケート調査票案について アンケート調査の対象機関と実施方法、調査票の設問について調査方針案についての質疑を行った。
2016年1月13日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ①アンケート調査結果について 回答の集計結果に関する報告をもとに、大学における情報管理の状況についての質疑を行った。 ②ヒアリング調査計画について アンケート調査結果をもとに、ヒアリング対象機関の選定について、計画案に対する質疑を行った。
2016年2月19日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ①アンケート・ヒアリング調査状況について 第2回検討委員会以降に回収されたアンケート調査結果に基づく分析結果と、ヒアリング調査の結果についての報告をもとに質疑を行った。 ②ガイドライン改訂について ガイドラインの改訂方針と改定案についての議論を行った。また、改訂ガイドラインをハンドブック（大学向けハンドブック）とすることとした。
2016年3月23日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ①アンケート・ヒアリング調査結果について 第3回検討委員会での報告内容に対する更新内容について報告した。 ②大学向けハンドブック案について ガイドラインの改訂とツールの策定に関する方針を説明した上で、本事業の成果品となる大学向けハンドブック案の内容についての議論を行った。

5.2 ガイドラインの改訂とツールに関する検討

(1) 企業向けハンドブックの公表

前述のとおり、平成27年1月に全部改訂された営業秘密管理指針では、不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策が示された。加えて、経済産業省では、本事業と並行して、営業秘密管理指針の水準を超えて、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される（高度なものを含めた）包括的対策を示すことを目的として、「営業秘密保護マニュアル」（仮称）の策定を進めてきた。これは、平成28年2月に「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」³（本報告書において、「企業向けハンドブック」として表記しているもの。）として公表された。

企業向けハンドブックは、経営者をはじめとする企業関係者が秘密情報の管理を行う際の参考となるよう、秘密情報を決定する際の考え方、具体的な漏えい防止対策、取引先などの秘密情報の侵害防止策、万が一情報の漏えいが起こってしまった時の対応方法等について説明している。同ハンドブックは営業秘密管理指針の関連文書であるが、不正競争防止法に基づく法的保護を受けるための要件の説明ではなく、企業が保有する情報資産のうち、他者に対して秘密とすることで価値を発揮する情報を対象に、広く情報漏えい対策を説明するためのものであり、「営業秘密」ではなく、「秘密情報」という用語を中心に用いている。

(2) 調査結果を踏まえたガイドラインの改訂に反映すべき内容

前項における企業向けハンドブックの公表を踏まえ、検討委員会においてガイドラインの改訂についての議論を行った。営業秘密管理指針が示す最低限の水準のみの対策については、大学においても同様に適用可能と考えられることから、ガイドラインとして大学向けに別の指針を設けるよりも、企業向けハンドブックと同様、具体的な情報漏えいの防止のための対応方法について説明することが望ましいとの意見が示された。

一方、ヒアリング調査を通じて大学においては営業秘密という言葉へのなじみがないことに加え、「どのような情報が対象になるのかわからない」との意見も多く、対象となる情報の種類から説明するような資料への要望が強いことが明らかとなっている。さらに、企業向けハンドブックでは取り扱っていない学生を対象とする対応方法について、学生を雇用する際の契約を通じて秘密保持に関する遵守を求めることが望ましいとの意見が示された一方で、こうした意見が学内において圧倒的な多数意見とはなっておらず、規程等としてルール化することが難しいことも示されている。

こうした状況を踏まえ、ガイドラインの改訂に関しては、これまでのような大学における営業

³ <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#toriaezu>

秘密管理指針の策定に資することを目的とするよりも、企業向けハンドブックと同様、大学における秘密情報の保護に関する手引書として利用することを目的とするのが適切と考えられることから、ガイドラインについてはその名称を含めた全部改訂を行うこととし、「大学における秘密情報の保護ハンドブック」（以下、「大学向けハンドブック」という。）を仮名称として検討を行っていくこととなった。

（３）調査結果を踏まえたツールに求めるべき要件

（２）に示した検討の結果、上述の大学向けハンドブックにおいて示すべき内容は、本事業においてツールとして想定していた内容と重複することから、検討委員会において承諾を得た上で、以後ツールに関する検討は大学向けハンドブックに関する検討に含めることとした。

（４）大学向けハンドブックの構成に関する検討

以上の検討を踏まえ、大学向けハンドブックは次の方針のもとで作成することとした。

① 「営業秘密」という用語の扱い

企業向けハンドブックでは不正競争防止法に定める「営業秘密」ではなく「秘密情報」という用語を積極的に用いて説明を行うことで、より一般的な概念として、経営者をはじめとする企業関係者等の読者に情報資産の漏えい対策の説明をすることが可能となっている。

大学における状況を考慮すると、一部の知的財産権を扱う関係者等を除けば、「営業秘密」は自分の研究や業務には関係ないものと思いがちであることがヒアリング調査を通じて確認されている。したがって、大学向けハンドブックにおいても、企業向けハンドブック同様、「営業秘密」という用語の代わりに、「秘密情報」の語を用いることで、自分達に関係がある内容であると認識してもらえ効果が期待できる。

一方で、大学関係者間において、大学が扱う情報は、個人情報が入試に関するものなど例外的なものを除き、公開を前提とするものとの考えも広く浸透しているものと見られ、「大学においても秘密情報を不正利用する者への対抗手段として不正競争防止法を活用する必要がある」、その適用には営業秘密の要件を満たすための措置を講ずる必要がある」という秘密情報の保護に関する前提知識についての周知は大学において不十分であると見込まれる。そのため、大学向けハンドブックにおいてはこうした内容について、予め知見をもたないことを前提とした解説を行うこととする。

② 企業向けハンドブックとの対応

企業向けハンドブックでは、多くのページを割いて情報漏えい防止のための具体的な対策について網羅的な紹介が行われているが、大学向けハンドブックにおいては、企業向けハンドブ

ックと重複する内容を掲載することはせず、企業向けハンドブックに書かれている内容を紹介する必要が生じた場合は、該当ページを紹介することを原則とする。大学向けハンドブックにおいて、企業向けハンドブックで紹介されている対策のうち、大学での導入が有用なものについて抽出して掲載することで、大学ハンドブック単独で、主に大学関係者が想定される、読者層のニーズに応えることも可能である。一方、こうすることでハンドブックとしてのボリュームが増加し、大学において特に意識していただきたい内容に関するメッセージが伝わりにくくなることが懸念された。そこで、大学向けハンドブックにおいては企業向けハンドブックと重複する内容は極力回避し、大学向けに説明する必要があると考えられる内容に特化して構成することとする。

なお、秘密情報そのものや保護の方法に関しては、企業であっても大学であっても大きな違いはないことから、読者に誤解を与える恐れがある「大学特有」といった表現は、大学向けハンドブック上では、原則として用いないようにする。

③ 学生等に係る秘密保持義務についての扱い

前述の通り、企業向けハンドブックにおいては学生に相当する関係者についての説明は行われていないことから、大学向けハンドブックでは適切な対応について重点的に説明を行うこととする。ヒアリング調査の結果、現状において産学連携活動を積極的に行っている大学においても、学生を対象とした秘密保持義務に関する遵守に実効性を持たせるための方法についてコンセンサスが得られているわけではないが、一種のグッドプラクティスとして雇用契約を結ぶことが行われていたり、誓約書への署名を実質的な強制としないための配慮がなされていたりすることが確認された。これを踏まえ、どのようにすれば課題を克服することができるかのアドバイスをを行う位置付けとして、こうした内容の紹介を行うこととする。

こうした方針のもと、大学向けハンドブックの構成を次表のように定めた。策定した大学向けハンドブック案を付録3に示す。

表 5-3 大学向けハンドブックの構成

章	標題	内容
第1章	目的及び全体構成	・大学向けハンドブックの改訂の背景と意図を説明
第2章	保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定	・秘密情報管理の重要性についての説明 ・不正競争防止法における営業秘密の説明（囲み） ・秘密情報の例示
第3章	秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化	・秘密情報管理に関するルール策定の必要性 ・企業向けハンドブックの内容への参照と補足
第4章	具体的な情報漏えい対策例	・企業向けハンドブックの内容への参照と補足

章	標題	内容
第5章	学生等が秘密情報を扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が秘密情報を扱う場合の対策方法 ・ 対策実施にあたって留意すべき事項 ※第2～4章の内容のうち、特に学生等に関するものを厚く説明する。

5.3 大学における秘密情報の保護に関する今後の普及方策

(1) 大学向けハンドブックの活用方法

本事業にて案を策定した大学向けハンドブックについて、大学における活用方法として想定しているものを以下に例示する。

① 全学の情報管理におけるベースレベルの向上

本事業で実施したアンケート調査の回答機関のうち多数を占めていた、秘密情報の管理に関する規程を策定していない大学において、本ハンドブックにおける秘密情報管理に関するルール策定に関する内容を参考に、全学を対象とした情報管理規程を策定することが考えられる。従来のガイドラインを参考に営業秘密管理指針を策定した大学においても、策定作業の際に経済産業省のガイドラインに準拠したと説明することが学内での承認を得るのに役立つとの回答がヒアリング調査を通じて得られており、同種の効果が期待できる。こうして規程を策定し、これに基づく運用を行うことで、大学全体における秘密情報の管理に関するベースレベルを向上させることが可能となる。

② 自学の教職員向けの産学連携マニュアルや啓発資料の整備、学内研修会等への活用

対象を発明等の知的財産に関わる秘密情報や、共同研究先や受託研究元の企業から提供される秘密情報の扱いに絞り、こうした秘密情報を扱う教職員向けのマニュアルまたは啓発資料を作成・整備する際に、大学向けハンドブックの内容を参考にすることも有効と考えられる。また、学内研修会等の場で、大学向けハンドブックを活用することも想定される。ヒアリング調査によれば、研究成果を学内知財管理部署等に相談することなく対外発表してしまう研究者に苦慮しているとの意見も得られており、大学においてこうした取組を行うことは依然として有益であると見込まれる。

なお、これらの取組は、学生等の啓発にも有効なものと考えられる。

③ 学内における情報管理上の問題点の抽出

大学向けハンドブックにおいて秘密情報の保護を行う上で重要とされている内容をもとにチェックリストを作成し、そのチェックリストを用いて大学内における情報管理上の問題点を抽出することが考えられる。これは、ある程度秘密情報の保護に関する取組が実践されている大学において特に有効である。抽出された問題点をもとに改善の方法について検討する際には、企業向けハンドブックで紹介されている内容だけでなく、情報セキュリティマネジメントに関するプラクティスの国際規格である ISO/IEC 27002 で定められている遵守事項等を参考にすることも検討の価値がある。

(2) 大学における秘密情報の保護に関する改善に向けた方策

本事業において実施したヒアリング調査を通じて、多くの大学において秘密情報の漏えい対策の導入への取組が行われている一方で、それを全学を対象とした規程とするなどの組織的な展開に至っていないことが明らかになった。この背景として、大学が秘密保持を要請されるケースそのものが少なく、方法の改善を行う機会が少ないことや、共同研究先の企業が固定的であり、契約も同一のものを繰り返すことで済んでしまうため改善のインセンティブが働かないことなどがあると考えられる。こうした状況を改善する方法として、例えば、以下が考えられる。

① 秘密情報保護に関するモデル環境の情報共有

個別具体の事例紹介ではなく、組織全体でのガバナンスの効いた先進的な秘密情報保護の対策を講じている大学の取組をモデルとして広く紹介し、その情報を共有することで、各大学の参考とさせることで、例えば規程類の策定の促進など、組織的な対応が必要となる取組の実践を促すことが期待できる。

② 秘密情報の保護措置に関する情報共有のための大学間でのコミュニティの形成

大学向けハンドブックを活用して秘密情報の保護に取り組む大学間でコミュニティを形成し、各大学で秘密情報の保護のために工夫している内容についての情報交換・共有を行うことで、それぞれの取組をより高度化することが容易になるものと期待される。

経済産業省委託
平成27年度 大学における営業秘密管理に関する実態調査
アンケート回答用紙【機関全体編】

- 本調査は経済産業省からの委託により、大学における営業秘密管理に関する実態をもとに、今後の大学における営業秘密の適切な管理を推進するための普及方策等について検討するために実施するものです。年末のお忙しいところと存じますが、皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。
- 調査票には【機関全体編】と【個別編】の2種類があります。この【機関全体編】には営業秘密に関して大学全体に共通した内容をご回答ください。
- ご記入後、添付の返信用封筒に封入の上、**平成27年12月25日（金曜日）**までにご投函ください。早めのご返送にご協力を賜れますと大変ありがたく存じます。
- ご回答部署以外で担当されている対策等（例：情報基盤管理部署等で講じている情報セキュリティ対策）についての設問につきましては、大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、ご担当部署への照会ないし回付等により、ご回答をお願い申し上げます。
- 無回答としたい設問については、回答欄に斜線をご記入の上、余白に理由をご記入ください。
- 記入を間違えた場合は、間違えた記入内容に二重線を引くなどしてわかるようにしてください（機械で読み取るわけではありませんので、手間のかからない方法で結構です）。
- 自由記述型の設問につきましては、回答を印刷したものを別紙として同封いただいても結構です。
- 本調査表の電子データを用意しております。下記、みずほ情報総研までお電話または電子メールにてお気軽にご依頼ください。電子データの返送によるご回答も可能です。

本アンケートに関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

平成27年度 大学における営業秘密管理に関する実態調査 調査事務局

（おもに知的財産権、技術移転、共同研究等に関する内容について）

一般社団法人 大学技術移転協議会（UNITT）事務局

TEL: 03-5402-1857 FAX: 03-5402-1859

E-Mail: contact@unitt.jp

（おもに情報管理、情報セキュリティ対策、その他の内容について）

みずほ情報総研株式会社 経営・ITコンサルティング部

担当： 富田、中、小川、岡松

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

TEL: 03-5281-5492 FAX: 03-5281-3457

E-Mail: sec-enq@mizuho-ir.co.jp

<回答機関の属性>

貴機関に関する情報をご記入ください。(調査事務局からの問い合わせに利用します)

貴機関名	
部署名	
担当者ご氏名	
電話番号	
E-Mail	

<用語の定義>

本調査では、設問において次表の用語をそれぞれ表内のような意味で用います。

用語	定義および説明
営業秘密	<ul style="list-style-type: none">● 本調査において営業秘密とは、「大学の運営や研究・教育活動に用いられる、秘密として組織的に管理されている情報のうち、別途個人情報として管理されるものを除いたもの」のことをいいます。● 営業秘密に関する詳細については、経済産業省から公表されている以下のガイドライン文書をご参照ください。ただし、同ガイドラインにおける営業秘密の定義は本調査のものと異なりますのでご注意ください。 「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」 http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/110331daigakugaidorain.pdf
学生	<ul style="list-style-type: none">● 貴機関との第一義的な関係において雇用関係にない、学部学生ならびに大学院生（いずれも留学生を除く）が相当します。● 研究生は学生に含めません。

Q1.3 貴機関では、営業秘密情報をどのように格付け、またはそれ以外の情報と峻別するように定めていますか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。

回答欄

1. 営業秘密の種類に応じて複数のレベルで格付けし、レベルに応じた情報管理対策を講じるように定めている
2. 営業秘密に該当する情報を列挙し、それらを一括して同一の格付けとし、他の情報よりは一段高いレベルの情報管理対策を講じるように定めている
3. 営業秘密に特化させず、機密性を確保すべき他の情報と同様の要保護情報として格付けし、要保護情報に求められる情報管理対策を行うことを定めている
4. 特に定めていない
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q1.4 貴機関では、営業秘密情報について管理の主体（管理単位）を設定していますか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。なお、営業秘密情報の管理方法として、機関全体で情報管理台帳等の作成を義務付けていて、その台帳上で情報管理責任者の記入が必須となっている場合は、1. を記入してください。

回答欄

1. すべての営業秘密情報について、営業秘密情報として指定する際に、情報の種類に応じて適切な管理の主体（管理単位）を設定することを機関全体で定めている
2. 重要な営業秘密情報（管理上の事故が発生した場合に、大学の運営に重大な影響を及ぼすもの）のみについて、適切な管理の主体（管理単位）を設定することを機関全体で定めている
3. 営業秘密情報に関して、機関全体での取り決めはないが、部局単位で管理の主体（管理単位）を設定することを定めている
4. 営業秘密情報に関する管理の主体（管理単位）の設定は行われていない
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q1.5 営業秘密に関する管理措置について、それらが実効的に運用されているかどうかの確認（エンフォースメント）を貴機関において行っていますか。あてはまるものすべてに○を記入してください。営業秘密情報の種類に応じて複数の方法を併用している場合、機関内で実施しているすべての項目に○をつけてください。

回答欄

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 機関から監査事業者等の第三者への委託により、外部監査を実施している
2. 機関内での内部監査を実施している
3. 情報管理責任者による自己点検を実施している
4. 対応方法は各部局における判断に委ね、確認結果の報告のみを受けている
5. 確認に関する取組は規定していない
6. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

--

Q1.6 秘密情報の漏えいまたは漏えいが懸念される事象が生じたときの対策として、貴機関において規定しているものをすべて選び、○を記入してください。

回答欄

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

1. 対応組織（CSIRT（コンピュータやネットワーク上の問題に対処するための組織等））の構築
2. 学内外への連絡体制
3. 漏えい原因の究明
4. 漏えい被害の拡大防止策
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

--

Q1.7 貴機関においては、営業秘密情報を扱う研究活動に学生等が参加することがありますか。いずれか1つを選んでください。なお、本調査における「学生」の定義は2ページをご覧ください。

回答欄

<input type="checkbox"/>

1. 認めている
2. 認めていない →Q1.12 へお進みください

Q1.8 【Q1.7において、1. を記入された方にお尋ねします】

貴機関のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした誓約書（秘密保持契約を含む）の扱いについて、どのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

1. 営業秘密に関与するすべての学生等に対して誓約書の徴求を求めている
2. 営業秘密を扱う研究活動に関連して、雇用その他の何らかの契約関係にある学生等のみに対して誓約書の徴求を求めている
3. 営業秘密を扱う研究活動に関連して、謝金等の報酬を支払うすべての学生等に対して誓約書の徴求を求めている
4. 誓約書を徴求する必要がある場合もあることを示しているのみ
5. 何も定めていない
6. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q1.9 【Q1.7において、1. を記入された方にお尋ねします】

貴機関のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした雇用契約の扱いについて、どのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

1. 学生等に対して遵守義務を課すかどうかにかかわらず、営業秘密に関与する学生等との間で雇用契約を結ぶことを定めている
2. 学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合は、学生等との間で雇用契約を結ぶことを定めている
3. 学生等との間で雇用契約を結ぶ方法もあることを示しているのみで、必須とはしていない
4. 何も定めていない
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q1.10 【Q1.9において、1.～3.を記入された方にお尋ねします】

前問でご回答いただいた、学生等との間で結ぶ雇用契約について、貴機関のルールにおいて、有償とすることを明確に定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

1. 有償とすることを明確に定めるとともに、対価（時間単価等）も設定している
2. 有償とすることを明確に定めているが、対価の設定はしていない
3. 従事内容または活動内容を定めるのみであり、有償か否かについては特に定めていない（雇用契約としてよりも、研究活動への参加に関する契約に近い位置付け）
4. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q1.11 【Q1.7において、1.を記入された方にお尋ねします】

貴機関のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした謝金または賃金の支払いについてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

1. 営業秘密情報を扱う学生等に対しては、遵守義務を課すかどうかに関わらず、原則として学生等に謝金を支払うことを定めている
2. 営業秘密情報を扱う学生等に対しては、遵守義務を課すかどうかに関わらず、原則として学生等に賃金を支払うことを定めている
3. 営業秘密情報を扱う学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合には、原則として学生等に謝金を支払うことを定めている
4. 営業秘密情報を扱う学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合には、原則として学生等に賃金を支払うことを定めている
5. 営業秘密情報を扱う学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合でも、学生等に謝金や賃金を支払うことは必須としていない
6. 何も定めていない
7. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

経済産業省委託
平成27年度 大学における営業秘密管理に関する実態調査
アンケート回答用紙【個別編】

- 本調査は経済産業省からの委託により、大学における営業秘密管理に関する実態をもとに、今後の大学における営業秘密の適切な管理を推進するための普及方策等について検討するために実施するものです。年末のお忙しいところと存じますが、皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。
- 調査票には【機関全体編】と【個別編】の2種類があります。この【個別編】には営業秘密管理に関して、ある部局や研究科、研究室において適用されている措置の内容をご回答ください。営業秘密情報や連携先等の種類に応じて、学内の適切な部署を本紙の同封数分ご選択いただき、当該部署に回答をご依頼くださいますようお願い申し上げます。
- ご記入後、添付の返信用封筒に封入の上、**平成27年12月25日（金曜日）**までにご投函ください。早めのご返送にご協力を賜れますと大変ありがたく存じます。
- ご回答部署以外で担当されている対策等（例：情報基盤管理部署等で講じている情報セキュリティ対策）についての設問につきましては、大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、ご担当部署への照会ないし回付等により、ご回答をお願い申し上げます。
- 無回答としたい設問については、回答欄に斜線をご記入の上、余白に理由をご記入ください。
- 記入を間違えた場合は、間違えた記入内容に二重線を引くなどしてわかるようにしてください（機械で読み取るわけではありませんので、手間のかからない方法で結構です）。
- 自由記述型の設問につきましては、回答を印刷したものを別紙として同封いただいても結構です。
- 本調査表の電子データを用意しております。下記、みずほ情報総研までお電話または電子メールにてお気軽にご依頼ください。電子データの返送によるご回答も可能です。

本アンケートに関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

平成27年度 大学における営業秘密管理に関する実態調査 調査事務局

（おもに知的財産権、技術移転、共同研究等に関する内容について）

一般社団法人 大学技術移転協議会（UNITT）事務局

TEL: 03-5402-1857 FAX: 03-5402-1859

E-Mail: contact@unitt.jp

（おもに情報管理、情報セキュリティ対策、その他の内容について）

みずほ情報総研株式会社 経営・ITコンサルティング部

担当： 富田、中、小川、岡松

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3

TEL: 03-5281-5492 FAX: 03-5281-3457

E-Mail: sec-enq@mizuho-ir.co.jp

<回答機関の属性>

貴機関に関する情報をご記入ください。(調査事務局からの問い合わせに利用します)

貴機関名	
部署名	
担当者ご氏名	
電話番号	
E-Mail	
本調査票に回答 いただいた内容 が適用される範 囲	

<用語の定義>

本調査では、設問において次表の用語をそれぞれ表内のような意味で用います。

用語	定義および説明
営業秘密	<ul style="list-style-type: none">● 本調査において営業秘密とは、「大学の運営や研究・教育活動に用いられる、秘密として組織的に管理されている情報のうち、別途個人情報として管理されるものを除いたもの」のことをいいます。● 営業秘密に関する詳細については、経済産業省から公表されている以下のガイドライン文書をご参照ください。ただし、同ガイドラインにおける営業秘密の定義は本調査のものと異なりますのでご注意ください。 「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」 http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/110331daigakugaidorain.pdf
学生	<ul style="list-style-type: none">● 貴機関との第一義的な関係において雇用関係にない、学部学生ならびに大学院生（いずれも留学生を除く）が相当します。● 留学生については、学生とは別に Q2.28～Q2.29 にてお尋ねします。● 研究生は学生に含めません。

<営業秘密情報の分類>

本調査では、営業秘密管理の対象となる情報を、次の2種類に分けてお尋ねします。それぞれの定義と対象となる情報は表内の説明の通りです。

なお、2ページにおける営業秘密の定義にある通り、本調査では個人情報対象外です。

	定義	管理措置の対象となる情報の例
分類①	大学のみに関する営業秘密	<ul style="list-style-type: none"> 入試情報、学内試験情報 調達関連情報 経営情報 学内での研究成果や発明（学生から譲渡されたものを含む）
分類②	大学以外が関与する営業秘密	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究先/委託研究元から秘密保持契約を前提に提供された秘密情報 共同研究を通じて得られた成果や発明（学生から譲渡されたものを含む）

1. 営業秘密管理のための具体的な対策について

Q2.1 次の営業秘密情報のうち、貴部署において管理する必要があるものすべてに○を記入してください。

回答欄	
分類①	<input type="checkbox"/> 1. 入試情報、学内試験情報
	<input type="checkbox"/> 2. 調達関連情報（予定価格等、秘密にする必要があるもの）
	<input type="checkbox"/> 3. 大学や部署の経営、マネジメントに関する情報
	<input type="checkbox"/> 4. 学内の情報ネットワーク構成図など、セキュリティの観点から秘密にすべき情報
	<input type="checkbox"/> 5. 特許出願前の学内発明関連情報等、非公開の知的財産権に関する情報
	<input type="checkbox"/> 6. 学内研究に関するラボノート等、研究成果を記録した資料
	<input type="checkbox"/> 7. 学内限定の研究開発ノウハウ
	<input type="checkbox"/> 8. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	
分類②	<input type="checkbox"/> 9. 共同研究や受託研究に関して連携先・委託先から提供された情報
	<input type="checkbox"/> 10. 特許出願前の共願発明関連情報等、非公開の知的財産権に関する情報
	<input type="checkbox"/> 11. 共同研究に関するラボノート等、研究成果を記録した資料
	<input type="checkbox"/> 12. 共同研究の研究開発ノウハウ
	<input type="checkbox"/> 13. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	

Q2.2 【Q2.1の1.～8.に1つ以上○を記入した方にお尋ねします】

分類①に相当する営業秘密を管理するための措置として、貴部署で導入しているものすべてに○を記入してください。

回答欄		
組織的 管理措置	<input type="checkbox"/>	1. 情報管理責任者の割り当て
	<input type="checkbox"/>	2. 秘密情報管理のための情報格付け手続きの整備
	<input type="checkbox"/>	3. 秘密情報管理のためのマニュアル、ノウハウ集、Q & A等の作成
	<input type="checkbox"/>	4. 秘密情報に関する情報管理体制の強化
	<input type="checkbox"/>	5. 秘密情報管理に関する自己点検制度の整備
	<input type="checkbox"/>	6. 秘密情報の管理状況に関する検査・監査
物理的 管理措置	<input type="checkbox"/>	7. 要管理資料であることの表示
	<input type="checkbox"/>	8. 秘密情報の分離保管
	<input type="checkbox"/>	9. 秘密情報を保管するキャビネや書庫の施錠管理
	<input type="checkbox"/>	10. 秘密情報を扱う施設への入館制限（守衛、ICカード、バイトメトリクス、暗号番号等）
	<input type="checkbox"/>	11. 防犯カメラやセンサの設置
技術的 管理措置	<input type="checkbox"/>	12. 秘密情報を保管するファイル/フォルダに対するアクセス制御
	<input type="checkbox"/>	13. 秘密情報を保管するファイル/フォルダの暗号化
	<input type="checkbox"/>	14. 秘密情報を管理するサーバにアクセスできるユーザの制限
	<input type="checkbox"/>	15. 秘密情報を管理するサイバー攻撃対策の導入（標的型攻撃対策等）
	<input type="checkbox"/>	16. 秘密情報のデータを完全消去する仕組みの提供
	<input type="checkbox"/>	17. 高度な安全対策を備えた学外クラウドコンピューティングサービスの利用
	<input type="checkbox"/>	18. 秘密情報管理に関する教職員を対象とする集合研修の実施
人的管理 措置	<input type="checkbox"/>	19. 秘密情報管理に関するeラーニング等によるオンライン研修の実施
	<input type="checkbox"/>	20. 秘密情報管理に関する学内向け教育・啓発教材の作成・配布
	<input type="checkbox"/>	21. 英語等外国語の書面で秘密保持契約を交わす場合の支援
	<input type="checkbox"/>	22. 通達・連絡文書等を通じた教職員への秘密保持の要請
	<input type="checkbox"/>	23. 関係者への誓約書の徴求
他	<input type="checkbox"/>	24. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q2.3 【Q2.2 で 1 つ以上○を記入した方にお尋ねします】

回答いただいた措置に関して、特に工夫している事項があれば、下欄に Q2.2 の番号と具体的な工夫内容を記入してください。

番号	工夫している事項

2. 学外機関が関与する営業秘密の管理のための具体的な対策について

Q2.4 【Q2.1の9.～13.に1つ以上○を記入した方にお尋ねします】

分類②に該当する場合のみの管理措置として、貴部署で導入しているものすべてに○を記入してください。分類①と同様の場合は○をつけないでください。

回答欄		
組織的 管理措置	<input type="checkbox"/>	1. 情報管理責任者の割り当て
	<input type="checkbox"/>	2. 秘密情報管理のための情報格付け手続きの整備
	<input type="checkbox"/>	3. 秘密情報管理のためのマニュアル、ノウハウ集、Q & A等の作成
	<input type="checkbox"/>	4. 秘密情報に関する情報管理体制の強化
	<input type="checkbox"/>	5. 秘密情報管理に関する自己点検制度の整備
	<input type="checkbox"/>	6. 秘密情報の管理状況に関する検査・監査
物理的 管理措置	<input type="checkbox"/>	7. 要管理資料であることの表示
	<input type="checkbox"/>	8. 秘密情報の分離保管
	<input type="checkbox"/>	9. 秘密情報を保管するキャビネや書庫の施錠管理
	<input type="checkbox"/>	10. 秘密情報を扱う施設への入館制限（守衛、ICカード、バイOMETリクス、暗号番号等）
	<input type="checkbox"/>	11. 防犯カメラやセンサの設置
技術的 管理措置	<input type="checkbox"/>	12. 秘密情報を保管するファイル/フォルダに対するアクセス制御
	<input type="checkbox"/>	13. 秘密情報を保管するファイル/フォルダの暗号化
	<input type="checkbox"/>	14. 秘密情報を管理するサーバにアクセスできるユーザの制限
	<input type="checkbox"/>	15. 秘密情報を管理するサイバー攻撃対策の導入（標的型攻撃対策等）
	<input type="checkbox"/>	16. 秘密情報のデータを完全消去する仕組みの提供
	<input type="checkbox"/>	17. 高度な安全対策を備えた学外クラウドコンピューティングサービスの利用
	<input type="checkbox"/>	18. 秘密情報管理に関する教職員を対象とする集合研修の実施
人的管理 措置	<input type="checkbox"/>	19. 秘密情報管理に関するeラーニング等によるオンライン研修の実施
	<input type="checkbox"/>	20. 秘密情報管理に関する学内向け教育・啓発教材の作成・配布
	<input type="checkbox"/>	21. 英語等外国語の書面で秘密保持契約を交わす場合の支援
	<input type="checkbox"/>	22. 通達・連絡文書等を通じた教職員への秘密保持の要請
	<input type="checkbox"/>	23. 関係者への誓約書の徴求
	<input type="checkbox"/>	24. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください
他	<input type="checkbox"/>	

Q2.5 【Q2.4 で1つ以上○を記入した方にお尋ねします】

回答いただいた管理措置に関して、特に工夫している事項があれば、下欄に Q2.4 の番号と具体的な工夫内容を記入してください。

番号	工夫している事項

Q2.6 【Q2.4 で 1 つ以上○を記入した方にお尋ねします】

Q2.4 で記入された管理措置は、共同研究・受託研究等に関する営業秘密を対象とするものですか。いずれか 1 つを選択してください。

回答欄

1. はい
2. いいえ →Q2.9 へお進みください

Q2.7 【Q2.6 で 1. を記入した方にお尋ねします】

Q2.4 で回答いただいた管理措置について、その導入や実施に要するコストをどのように負担していますか。貴部署にてあてはまるものすべてに○を記入してください。共同研究等の状況により、複数の負担方法が存在する場合は、そのすべてについて○を記入してください。

回答欄

1. 貴機関にてすべて負担している
2. 一部費用の負担を共同研究先/委託研究元に依頼している
3. 共同/受託研究に必要な費用として、共同研究先/委託研究元がすべて負担している
4. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q2.8 【Q2.7 で 2. または 3. に○を記入した方にお尋ねします】

共同研究先/委託研究元に一部またはすべての負担を求めている費用として、あてはまるものすべてに○を記入してください。

回答欄

1. 営業秘密情報を保管するための情報機器（例：ファイルサーバ、ストレージ等）の導入・運用に関する費用
2. 営業秘密情報を保管するための什器や施設（例：キャビネット、保管庫等）の導入・運用に関する費用
3. 情報セキュリティ対策に関する機器費用（例：利用者認証設備、防犯カメラ）に関する費用
4. 情報管理を行うための人的コストに関する費用
5. 営業秘密管理に係る教育・啓発（例：マニュアルの作成、外部研修への参加）に関する費用
6. 情報漏えいによる損失を補償する保険に関する費用
7. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

3. 学生が関与する営業秘密の管理のための具体的な対策について

Q2.9 貴部署では、営業秘密情報を扱う研究活動への学生の参加を認めていますか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。

回答欄

1. 認めている
2. 条件（例：誓約書の提出等）を満たす学生のみに対して参加を認めている
3. 認めていない →最終ページへお進みください
4. 研究活動が存在しない →最終ページへお進みください

Q2.10 【Q2.9において2. と回答された方にお尋ねします】

参加を認める条件について、下欄にご記入ください。

Q2.11 【Q2.9において1. または2. と回答された方にお尋ねします】

貴部署では、分類①と分類②のいずれでも学生の参加が可能でしょうか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。

回答欄

1. 分類①と分類②のいずれについても、学生の参加を認めている
2. 分類①のみ認めている（外部との共同研究等への参加は不可）

Q2.12 【Q2.9において1. または2. と回答された方にお尋ねします】

貴部署では、営業秘密情報を扱う営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が秘密情報を取り扱う際のルールを策定し、教職員に周知していますか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。

回答欄

1. ルールを定めている
2. ルールを定めていない

Q2.13 【Q2.11 において、1. と記入された方にお尋ねします】

学外の資金に基づくプロジェクトに学生が参加する場合、公的資金を含むものと、民間資金のみによるものとして、学生に求める対応が異なることがありますか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。

回答欄

1. “公的資金を含む”か“民間資金のみ”かに関わらず、学生に対して求める対応は同じである
2. “公的資金を含む”場合と“民間資金のみ”の場合とで、学生に対して求める対応を区別している
3. 契約内容に準拠した対応を求めているのみであり、“公的資金を含む”か“民間資金のみ”かの区別に依存しない
4. ケースバイケースで一概には言えない
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

Q2.14 【Q2.13 において2. または4. と回答された方にお尋ねします】

前問で2. と回答された場合、“公的資金を含む”プロジェクトと“民間資金のみ”のプロジェクトとで、プロジェクトに参加する学生に対して求める内容はどのように異なりますか。具体的な違いの内容を下欄にご記入ください。

また、前問で4. と回答された場合、ケースバイケースとなっている具体例について、差し支えない範囲で概要を下欄にご記入ください。

Q2.15 【Q2.9において、1. または2. と回答された方にお尋ねします】

営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が秘密情報を取り扱う際のルールにおいて規定されている内容として、分類①と分類②のそれぞれについて、あてはまるものすべてに○を記入してください。分類②への参加を認めていない場合、分類②の回答欄は空白のままです。なお、教職員に対しても学生向けと同一のルールが適用される項目については○を記入しないでください。

	回答欄		
	分類①	分類②	
物理的管理措置			1. 許可のない学生を営業秘密に触れさせないための物理的な封じ込め策（例：立入制限、施錠）の実施
技術的管理措置			2. 学生用アカウントのアクセス制限
			3. インターネット上の各種無料サービスの利用制限
組織的・人的管理措置			4. 営業秘密保持に関する誓約書の徴求
			5. 研究終了後に学生が秘密保持すべき期間の設定
			6. 営業秘密を扱う学生との雇用契約の締結
			7. 営業秘密を扱う学生への謝金または賃金の支払い
			8. 学生の私物情報機器の利用ルールの策定
			9. アカデミックハラスメントの防止（誓約書等への署名が学生に実質的な強制と受け取られないようにするための配慮）
			10. 秘密情報管理に関する学生向けの集合研修の実施
			11. 秘密情報管理に関するeラーニング等によるオンライン研修の実施
			12. 秘密情報管理に関する学生向け教育・啓発教材の作成・配布
			13. 学生による秘密情報の管理状況に関する点検や確認
他			14. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

以下、Q2.16～Q2.27はQ2.15でご回答いただいた規定の具体的な内容についてお尋ねします。対象となる営業秘密情報の種類に応じて、分類①と分類②のそれぞれに回答してください。分類①と分類②を区別をせずに管理している場合は、分類①と分類②の回答欄の両方に同じ内容を記入してください。

Q2.16 【Q2.15において、1. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、許可のない学生を営業秘密情報に触れさせないための物理的な封じ込め策として、貴部署で導入しているものをすべて選んで○を記入してください。

回答欄

分類①	分類②

1. 顔社員入り ID カードの現示（3. のような機能を有しないもの）
2. 許可を有することを示すバッジ等の着用
3. 営業秘密を扱う場所へ入ることが可能な機能を有する装置（IC カード等）の配布
4. 営業秘密を扱う場所へ入る際に用いる暗証番号の通知
5. 営業秘密を扱う場所へ入る際に用いる学生のバイオメトリクス（指紋、虹彩、静脈情報等）の登録
6. 営業秘密を含む資料の施錠保管
7. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.17 【Q2.15において、2. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、学生に営業秘密情報を扱うことを許可している場合、他の学生による営業秘密情報への不正アクセスを防止するために導入している対策として、あてはまるものすべてに○を記入してください。

回答欄

分類①	分類②

1. 営業秘密を扱うファイルサーバと学生用のファイルサーバを分離する
2. 営業秘密を扱うことを許可された学生に対して、研究に必要な最小限の営業秘密情報へのアクセス権限を追加提供し、研究終了後はすみやかに権限を削除する
3. 営業秘密情報へアクセス可能な別アカウントの発行
4. アクセスログの確認による不正アクセスの検出
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.18 【Q2.15において、4. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、営業秘密を保持する必要がある学生を対象とした誓約書（秘密保持契約を含む）の扱いについてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

分類①	分類②

1. 営業秘密に関与するすべての学生に対して誓約書の徴求を求めている
2. 営業秘密を扱う研究活動に関連して、雇用その他の何らかの契約関係にある学生のみに対して誓約書の徴求を求めている
3. 営業秘密を扱う研究活動に関連して、謝金等の報酬を支払うすべての学生に対して誓約書の徴求を求めている
4. 誓約書を徴求する必要がある場合もあることを示しているのみ
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.19 【Q2.16において、4. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生に対して、貴機関が徴求する誓約書に盛り込むことを定めている内容について、あてはまるものすべてに○を記入してください。

回答欄

分類①	分類②

1. 非公開情報を守秘し、口外などをしてはならない期間
2. 非公開情報の開示目的以外の用途への利用禁止
3. 卒業後の活動（就職等）における制限事項
4. 論文投稿や対外発表に関する事前許可
5. 非公開情報に付随するノウハウ等の扱い
6. 非公開情報の漏えいや漏えいの可能性が生じた場合に実施すべき事項
7. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.20 【Q2.15 において、5. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生が営業秘密を守秘すべき期間についてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄	
分類①	分類②

1. 標準的な期間を定めている（研究期間終了後2年以内）
2. 標準的な期間を定めている（研究期間終了後3～4年）
3. 標準的な期間を定めている（研究期間終了後5～9年）
4. 標準的な期間を定めている（研究期間終了後10年以上の所定期間）
5. 標準的な期間は無期限として定めている
6. 期間を定めることを求めているが、具体的な期間は定めていない
7. 期間に関する定めは特にない
8. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.21 【Q2.15 において、6. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生の雇用契約についてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄	
分類①	分類②

1. 学生に対して遵守義務を課すかどうかにかかわらず、営業秘密に関与する学生との間で雇用契約を結ぶことを定めている
2. 学生に対して何らかの遵守義務を課す場合は、学生との間で雇用契約を結ぶことを定めている
3. 学生との間で雇用契約を結ぶ方法もあることを示しているのみで、必須とはしていない
4. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.22 【Q2.15において、6. に○を記入された方にお尋ねします】

前問でご回答いただいた、学生との間で結ぶ雇用契約について、貴部署のルールにおいて、有償とすることを明確に定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

分類①	分類②

1. 有償とすることを明確に定めるとともに、対価（時間単価等）も設定している
2. 有償とすることを明確に定めているが、対価の設定はしていない
3. 従事内容または活動内容を定めるのみであり、有償か否かについては特に定めていない（雇用契約としてよりも、研究活動への参加に関する契約に近い位置付け）
4. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.23 【Q2.15において、7. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生への謝金または賃金の支払いについてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄

分類①	分類②

1. 営業秘密情報を扱う学生に対しては、遵守義務を課すかどうかに関わらず、原則として学生に謝金を支払うことを定めている
2. 営業秘密情報を扱う学生に対しては、遵守義務を課すかどうかに関わらず、原則として学生に賃金を支払うことを定めている
3. 営業秘密情報を扱う学生に対して何らかの遵守義務を課す場合には、原則として学生に謝金を支払うことを定めている
4. 営業秘密情報を扱う学生に対して何らかの遵守義務を課す場合には、原則として学生に賃金を支払うことを定めている
5. 営業秘密情報を扱う学生に対して何らかの遵守義務を課す場合でも、学生に謝金や賃金を支払うことは必須としていない
6. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.24 【Q2.15において、8. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が私物の情報機器を用いることに対して、どのような扱いとしていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。

回答欄	
分類①	分類②

1. 私物の情報機器で営業秘密情報を扱うことを一切禁止している
2. “シンククライアント”（テレワークに用いられるアプリケーションのことで、これをPCやモバイル機器にインストールすることにより、手元の端末に情報を保存することなく当該情報の操作ができるもの）の利用などにより、営業秘密情報が私物の情報機器に保存されない形で利用する場合にのみ、利用を許可している
3. ウイルス対策ソフトや暗号化の導入、P2Pアプリケーションのインストール禁止など、営業秘密情報を保護するために必要な最低限の措置として、貴機関が指示する対策を実施することを条件として許可している
4. 誓約書等において、情報漏えいの防止に努めることを求めている
5. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.25 【Q2.15において9. に○を記入された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生の扱いがアカデミックハラスメントとならないようにするために守るべき事項として定められている内容を、下欄に記入してください。

--

Q2.26 【Q2.15において、10. 11. 12. のいずれかに○を記入された方にお尋ねします】
 貴部署のルール等において、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生に教育すべき内容として定められているものについて、あてはまるものすべてに○を記入してください。また、差し支えなければ、教材や資料を返信用封筒に同封ください。

回答欄	
分類①	分類②

1. 営業秘密の種類
2. 営業秘密情報の取扱い（取得、保存、移送、消去）上の注意点
3. 不正競争防止法についての説明
4. 研究終了後の扱い
5. 対外発表上の注意点
6. コンタミネーション（情報の混入）の防止
7. 漏えいまたは漏えいの可能性が生じた場合に実施すべき事項
8. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

Q2.27 【Q2.15において、13. に○を記入された方にお尋ねします】
 貴部署のルール等において、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が情報管理を適切に行っているかどうかの確認（エンフォースメント）について、どのような方法を定めていますか。あてはまるものすべてに○を記入してください。

回答欄	
分類①	分類②

1. 定期的の実地調査を行い、ルールに違反した運用が行われていないかを確認している
2. 学生に対し、チェックリスト等による確認や自己点検を求めている
3. 実施すべき措置について、定期的な注意喚起している
4. その他→下欄に具体的な内容をご記入ください

分類： ①・② （該当するものを○で囲んでください）

4. 留学生について

Q2.28 貴部署では、営業秘密情報を扱う研究活動への留学生の参加を認めていますか。もっとも近いものを1つ選び、番号を記入してください。

回答欄

1. 認めている（条件付きの場合を含む）
2. 認めていない → 「5. その他」へお進みください。
3. 研究活動が存在しない → 「5. その他」へお進みください。

Q2.29 【Q2.28において、1. と記入された方にお尋ねします】

留学生が研究活動に参加することを認める条件について、下欄にご記入ください。また、留学生が研究活動に参加する場合の営業秘密管理に関して特に工夫している点があれば下欄にご記入ください。

5. その他

その他回答内容について、補足したい事項があれば下欄にご記入ください。

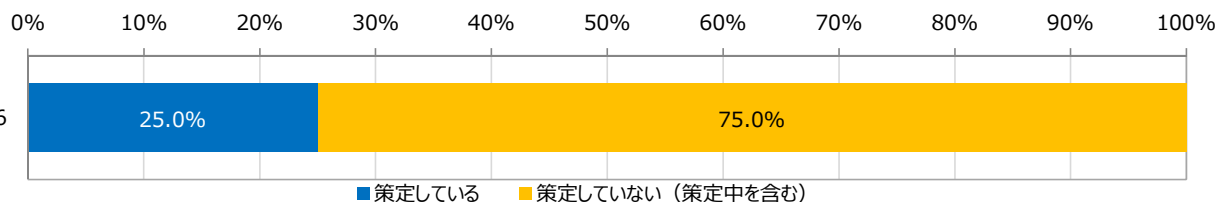
（記入欄が不足する場合は別紙に記入の上、添付頂いても結構です）

以上で終了です。どうもありがとうございました。

平成27年度 大学における営業秘密管理に関する実態調査 アンケート集計結果【機関全体編】

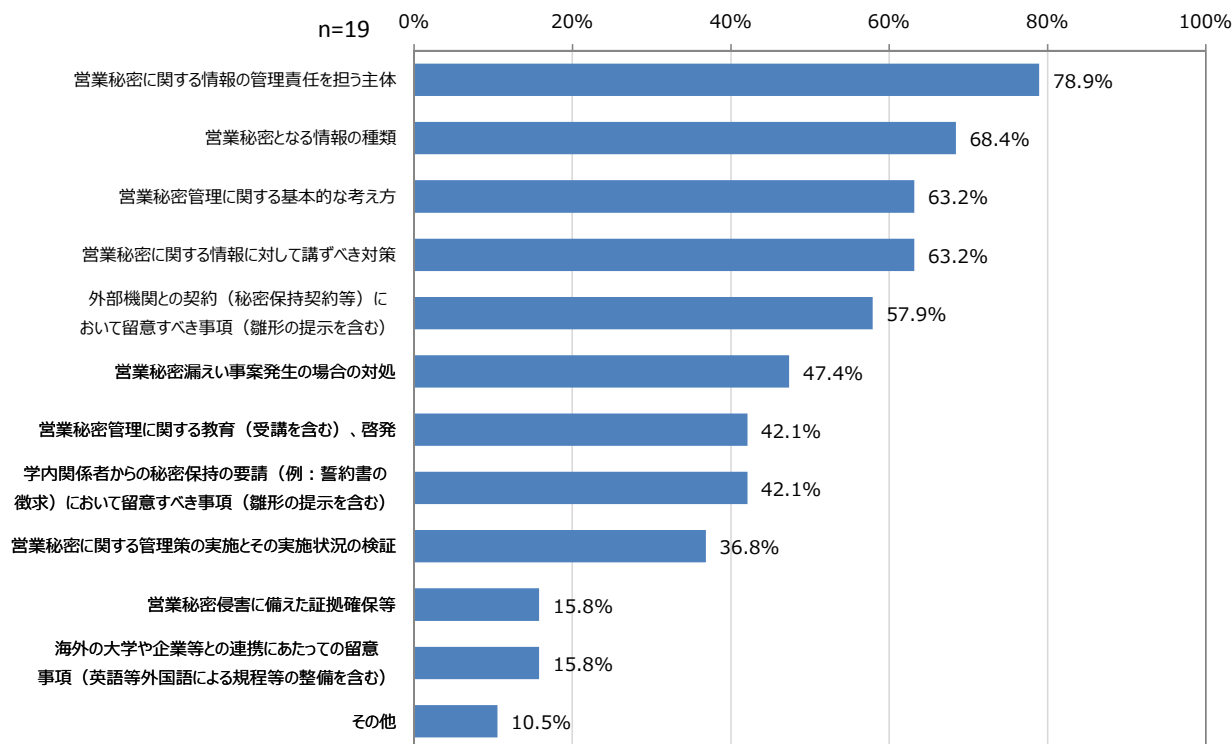
注：SA＝単一選択、MA＝複数選択、FA＝自由回答

Q1.1 貴機関では営業秘密情報に関して、その管理に関する機関全体を対象とした規程や手続等（以下、「規程等」と言う。）を策定していますか。（SA）



Q1.2 【Q1.1において、1. と回答された方にお尋ねします】

規程等において営業秘密情報を対象に規定している内容として、次の選択肢の中からあてはまるものをすべて選んでください。（MA）

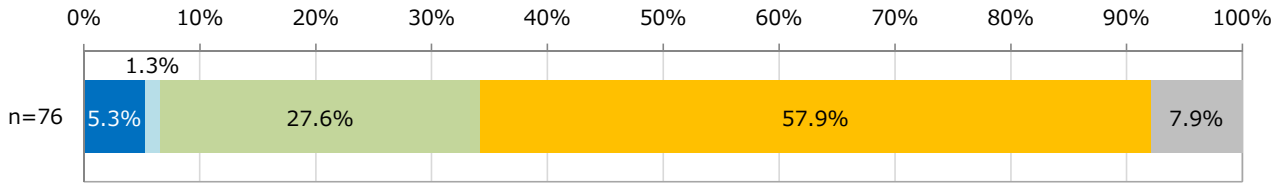


<自由回答>

明示的に「営業秘密」を冠した規程の整備を行っていないが、各種規程の中で、営業秘密に該当する秘密の保護について定めている。「産学連携における研究情報管理ポリシー」において規定している。

共同研究や受託研究等については、それぞれの契約書上において秘密にすべき情報の特定やその取り扱いについて規定している（上記Q1.2の5に該当という認識）。また、Q1.2の回答のほか、本学の情報システム（人事給与、財務会計、ポータルシステム等の業務システムを含む情報処理、情報ネットワークに関わるシステムをいう）。

Q1.3 貴機関では、営業秘密情報をどのように格付け、またはそれ以外の情報と峻別するように定めていますか。(SA)



- 営業秘密の種類に応じて複数のレベルで格付けし、レベルに応じた情報管理対策を講じるように定めている
- 営業秘密に該当する情報を列挙し、それらを一括して同一の格付けとし、他の情報よりは一段高いレベルの情報管理対策を講じるように定めている
- 営業秘密に特化させず、機密性を確保すべく他の情報と同様の要保護情報として格付けし、要保護情報に求められる情報管理対策を行うことを定めている
- 特に定めていない
- その他

<自由回答>

各営業秘密情報(入試情報、情報セキュリティ情報、共同研究情報等)に特化した情報管理対策を講じている。

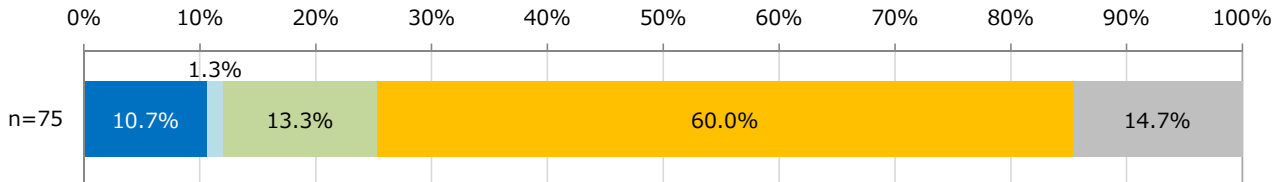
大学文書処理規程に定める、秘密文書としての取扱いと同等である。

「産学連携における研究情報管理ポリシー」にて、営業秘密についての管理を定める。

昨年10月より、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業(技術流出防止マネジメント)に採択されており、「1」での策定に向け進めている。

本学の情報システムの運用等の観点から、取り扱い情報の格付けを定めている。

Q1.4 貴機関では、営業秘密情報について管理の主体(管理単位)を設定していますか。(SA)



- すべての営業秘密情報について、営業秘密情報として指定する際に、情報の種類に応じて適切な管理の主体を設定することを機関全体で定めている
- 重要な営業秘密情報のみについて、適切な管理の主体を設定することを機関全体で定めている
- 営業秘密情報に関して、機関全体での取り決めはないが、部局単位で管理の主体を設定することを定めている
- 営業秘密情報に関する管理の主体の設定は行われていない
- その他

<自由回答>

大学文書処理規程 第29条

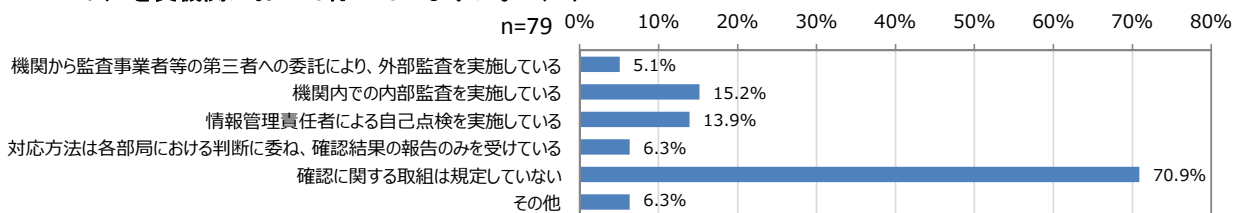
秘密文書の指定は、当該秘密文書の主管課長、主管室長及び(以下「指定者」という)がその都度行うものとする。

研究当事者が管理することを基本原則とする。

昨年10月より、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業(技術流出防止マネジメント)に採択されており、「1」での策定に向け進めている。

本学の情報システムの運用等の観点から、取り扱い情報の管理主体を定めている。

Q1.5 営業秘密に関する管理措置について、それらが実効的に運用されているかどうかの確認(エンフォースメント)を貴機関において行っていますか。(MA)



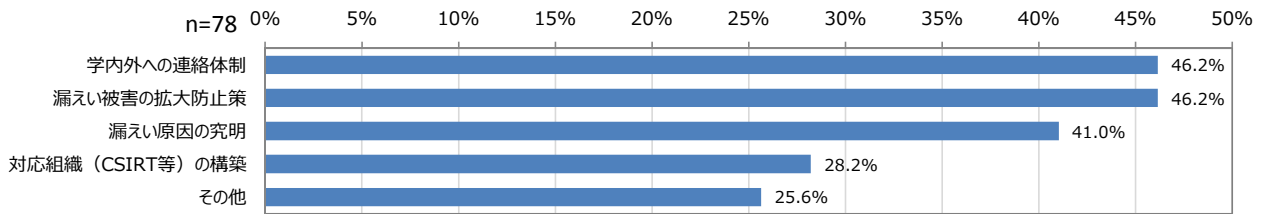
<自由回答>

例えば、情報セキュリティに関しては情報戦略推進本部による情報セキュリティ監査が実施されるなど、各営業秘密情報を取り扱う実施主体が対応している。

昨年10月より、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業(技術流出防止マネジメント)に採択されており、「1」での策定に向け進めている。具体的には、産学官連携リスクマネジメント、産学官連携活動それぞれに外部委員4名ずつを配置した外部評価委員会を設置している。

本学の情報システムの運用等の観点から、管理情報の点検・評価を実施しており、加えて、保有個人情報も含め内部監査を実施している。

Q1.6 秘密情報の漏えいまたは漏えいが懸念される事象が生じたときの対策として、貴機関において規定しているものをすべて選んでください。(SA)



<自由回答>

CSIRTについて規定はしていないが、情報基盤センターがCSIRT活動を行い、情報漏洩等に対応している。

機密情報の漏洩または漏えいが懸念される事象が生じたときについての規定は定めていない。

個別のリスクごとに対応している。

本学が策定する「危機管理マニュアル」に基づき、危機事象のレベルに応じて対策を取るほうにしている。

秘密情報の漏洩等が生じた場合は、学内に設置している7つの企画室が漏洩内容に応じて聞き取り等対応する。

他の危機管理に関する対策に準じて対応

大学全体の全営業秘密情報を対象とした上記の事項についての取り決めは無いが、例えば、情報セキュリティに関しては、リスク管理、非常時における行動計画、インシデントの再発防止策等が定められている。

秘密情報の漏えいに関して特別に規定はしていないが、各種問題が生じた際には特別委員会を組織することとしている。

秘密情報としては対応を定めていないが、秘密情報漏洩等の事象が発生した場合の対応については、個人情報漏洩事案の対応に準じて対応する。

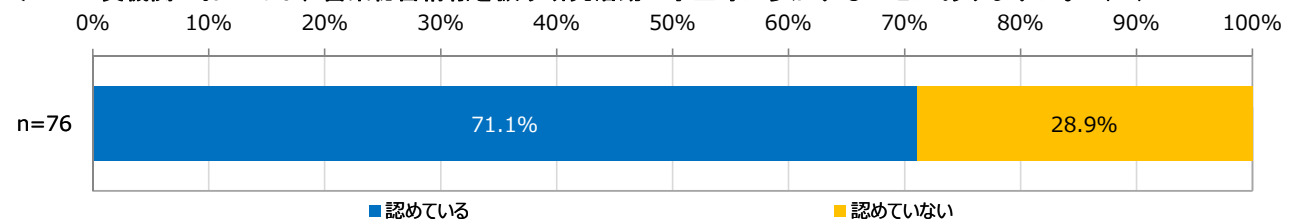
情報セキュリティにおける取組で、1~4に該当する基本方針や規定等により対策を整備している。

本質問の回答は、情報セキュリティー(情報機器や情報ネットワーク利用上のもの)について、「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティガイドライン」にて規定している。

昨年10月より、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業(技術流出防止マネジメント)に採択されており、「3」、「4」での策定に向け進めている。

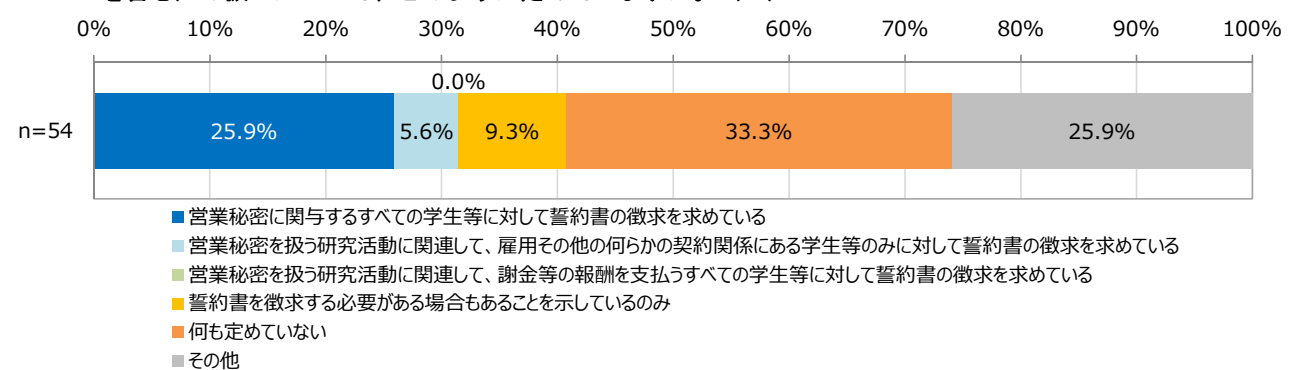
情報システムの運用等の観点から、Q1.6の項目1~4に関する対応について規定している。

Q1.7 貴機関においては、営業秘密情報を扱う研究活動に学生等が参加することがありますか。(SA)



Q1.8 【Q1.7において、1. を記入された方にお尋ねします】

貴機関のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした誓約書(秘密保持契約を含む)の扱いについて、どのように定めていますか。(SA)



<自由回答>

雇用契約関係にある学生等のみに対して「雇用条件に関する同意書」「情報セキュリティーポリシー遵守同意書」の徴求を求めている。

研究活動に参加する学生は、大学院生に限定している。教職員が学生に対し秘密保持義務について個別に説明し、誓約書を提出させ、合わせて雇用を推奨している。

本年10月以降、外部との共同研究に学生が関与する場合には、誓約書の提出を求めている(ルールあり)。また前述したルール制定前についても、共同研究契約等による秘密保持条項に抵触するような活動を行う場合には個別に誓約書を徴取する場合がある。また、本学の教職員、学生に配布している「研究不正防止ハンドブック」により、営業秘密の漏えいを含め、不正を行わない旨の誓約書を徴取している。

共同研究契約書等の研究組織に学生も研究を担当している者として記載し、研究代表者により営業秘密に関する諸注意を行っている。

取り扱う営業秘密によって誓約書を取ることがあります

定めはないが、必要な場面では、契約書を徴取することがある。

学生が関わる研究開発において発明等が生じ、大学が特許等を受ける権利を承継する際には、誓約書を提出させてはいるが、研究開発段階において誓約書を提出させてはいる。

営業秘密に関するガイドライン及び学生等を対象とした誓約書様式を策定中(平成28年1月施行予定)。

秘密保持契約書の遵守を求めている

機関全体の取り決めはないが、部局単位で誓約書の扱いについて定めている。

雇用関係のない学生は本学教職員ではなく、就職活動に不利になる可能性のある誓約書は、契約弱者に対する不当な契約として無効になる可能性もある。但し、アルバイトとして雇用する場合、アルバイト雇用に関する要綱において、雇用期間中及び雇用終了後も業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないと定めており、アルバイト雇用通知書において、同要綱の内容を守ることとしている。

担当教員から共同研究に参加する旨の連絡を受けた学生に対して誓約書を求めている

学生を研究協力者とする場合において、主に秘密情報の守秘義務、教育を受ける権利を阻害しないことに留意する必要がある。このことに留意し、本学では教育上有意義であると判断される場合、大学院生は共同研究等への参加を認めている。学部学生は原則、共同研究等への参加は認めていないが、留意点を遵守することを誓約(誓約書の提出)させることで、参加を認めている。

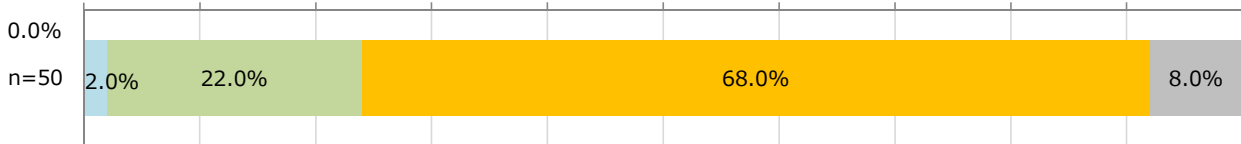
共同研究の相手先企業から要請がある場合に、本人に必要性を説明の上、了承が得られた場合に誓約書の提出を求める場合がある。

通常は認められていない。これは学生を秘密情報に扱わせる際は、雇用して本学の非常勤就業規則体系下に置くことにより、就業規則上の懲戒措置を適用することとしているが、教員によってはどうしても雇用はできないと言う場合があり、苦慮している。

Q1.9 【Q1.7において、1. を記入された方にお尋ねします】

貴機関のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした雇用契約の扱いについて、どのように定めていますか。(SA)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



- 学生等に対して遵守義務を課すかどうかにかかわらず、営業秘密に関与する学生等との間で雇用契約を結ぶことを定めている
- 学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合は、学生等との間で雇用契約を結ぶことを定めている
- 学生等との間で雇用契約を結ぶ方法もあることを示しているのみで、必須とはしていない
- 何も定めていない
- その他

<自由回答>

ルールとして定めていないが、相手先企業と交渉の上定めている。

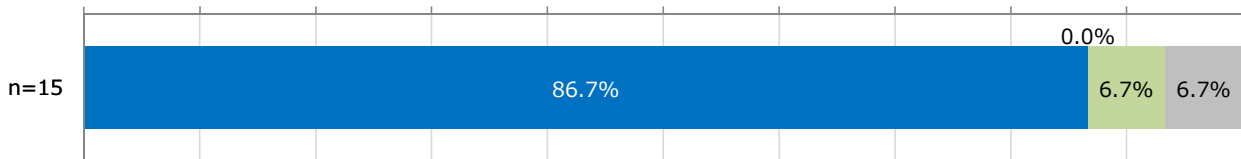
策定中(平成28年1月施行予定)の営業秘密に関するガイドラインで、研究代表者による学生への説明義務及び学生の自由意思の尊重、共同研究への参加を拒否する学生への個別的対応の必要性等を明確に定める予定。

営業秘密および研究内容の情報の秘密保持については、雇用契約書に定めたり、別途誓約書を提出させる等、案件に応じて対応している。

Q1.10 【Q1.9において、1. ~ 3. を記入された方にお尋ねします】

前問でご回答いただいた、学生等との間で結ぶ雇用契約について、貴機関のルールにおいて、有償とすることを明確に定めていますか。(SA)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



- 有償とすることを明確に定めるとともに、対価(時間単価等)も設定している
- 有償とすることを明確に定めているが、対価の設定はしていない
- 従事内容または活動内容を定めるのみであり、有償か否かについては特に定めていない(研究活動への参加に関する契約に近い位置付け)
- その他

<自由回答>

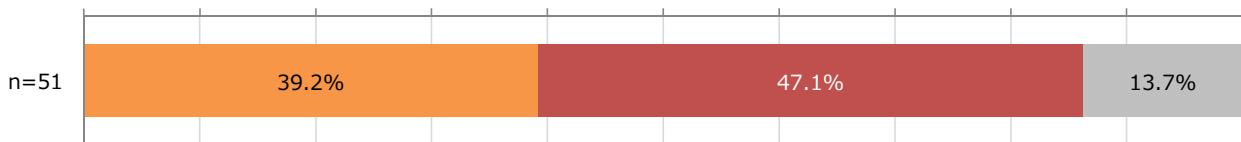
通常の雇用契約で学生を雇用する場合は、当然報酬について定められている。

Q1.9のとおり、営業秘密情報と雇用契約との関わりは規定していない。営業秘密情報の扱いの有無に関わらず、学生の雇用については、原則有償としている(雇用経費によっては単価設定がなされている場合有り)。

Q1.11 【Q1.7において、1. を記入された方にお尋ねします】

貴機関のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした謝金または賃金の支払いについてどのように定めていますか。(SA)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



- 営業秘密情報を扱う学生等に対しては、遵守義務を課すかどうかに関わらず、原則として学生等に謝金を支払うことを定めている
- 営業秘密情報を扱う学生等に対しては、遵守義務を課すかどうかに関わらず、原則として学生等に賃金を支払うことを定めている
- 営業秘密情報を扱う学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合には、原則として学生等に謝金を支払うことを定めている
- 営業秘密情報を扱う学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合には、原則として学生等に賃金を支払うことを定めている
- 営業秘密情報を扱う学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合でも、学生等に謝金や賃金を支払うことは必須としていない
- 何も定めていない
- その他

<自由回答>

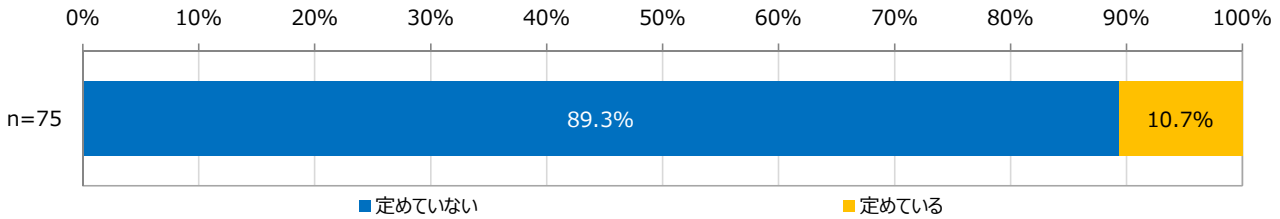
受託研究等で時間を定めて雇用する場合は、賃金を定めている。

通常の雇用契約で雇用する学生の中に、一般的な守秘義務の対象となる営業秘密情報を扱うケースがあり、当然その場合には雇用契約に定める報酬を支払うこととなる。

ルールとして定めていないが、相手先企業と交渉の上定めている。

現状では、賃金を支払う、謝金を支払う、及び賃金・謝金ともに支払わない、いずれの場合も有りえるが、その判断については、当該共同研究等プロジェクトの担当教員において、当該学生の営業秘密への関わり方等の状況を踏まえて適切に判断しているものと理解している。
 機関全体の取り決めはないが、部局単位で謝金または賃金の支払いについて定めている。
 業務秘密情報を扱う学生等に何らかの遵守義務を課す場合、原則として謝金または賃金を支払うことを推奨しているが定めはない。共同研究契約では学生に義務を課すのではなく、研究代表者は学生等に契約を遵守するよう、必要な教育・指導を行うものとしている。

Q1.12 貴機関では、相当する営業秘密情報に関して、これまで回答いただいたもの以外で、その管理のための個別の取り組みを定めていますか。(SA)



<名称>

大学職務発明等規則

個別の取組みではないが、就業規則に以下の内容を規定している。・教職員は、業務上知り得た機密を漏らし、又はみだりに文書・帳簿を他に閲覧させてはならない。・本学の教職員であった者は、過去の在籍中に業務上知り得た機密情報等を第三者に漏洩または流出してはならない。

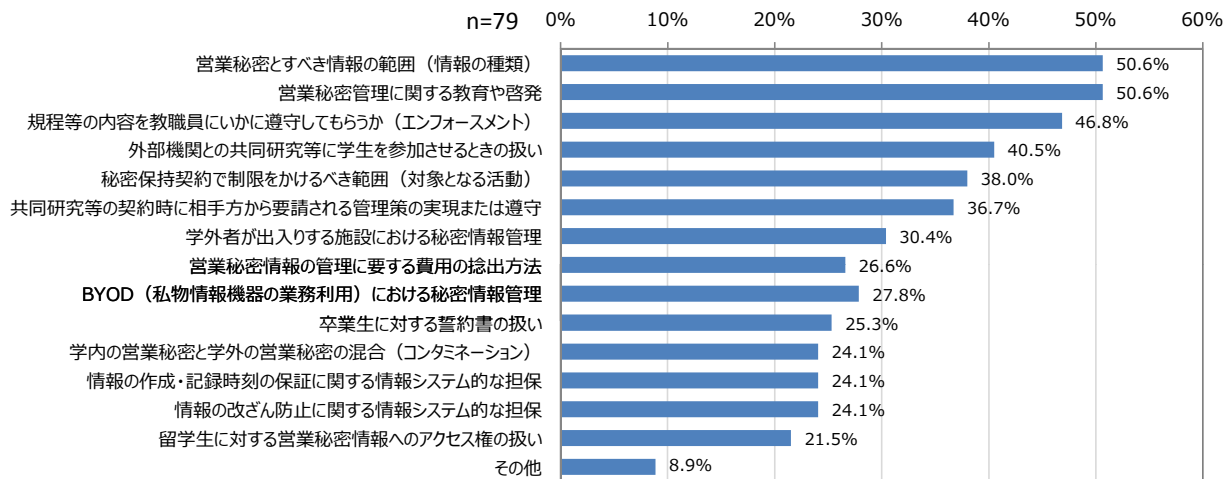
個人情報保護規程

情報セキュリティ規程、情報システム倫理規程、情報システム管理規程

研究成果有体物取扱規則 職務発明規則 学生の企業等との受託・共同研究等への参加に関する約束事

大学職務発明取扱規程

Q1.13 営業秘密管理に関して困っていたり、課題とお感じのことがありますか。(MA)



<自由回答>

営業秘密管理について、本学においては未対応となっており、個別編の提出はありません。結果のフィードバックをいただいた上で対応するかどうか検討いたします。

規程等の整備

営業秘密管理に関する全学的な方針の策定を含め、諸々の事項は現状では未検討であり、必要に応じて今後検討する可能性があるが、現段階では回答が困難である。

・個人メールアドレスの業務利用の適否・学外へのメール転送の適否

本学における営業秘密管理体制の整備・構築

産学が係わる営業秘密については規則や責任者を明確にしているが、研究室や研究者レベルで現実的に把握することが困難である。

<無回答の理由等>

Q1.7→Q1.13の記載同様に現段階では回答が困難であるため。

秘密の保持については、就業規則、共同研究取扱規程、受託研究取扱規程、知財ポリシー等で定められているが、営業秘密のみを取扱う規程はない。営業秘密情報の取扱いについては、部局単位で管理を行っている。

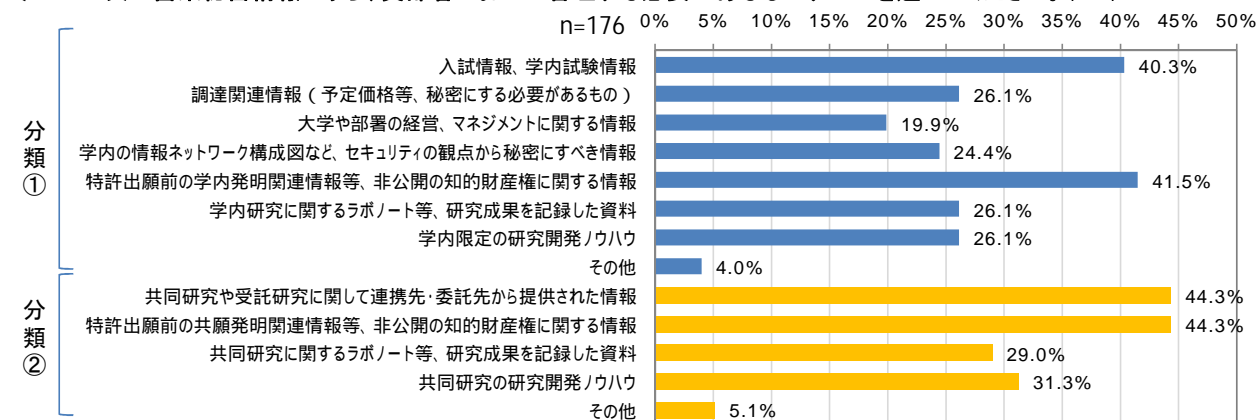
Q1.13: 事案ごとに担当課において課題としているものがあるかもしれないが、本学における営業秘密となる情報の種類、取扱い等について包括的に検討したことはないため、回答できない。

平成27年度 大学における営業秘密管理に関する実態調査 アンケート集計結果【個別編】

注：SA＝単一選択、MA＝複数選択、FA＝自由回答

1. 営業秘密管理のための具体的な対策について

Q2.1 次の営業秘密情報のうち、貴部署において管理する必要があるものすべてを選んでください。(MA)

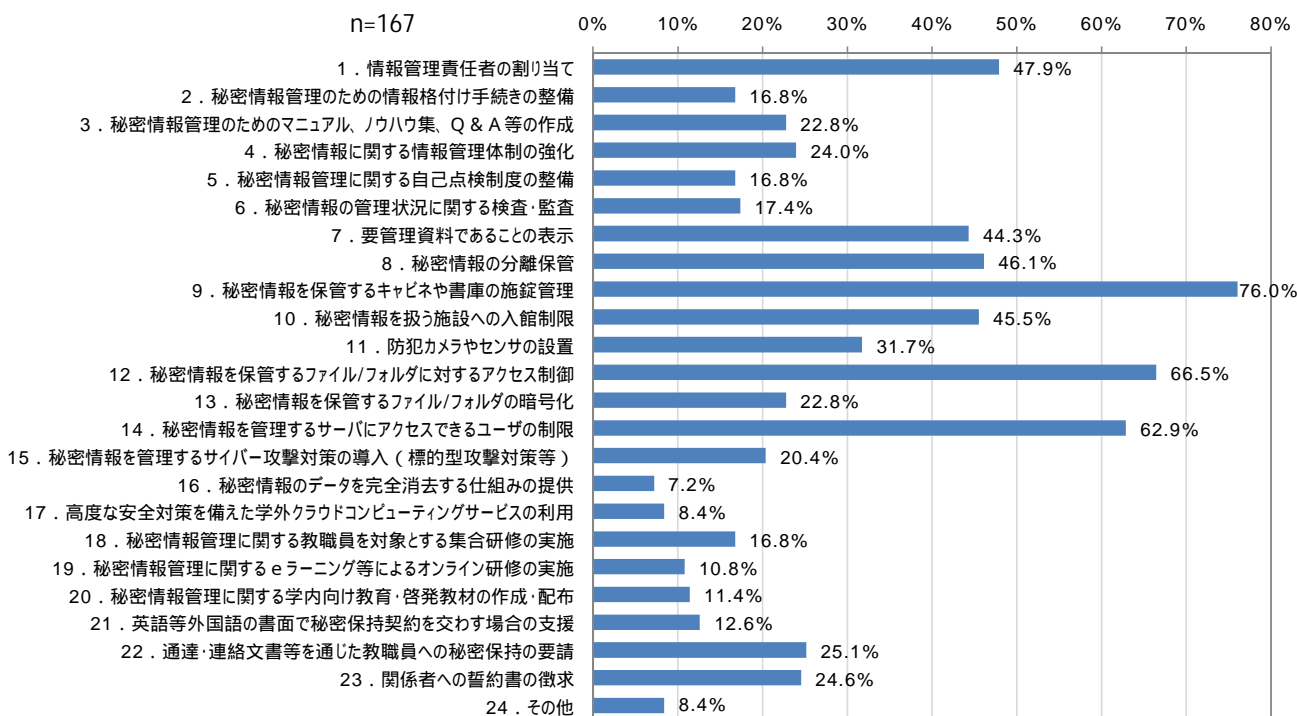


<自由回答>

危機事象関係
 附属病院の営業、運営等における情報
 3については大学本部にて管理する必要があるため。
 5、6. について、基本的には各教員が自主管理しており事務部では保管していない。
 受託研究や共同研究に係る契約書
 他大学における調達管理情報
 学生がインターンシップ先で知り得た企業の営業秘密
 9. ～12. について、基本的には各教員が自主管理しており事務部では保管していない。
 契約書、共同研究及び受託研究に関する各種届出書（機関承認を要する書類）
 学生の成績、住所についての情報、学籍情報
 誓約書により守秘義務が課せられる研究内容
 商品化、事業化に関する情報等

Q2.2 【Q2.1の1. ～ 8. から1つ以上選択した方にお尋ねします】

分類①に相当する営業秘密を管理するための措置として、貴部署で導入しているものすべてを選んでください。(MA)



<自由回答>

経産省ガイドラインの学内リンク
 (人的管理措置)外部業者にデータパンチ業務を委託する際、「機密の保持」の条項を定めて契約を行っている。
 基本的には各教員が自主管理しており、事務部では一般的な防犯対策（警備員の配置、建物の施錠、テンキー設置など）を行っている。
 情報ネットワーク(学内LAN)を使用しない情報交換

入試では、入試管理システムを利用しているが、スタンドアローンの運用にて、サーバーに関する事項は適用されない。なお、入試管理システムを収めたパソコンについては、システム起動、ソフトへのアクセスの両面において、パスワードを付し利用している。

本学ITセクションによる秘密情報管理に関する規程の更新後、トレーニング実施予定。

外部契約業者との秘密保持義務の締結

秘密保持上、具体的にどのような措置を講じているかはお答えできない。

ネットから独立したハードディスクでの保管

予定価格を記載した書面を封書し、開札まで金庫で保管している。

2007年より、ISMS ISO/IEC27001:2013 認証取得・運用。

4,5,6,7,12,14,21,23については導入済、1,2,3,18,20,22については導入予定である。

共同研究先・委託研究先と別個に秘密保持に関する契約を締結している。

共同研究申し込みに際して、共同研究相手先からは情報公開に対する意思確認を行っており、要管理資料であることの表示を事務的に行っている。

Q2.3 【Q2.2で1つ以上選択した方にお尋ねします】

回答いただいた措置に関して、特に工夫している事項があれば、下欄にQ2.2の番号と具体的な工夫内容を記入してください。(FA)

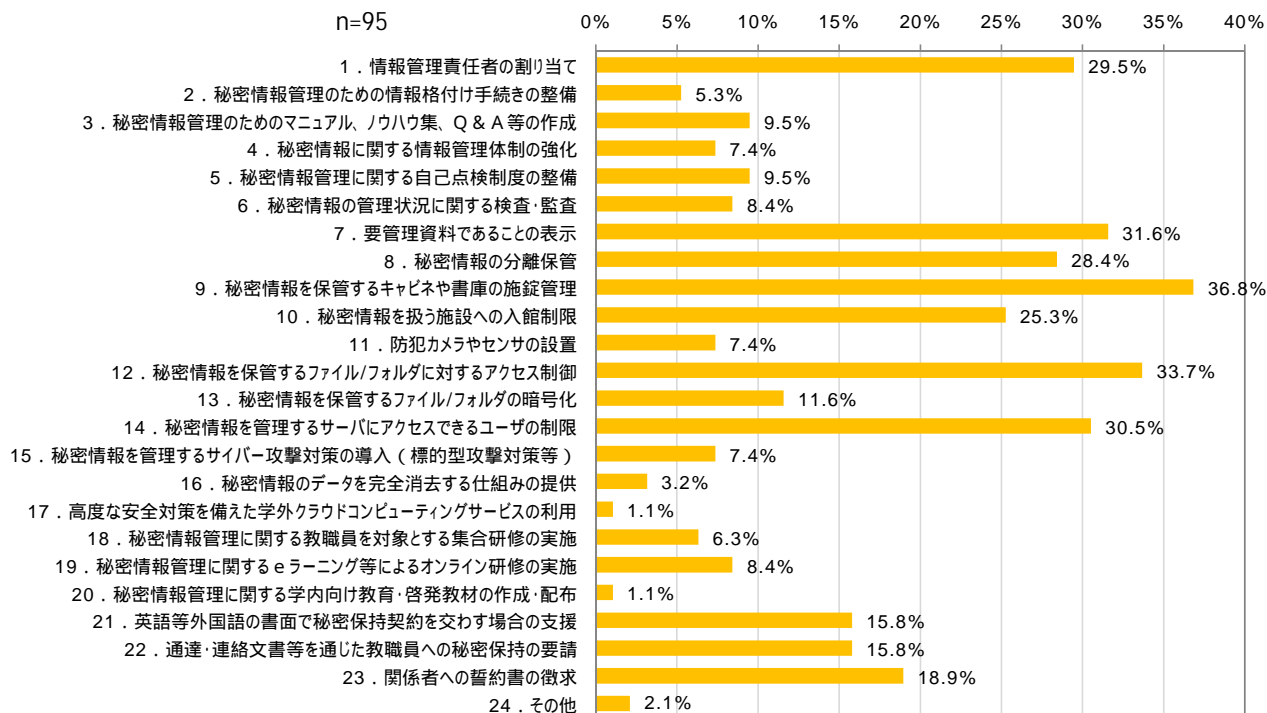
<自由回答>

- 1 (情報管理責任者について)秘密情報の管理者は、管理・監督職に限られており、それ以外の者は扱うことができない。
- 1-15,17-20,22,23 情報企画部では、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム:ISO27001)を導入し、情報資産の適切な保護とセキュリティの向上に組織的に取り組んでいる。
- 1,2,3,4,5,8,9,10 ・IS(Information Security)委員会を組織し、勉強会・説明会を開催 ・情報保管室としてセキュリティ管理されている部屋を整備した
- 1,3,23 入学試験出題者、試験問題点検に関わる者については、一定の基準を設けて委嘱し、作業のためのマニュアルを整備している。また、委嘱
- 2, 12-14 入試業務で使用するパソコンでは、オペレーションシステムとは異なるデータベースシステムで入試情報を管理し、二重のログインシステム
- 4 昨年10月より、文部科学省の産学官連携リスクマネジメントモデル事業(技術流出防止マネジメント)に採択されており、産学官連携リスクマネジメント室を新たに立ち上げ、全学的を挙げて情報管理体制の強化に取り組んでいる。
- 4,5,12 PC,USBのパスワード、アクセス制限、シュレッター
- 6 不定期実施の内部監査にて、当課の情報管理について監査を受け、適宜改善している。
- 8 入札が執行されるまで、予定価格、最低制限価格などの調書については、管理職(契約担当係長)が保管庫で施錠管理している。
- 8,9 教員用室内のキャビネット(施錠)などでの分離管理
- 8-11 作成途中の入試問題の保管については、専用の大型耐火金庫に保管し、管理者間のみで金庫の開錠番号を把握している。また、キャンパスによっては金庫室に警報センサーを設置し、一定の人間のみの依頼によってのみ警報解除が行なえるシステムをとっている。
- 9 2種の鍵にて施錠された金庫の中に設置された金庫内にて保管。
- 9 盗難防止対策として、紙媒体情報については、金庫・鍵付書庫に保管している。
- 9 施錠可能な保管庫(金庫、キャビネット等)に施錠して保管している。
- 10 施錠管理し、業務時間外は警備員による巡視を行っている。
- 10 現在は施設毎の入退館管理システムにより管理しているが、平成28年度より、全職員の身分証をICカード化し、入館制限及び入退室の記録等の管理を行う
- 10,11 入試シーズン(1~3月)にかけて、入試業務専用の部屋を確保し、警備会社と契約の上入室制限の設備、ならびに室内に人感センサを設置している。
- 11 重要文書等は、センサーによる警報装置つきの保管庫で保管し、その保管庫の鍵は、別の保管庫で保管している。
- 12 事務部内に共有サーバーを設置しており、その中に担当毎のフォルダを作成し、当該フォルダ内のファイルへのアクセスを担当内の職員に限定している。
- 12 特に機密性の高い情報に関しては、全学共有のファイルサーバとは別に、専用のストレージを用意し関係者内にアクセスを制限している。
- 12 入試作問作業関連のファイルやドキュメントについては専用のフォルダに保存し、そのフォルダについては1で記載した委任された管理者のみがアクセス可能としている。
- 12 電子情報については、アクセス制限のあるサーバー内にて保管している。
- 12 シンククライアント環境のサーバー内に保管している入試等の情報は入試係以外の教職員がアクセスできないように制限されている。
- 12 データはインターネットに接続していない計算機に置くか、あるいはCDなどのメディアに記録して施錠する。インターネットのファイル共有サービスはできるだけ使用しないこととして、やむを得ず使用する場合にはファイルを共有したらずぐ当該サービスから削除する。
- 12 建物内からのみアクセス可能なネットワーク上に構築した共有サーバーでデータを管理している。また、パスワードによるアクセス制限を行っている。
- 12 サーバへのアクセス管理は一括して部門長が指名したシステム担当者が行い、IDとパスワードを発行している。
- 12,14,17 ・ファイルサーバー担当者を各課に配置し、アクセス権の適正について検討 ・EDシステムとして治験対応のVIEDOC(PCG社)を導入した。
- 13 事務用パソコンのローカルディスクは暗号化を施している。また、平文での持ち出し(ファイルコピー)を抑制している。
- 13 外部にメール等で送信する場合は、暗号化し、当該メールとは別にパスワードを送ることにしている。
- 14 ファイルサーバーへのアクセス権者についてはユーザーID及びパスワードを設定し制限している。
- 14 Active Directoryを導入することによって、ユーザーごとの閲覧範囲を厳密に定義し、秘匿性の管理を行っている。
- 14 事務部内に共有サーバーを設置しており、その中に担当毎のフォルダを作成し、当該フォルダ内のファイルへのアクセスを担当内の職員に限定している。
- 14 サーバへのアクセス管理は一括して部門長が指名したシステム担当者が行い、IDとパスワードを発行している。
- 18 知的財産セミナーの開催
- 19 医学研究者の要請において研究倫理教育を重視するため医学研究者行動規範講義(e-learning)を必修科目とし、大学院生に対し、研究倫理教育の徹底を図っている。
- 22 情報科学系の研究では手書きのラポノートよりも電子的な記録のほうが信頼できることが多いため、できるだけ電子的に記録をとる。
- 22 共同研究、受託研究開始時に、担当研究者全員に研究ノートを渡し、情報管理徹底の要請を行っている。
- 22 課内向けではあるが、「用度課心得」を作成し、半年から1年毎に内容を確認し情報管理を徹底するよう指導している。
- 23 学内での秘密保持の誓約書を提出したり、あるいは共同研究先等が求める秘密保持の誓約書を提出することを条件としている。
- 23 ガイダンス時に学生に機密事項保持の説明と誓約書を徴収している。
- 24 作成した入試問題は、ネットワーク経由ではなく、USBメモリ等の媒体で提出させている。また、使用済の媒体は使いまわしせず、廃棄させている。

2. 学外機関が関与する営業秘密の管理のための具体的な対策について

Q2.4 【Q2.1の9.～13.で1つ以上選択した方にお尋ねします】

分類②に該当する場合のみの管理措置として、貴部署で導入しているものすべてを選んでください。(MA)



<自由回答>

そもそも研究室の常勤教職員が一人なので、すべての責任者は私であり割当を決めるまでもない状況にある。研修については大学よりも前職企業の方が先進的であった。

Q2.5 【Q2.4で1つ以上選択した方にお尋ねします】

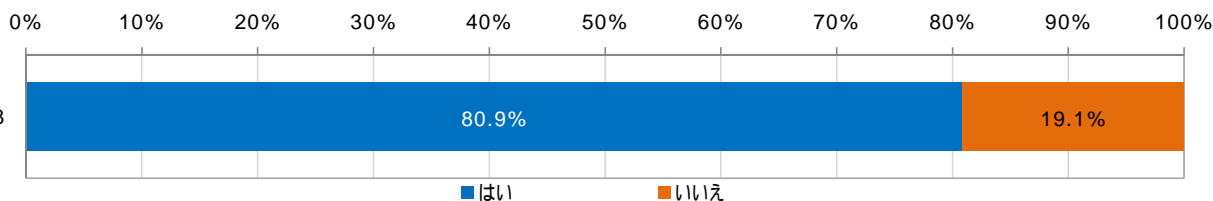
回答いただいた措置に関して、特に工夫している事項があれば、下欄にQ2.4の番号と具体的な工夫内容を記入してください。(FA)

<自由回答>

- 1 秘密保持契約において、大学、企業等から各1名の管理責任者を置くことにしている。
- 19 研究倫理教育の実施
- 23 学生から誓約書を徴収する際、面談を行い誓約書の内容を遵守する旨の確認をとっている。
- 4,5,12 PC,USB,パスワード,アクセス制限,シュレッター

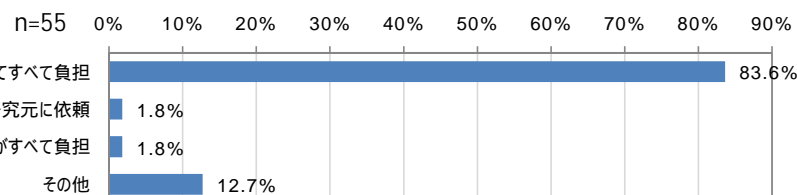
Q2.6 【Q2.4で1つ以上選択した方にお尋ねします】

Q2.4で記入された管理措置は、共同研究・受託研究等に関する営業秘密を対象とするものですか。いずれか1つを選択してください。(SA)



Q2.7 【Q2.6で1.を記入した方にお尋ねします】

Q2.4で回答いただいた管理措置について、その導入や実施に要するコストをどのように負担していますか。貴部署にてあてはまるものすべてを選んでください。共同研究等の状況により、複数の負担方法が存在する場合は、そのすべてについて選択してください。(MA)



<自由回答>

本学と企業が共有する知財となりますので本学における資料は本学が管理しています。

現在のところコストは発生していない。

特にコストは負担していない。

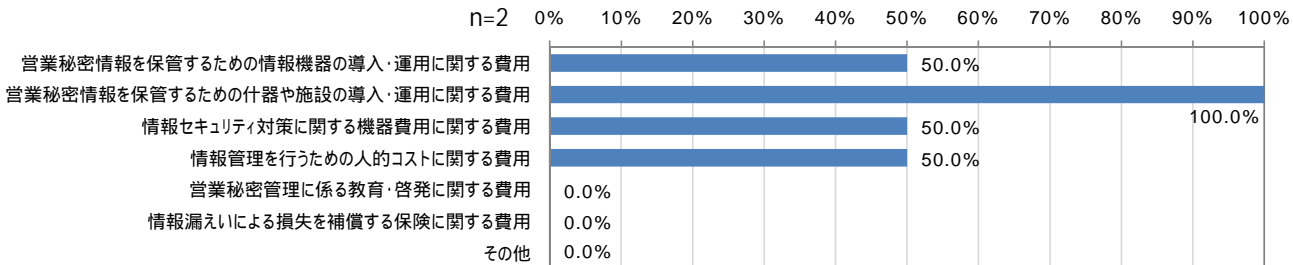
管理措置を含む機関全体の機能向上のため、間接経費を共同研究先／委託研究先をお願いしている。

拙研究室・共同研究先のいずれもが既存の設備を用いているため、基本的には費用は不要である。

間接経費などを中心に充当している。

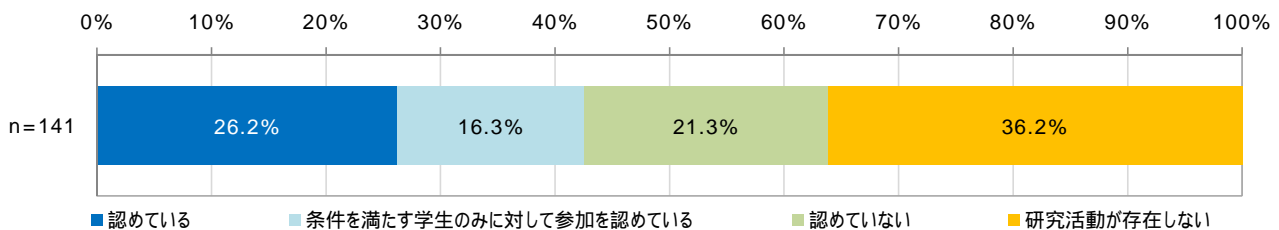
Q2.8 【Q2.7で2.または3.に選択した方にお尋ねします】

共同研究先/委託研究元に一部またはすべての負担を求めている費用として、あてはまるものすべてを選んでください。(MA)



3. 学生が関与する営業秘密の管理のための具体的な対策について

Q2.9 貴部署では、営業秘密情報を扱う研究活動への学生の参加を認めていますか。もっとも近いものを1つ選んでください。(SA)



Q2.10 【Q2.9において2.と回答された方にお尋ねします】

参加を認める条件についてご記入ください。(FA)

「認めていない」「研究活動が存在しない」について、学生が関与する教員の研究活動があるかわからない。

誓約書の提出「ガイドライン」4ページより

病院情報システム登録時、個人情報保護に関する誓約書を提出させている。

・学生の共同研究への参加にあたっては、産学連携・知財活用室において作成した教育教材(秘密保持の内容を含む)の内容について、教員の指導のもと、十分に理解がなされること。・共同研究に関するいかなる秘密についても、保持する旨の内容が記載された同意書を提出すること。

学生の参加については、契約書を提出させている。

研究者である教員とNDAを締結する。

誓約書の提出

○研究遂行上、その学生の参加が不可欠な場合に誓約書提出の上、経費を伴わない共同研究の研究担当者となることを認めている(JSPS特別研究員ほか)。

○共同研究(経費を伴わない)の研究協力者として研究責任者の管理の下、研究参加が可能となっている。

条件を明文化、体系化しているわけではないが、例えば、共同研究先/委託研究元および担当教員双方が参加を承諾していることや、本人の学業に支障がないこと、必要に応じて誓約書を徴するなど、事業毎の事情を勘案して問題ない場合は参加している。

誓約書の提出、秘密保持契約の締結

研究契約内容の遵守と守秘義務について指導教員より説明を行う

誓約書の提出

秘密保持誓約書等の提出を義務化している。

組織としての方針がなく、企業との共同研究などへの学生の関与は教員の判断で行っている。

共同研究、受託研究に研究協力者として学生を参加させる場合には、契約事前に相手方に同意を得た上で、誓約書を提出させている。

誓約書を提出させている。

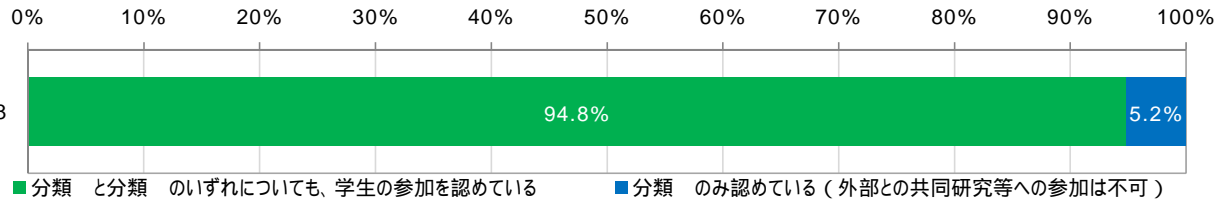
企業との共同研究契約や秘密保持契約の範囲内。むしろ共同研究先企業側が学生の参加を熱望しているケースがほとんどである。

守秘義務の遵守、知的財産権の譲渡

誓約書の徴収

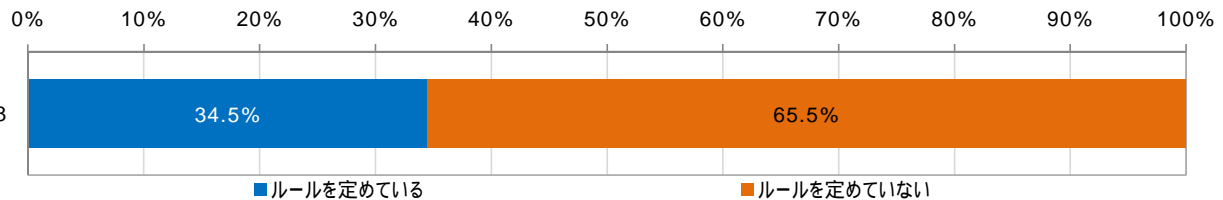
誓約書の提出

Q2.11 貴部署では、分類①と分類②のいずれでも学生の参加が可能でしょうか。もっとも近いものを1つ選んでください。(SA)



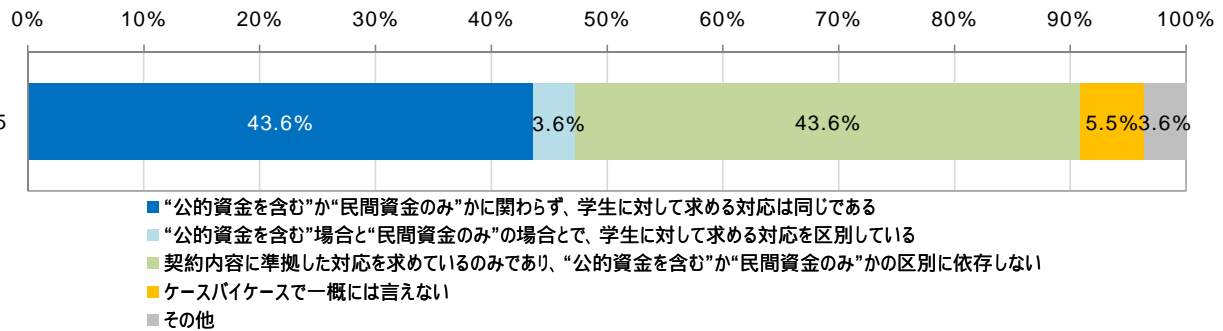
Q2.12 【Q2.9において1.または2.と回答された方にお尋ねします】

貴部署では、営業秘密情報を扱う営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が秘密情報を取り扱う際のルールを策定し、教職員に周知していますか。もっとも近いものを1つ選んでください。(SA)



Q2.13 【Q2.11において、1.と記入された方にお尋ねします】

学外の資金に基づくプロジェクトに学生が参加する場合、公的資金を含むものと、民間資金のみによるもので、学生に求める対応が異なることがありますか。もっとも近いものを1つ選んでください。(SA)



<自由回答>

臨床実習の実施

学生に対して求める対応はしていない。

Q2.14 【Q2.13において2.または4.と回答された方にお尋ねします】

前問で2.と回答された場合、“公的資金を含む”プロジェクトと“民間資金のみ”のプロジェクトとで、プロジェクトに参加する学生に対して求める内容はどのように異なりますか。具体的な違いの内容をご記入ください。

また、前問で4.と回答された場合、ケースバイケースとなっている具体例について、差し支えない範囲で概要をご記入ください。(FA)

<自由回答>

守秘義務契約の期間（研究終了後、卒業後）、及び知的財産権譲渡の条件など。

民間資金の場合では契約書において、条件を具体的に定めている場合には、それに遵守する前提で対応するが、そうでない場合、研究を進める過程に於いて、知的財産権が生じる場合もあるので、その場合はその都度対応する。

指導教員に対応を委ねている。

共同研究先／委託研究元の定めにより、参加する学生から誓約書を徴したり、研究活動を制限（例えば、学生単独での出張を認めないなど）することがある。

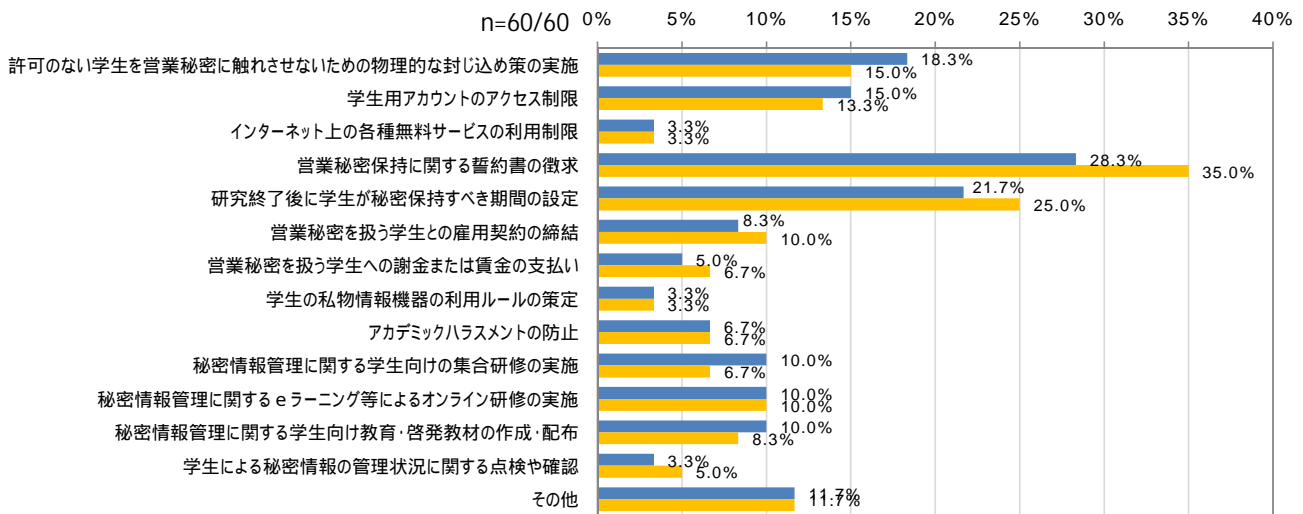
各企業との共同研究契約や秘密保持契約の違いに依存して内容が異なる。具体的には、データの機密性を保持する、共同研究先企業が特許出願を望む場合の秘匿期間を設ける、などが民間資金での共同研究特有の対策として過去にあった。

民間資金の場合では契約書において、条件を具体的に定めている場合には、それに遵守する前提で対応するが、そうでない場合、研究を進める過程に於いて、知的財産権が生じる場合もあるので、その場合はその都度対応する。

守秘義務契約の期間（研究終了後、卒業後）、及び知的財産権譲渡の条件など。

Q2.15 【Q2.9において、1.または2.と回答された方にお尋ねします】

営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が秘密情報を取り扱う際のルールにおいて規定されている内容として、分類①と分類②のそれぞれについて、あてはまるものすべてを選んでください。(MA)



<自由回答>

当該学生が参加する研究契約書等の守秘義務に従う。研究室における独自ルールに従っていると思われる。

特許等に伴う権利義務関係は、本学の職務発明規程に基づく同条件で処理することの了解。

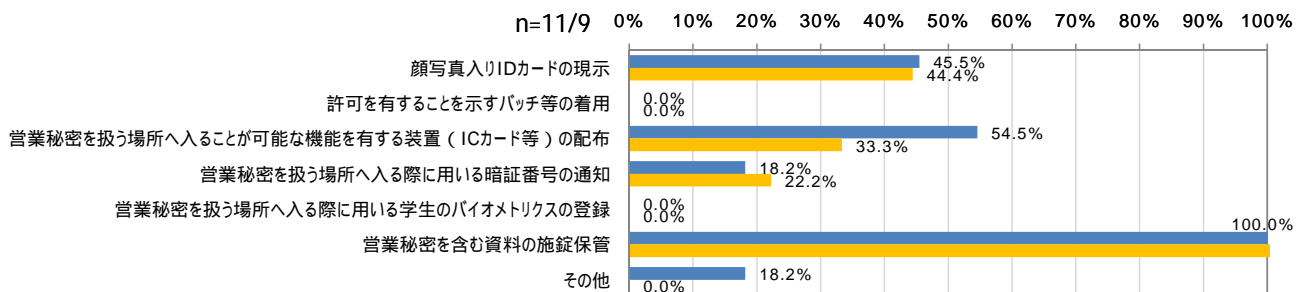
Q2. 10に記入したとおり明文化、体系化した規定はない。事業毎の事情を勘案して対応している。

選択科目の中で、特許取得制度について学ぶ機会がある。

学生が関わる研究開発において発明等が生じ、大学が特許等を受ける権利を承継する際には誓約書を提出させてはいるが、研究開発段階において誓約書を提出させてはいる。なお、発明等承継時の誓約書の徴求以外、特に定めてはいる。また、分類②への学生の参加は認めているが、分類①と同様の取扱いを行っている。

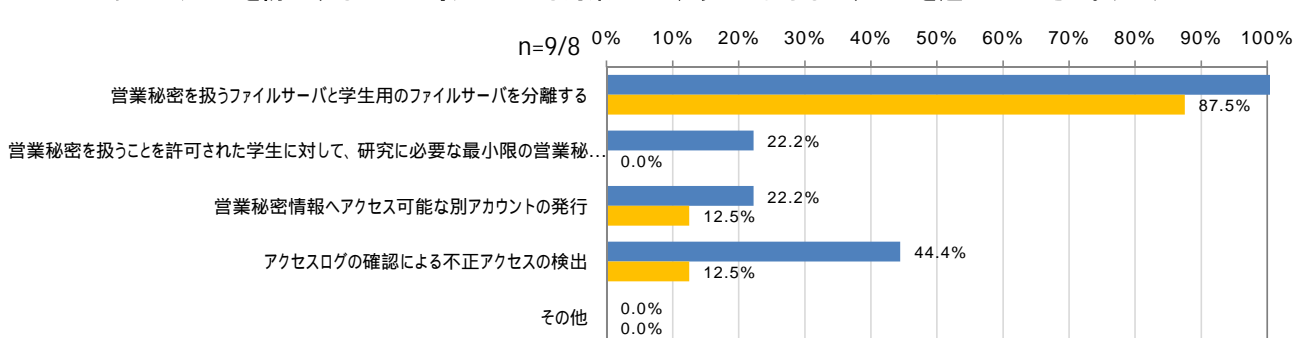
Q2.16 【Q2.15において、1.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、許可のない学生を営業秘密情報に触れさせないための物理的な封じ込め策として、貴部署で導入しているものをすべて選択してください。(MA)



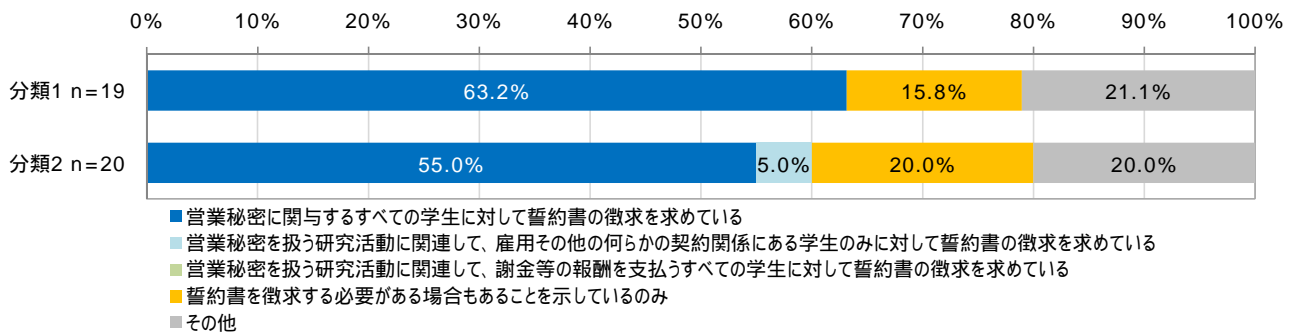
Q2.17 【Q2.15において、2.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、学生に営業秘密情報を扱うことを許可している場合、他の学生による営業秘密情報への不正アクセスを防止するために導入している対策として、あてはまるものすべてを選んでください。(MA)



Q2.18 【Q2.15において、4.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合、営業秘密を保持する必要がある学生を対象とした誓約書(秘密保持契約を含む)の扱いについてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んで番号を記入してください。(SA)



<自由回答>

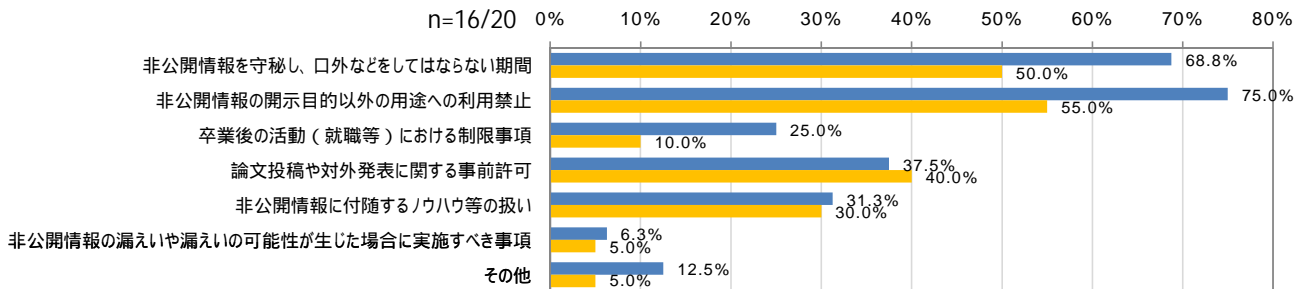
当該研究者(教員)と相談し、必要と判断した場合に誓約書の提出を求める。

取り扱う営業秘密によって誓約書を取っています。

営業秘密の関与に関わらず、研究に参加するすべての学生に誓約書を提出させている。

Q2.19 【Q2.15において、4.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生に対して、貴機関が徴求する誓約書に盛り込むことを定めている内容について、あてはまるものすべてを選んでください。(MA)



<自由回答>

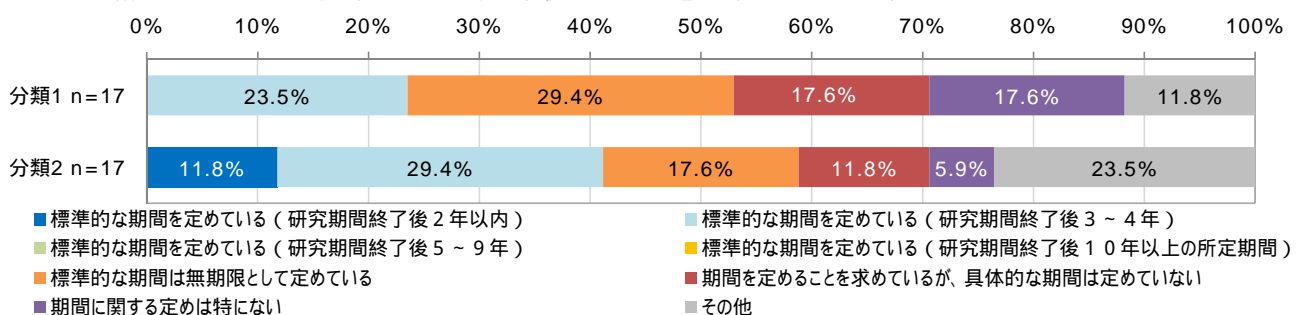
漏洩または漏洩の可能性が生じた場合の対応は、配布しているマニュアルに記載がある。

当該契約書の内容に準ずる

~利用禁止の明記はしていないが、「知的財産の利用にあたり、大学等に損害を生じさせた場合は、それを賠償いたします」という表現を用いています。

Q2.20 【Q2.15において、5.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合、学生が営業秘密を守秘すべき期間についてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んでください。(SA)



<自由回答>

企業との秘密保持契約に定める

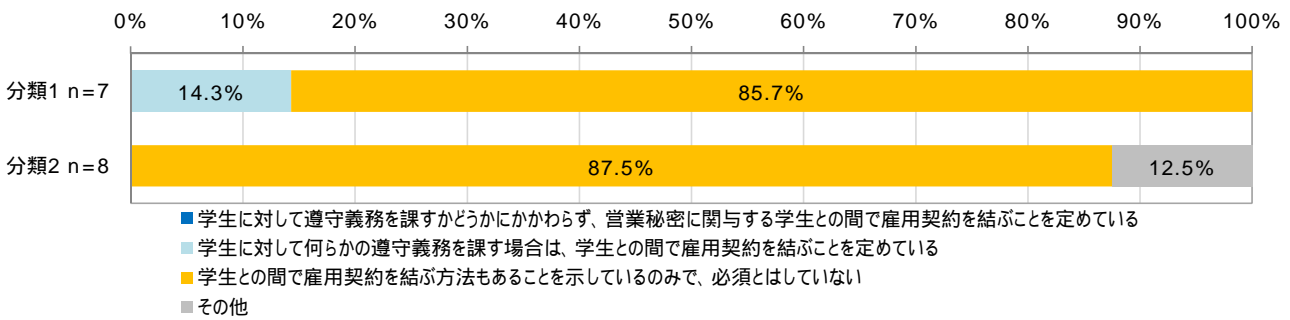
案件ごとに、共同研究契約書において定めている。

当該契約書の内容に準ずる

共同契約書および秘密保持契約書による

Q2.21 【Q2.15において、6.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生の雇用契約についてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んでください。(SA)

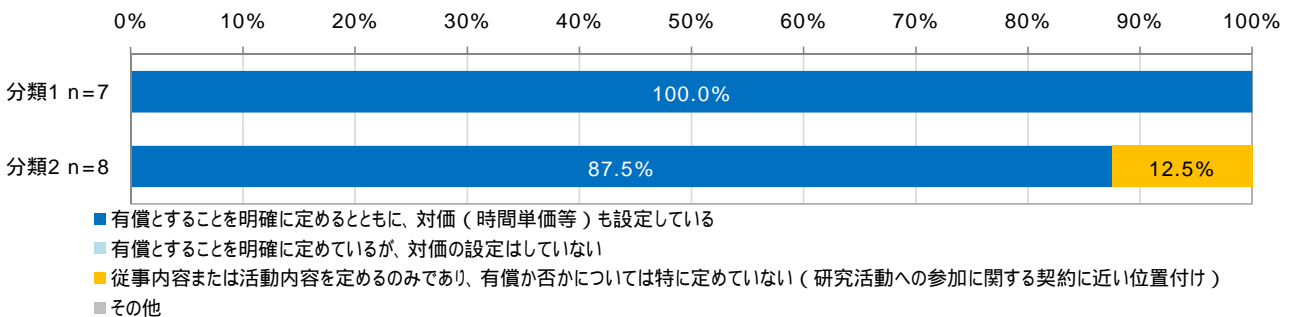


<自由回答>

研究者から学生を参画させたいとの申し出があった場合に、雇用契約を締結している。

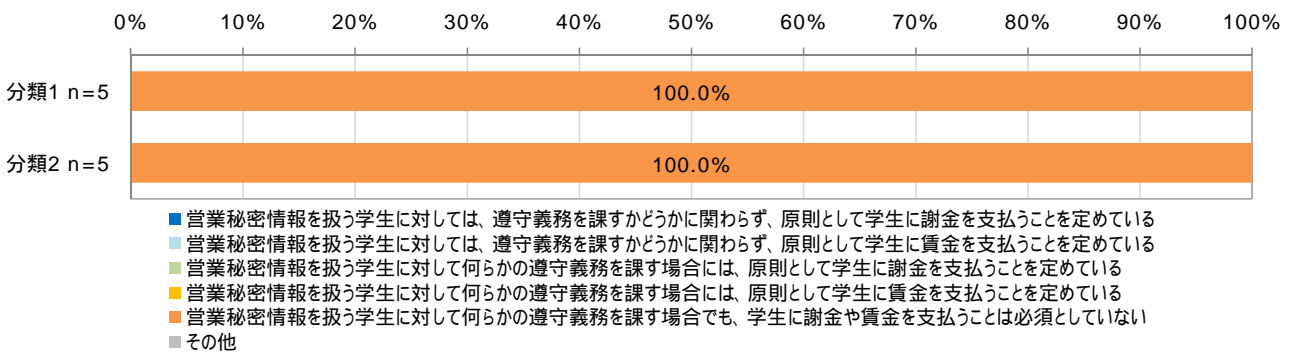
Q2.22 【Q2.15において、6.を選択された方にお尋ねします】

前問でご回答いただいた、学生との間で結ぶ雇用契約について、貴部署のルールにおいて、有償とすることを明確に定めていますか。最も近いものを1つ選んでください。(SA)



Q2.23 【Q2.15において、7.を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加する場合の、学生への謝金または賞金の支払いについてどのように定めていますか。最も近いものを1つ選んでください。(SA)

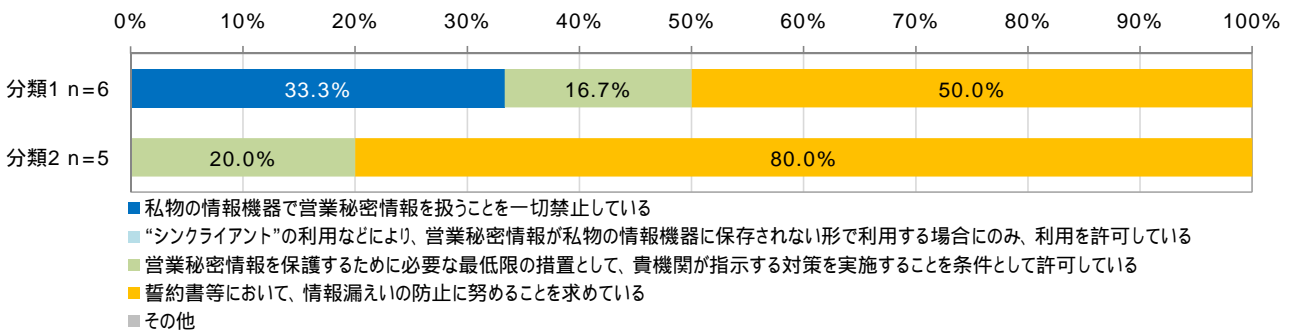


<自由回答>

学生の卒業研究等の個人発表成果になりにくい作業を企業等からの要望で受ける場合には、遵守義務の有無に関係なく謝金を支払っている。

Q2.24 【Q2.15において、 8 . を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が私物の情報機器を用いることに対して、どのような扱いとしていますか。最も近いものを1つ選んでください。(SA)



Q2.25 【Q2.15において 9 . を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルールにおいて、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生の扱いがアカデミックハラスメントとならないようにするために守るべき事項として定められている内容を記入してください。(FA)

<自由回答>

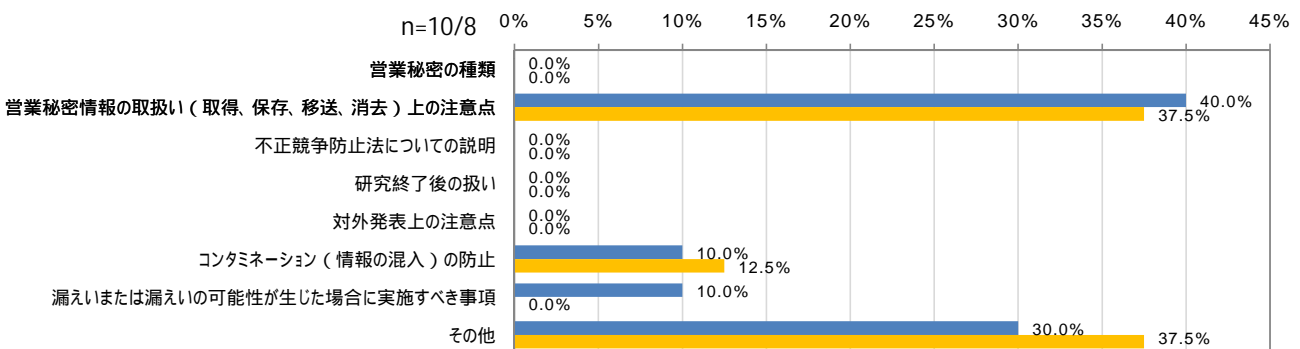
①教育上有意義であること②自らの意志で参加すること③学生の教育を受ける権利を阻害しないこと④学生に対し、研究代表者は参加を強要しないこと

- (1) 日常の職務又は教育・研究を通じた指導等により、職員・学生等に注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 職員・学生等の言動に十分注意を払い、ハラスメントに起因する問題が生じないよう配慮し、広報、啓発等を通じ、その防止に努めることが定められている。

作業時間を制約せずに学生の生活リズムを優先して依頼する、引き受けられない事情がある学生に無理強いしないで代理学生を探す、正当な謝金を支払う、など。

Q2.26 【Q2.15において、 10 . 11 . 12 . のいずれかを選択された方にお尋ねします】

貴部署のルール等において、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生に教育すべき内容として定められているものについて、あてはまるものすべてを選んでください。また、差し支えなければ、教材や資料を返信時に添付してください。(MA)

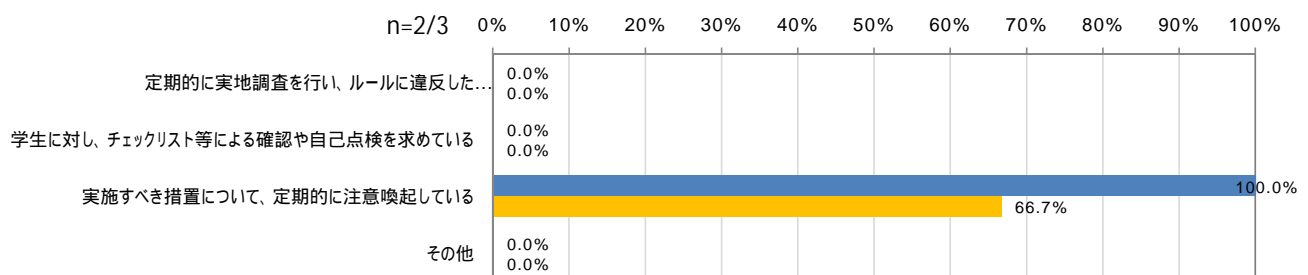


<自由回答>

研究活動に参加する学生には、CITIJapanの「責任ある研究行為」「人を対象とした研究」の受講を義務づけている。研究活動上の不正行為防止の内容の一部として営業秘密情報に関し触れている。

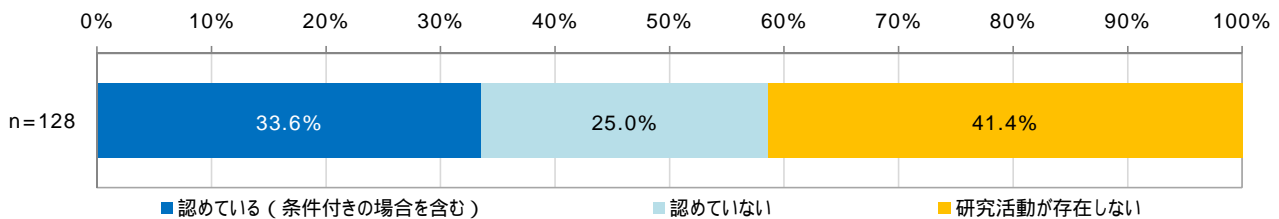
Q2.27 【Q2.15において、 13 . を選択された方にお尋ねします】

貴部署のルール等において、営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が情報管理を適切に行っているかどうかの確認(エンフォースメント)について、どのような方法を定めていますか。あてはまるものすべてを選んでください。(MA)



4. 留学生について

Q2.28 貴部署では、営業秘密情報を扱う研究活動への留学生の参加を認めていますか。もっとも近いものを1つ選んでください。(SA)



Q2.29 【Q2.28において、1.と記入された方にお尋ねします】

留学生が研究活動に参加することを認める条件について、下欄にご記入ください。また、留学生が研究活動に参加する場合の営業秘密管理に関して特に工夫している点があれば下欄にご記入ください。(FA)

研究者の申し出により、留学生が参画する場合、雇用契約を締結している。

学生の研究活動について留学生か否かの区別は行っていない

日本学生と同様の取扱いとしている。

一般学生と同じ

留学生であるか否かにかかわらず学生の研究活動への参加を認めている

留学生以外の学生が営業秘密情報を扱う場合と相違ない。

基本的に国内学生と同様の条件としている。

ただし、2015年12月より、安全保障輸出管理に係る体制を構築するとともに、「大学安全保障輸出管理規程」を制定し、輸出管理アドバイザーを配置し、各学部・研究科と連携しながら対応している。

また、教員・研究者を対象とした研修も実施している。

研究活動に参加する修士学生以上の留学生に対しては、新年度当初のガイダンスで全学生対象に機密情報の保持について説明し、この重要性を理解し、指導教員が適格と認めた者のみ具体的研究に参加できる。

誓約書の提出

日本人学生と同様の扱いとしています。

組織としての方針がなく、企業との共同研究などへの学生の関与は教員の判断で行っている。

国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術に抵触しない研究のみ参加を認めている。

指導教員から特許等の取り扱いや情報漏洩に伴う不利益など一般的な説明を行っている。

留学生に対しての特別な条件はない。

研究契約内容の遵守と守秘義務について指導教員より説明を行う

日本人学生と同様であり、特に留学生特有の条件は定めていない。

学内での秘密保持の誓約書を提出したり、あるいは共同研究先等が求める秘密保持の誓約書を提出することを条件としている。

認める条件は特に定めておりません。

留学生が営業秘密情報を扱う研究活動に参加する場合の条件等については特に規定していないが、安全保証輸出管理の観点から、担当教員には留意していただいている。

一般学生と同様

日本人学生と同様誓約書を提出させている。

条件は部局において案件ごとに定めており、統一的な運用はなされていない。

学生に対する条件と同一。

誓約書の提出

5. その他

その他回答内容について、補足したい事項があれば下欄にご記入ください。(FA)

Q2.1について「貴部署において」とありましたが回答については研究連携課以外の部署での営業秘密についても回答をしています。1. 入試情報、学内試験情報(入試課)2. 調達関連情報(経理調達課)4. 学内の情報ネットワーク構成図など・・・(情報図書課)5. 6. 7. については研究連携課の所掌です。

留学生のみを対象とした個別ルールは定めていない(学生と同じルール・運用)。

【個人的意見】

教育基本法第7条にあるように、「大学は、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」であり、大学の教育研究現場を見れば、秘密に管理したり、囲い込んだりする文化は、ややなじみにくいと考えられる。

ただし、大学の研究の中でも、少数(全体の20%以下)ではあるが、法的義務を負っている産業活動、企業活動のいわばひも付き研究や研究者等もあり、その場合は、関連するルールの制約からは免れないと考えられる。

したがって、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を、大学全体の研究や研究者等に適用することは考え方がやや飛躍していると思われるので、法的制約のある研究や研究者等に対してのみの運用をすることが最善ではないかと思われる。